

## CONTENTS

### 巻頭言

#### 「地方の時代」と地域創生の原点

…… 淑徳大学地域連携センター長 矢尾板俊平

### 論文

#### I. 論文

##### 地域における主体的な学びについて

—京都文教大学地域協働研究シリーズから読み取る学びの実践—

…… 石綿 寛

##### 社会福祉政策における公私協働に関する一考察

—相互支援型協働の試み—

…… 高梨美代子

##### 校長のサーバント・リーダーシップの重要性に関する一考察

—地域学校協働活動を推進する学校を対象として—

…… 西村彩恵・西村吉弘

##### 小売業の指標分析に関する考察

—財務データによる傾向分析—

…… 松村俊英

##### 小売業の地域性に関する考察

—財務データによる傾向分析—

…… 松村俊英

### 研究ノート

#### II. 研究ノート

##### ゼロカーボンシティに向けた政策課題

—再生可能エネルギーの熱利用を中心として—

…… 山形新之介

### 活動報告

#### III. 活動報告

##### 2020年度大学地域連携センター 事業報告

I. 大学地域連携センターの取り組み

II. 各キャンパスでの取り組み

III. 受託事業

# 淑徳大学 地域連携 センター

年報 Vol.5

2021年

# 目次

## 巻頭言

「地方の時代」と地域創生の原点 .....	淑徳大学地域連携センター長 矢尾板俊平	1
-----------------------	---------------------	---

## I. 論文

### 地域における主体的な学びについて

—京都文教大学地域協働研究シリーズから読み取る学びの実践— .....	石綿 寛	3
-------------------------------------	------	---

### 社会福祉政策における公私協働に関する一考察

—相互支援型協働の試み— .....	高梨美代子	11
--------------------	-------	----

### 校長のサーバント・リーダーシップの重要性に関する一考察

—地域学校協働活動を推進する学校を対象として .....	西村 彩恵・西村 吉弘	17
------------------------------	-------------	----

### 小売業の指標分析に関する考察

—財務データによる傾向分析— .....	松村 俊英	30
----------------------	-------	----

### 小売業の地域性に関する考察

—財務データによる傾向分析— .....	松村 俊英	38
----------------------	-------	----

## II. 研究ノート

### ゼロカーボンシティに向けた政策課題

—再生可能エネルギーの熱利用を中心として— .....	山形新之介	50
-----------------------------	-------	----

## III. 活動報告

2020年度大学地域連携センター 事業報告 .....		62
-----------------------------	--	----

### I. 大学地域連携センターの取り組み

### II. 各キャンパスでの取り組み

### III. 受託事業



## 「地方の時代」と地域創生の原点

淑徳大学地域連携センター長 矢尾板 俊 平

2016年度から開設された大学地域連携センターも、2020年度に5年目を迎えました。「地方創生」の時代において、地域から大学に寄せられる期待も、年々、高まっていることを実感いたします。大学は、教育研究機関として、多様な資源を有する地域の「知の拠点」であると言えます。大学地域連携センターでは、自治体、産業界、地域社会の関係者の皆様とともに、地域の発展と継承に寄与できるよう、協働事業や生涯学習等、大学の教育研究資源を社会に還元する「結節点」としての機能を果たすべく、事業を推進しています。

思い起こせば、「平成」という時代は、「地方の時代」であったとも言えます。昭和の終わりから平成の始まりにおいて、時の竹下登内閣は、「ふるさと創生」事業を推進しました。この事業は、各自治体に「1億円」を交付し、各自治体の創意工夫を通じて、地域の独自性や魅力を引き出すことが目的でした。そして平成の終わりから令和の始まりにおいては、第2次安倍晋三内閣において、「地方創生」事業が進められました。さらに、平成の時代には、地方分権改革、地方財政に係る三位一体の改革なども行われました。規制改革の観点から言えば、小泉純一郎内閣での「構造改革特区」に始まり、民主党政権における「総合特区」、そして安倍内閣以降の「国家戦略特区」など、地域限定で規制等を緩和し、地域の独自性や特色を生かした取り組みが生まれました。

「地域創生」を進めていく上で大切なことは、その地域に住む人々が大切にしている「価値」とは何なのかということを知り、それを皆で気づいていくことだと思います。「地域創生」とは「気づき」の作業であるのです。

そもそも「地域創生」を何のために取り組んでいくのか。その答えは明確で、「その地域に住む人々がより幸せに暮らすことができること」ではないでしょうか。地域に住む人々のWell-beingやQuality of Lifeを追求していくことが「地域創生」の本来的な目的であると考えれば、その地域に住む人々の「価値」が、その原点にあると考えるべきです。同時に、その地域だけが提供することができる「価値」もあるはずで、地域創生のいくつかの成功事例を「真似る」のではなく、自分たちの「価値」を知り、その「価値」を他者に提供していく仕組みを作ることが必要です。そこでのキーワードは、「エンパワーメント」ということになるでしょう。つまり、外から何かを提供するのではなく、内なる可能性を発揮できる環境を作っていく、これが「地域創生」の秘訣であると思います。

一方で、これまでの政策の失敗の典型パターンは、「金太郎飴」的な地域創生を進めてしまうことです。どこも似たような「無機質な地域創生」の姿には、どのような魅力を感じることができるのか、大きな疑問が生まれます。

地域と寄り添い、ともに歩むからこそ、見えてくるものがあると思います。そして、地域創生とは、「その地域の人々が主体的に、自分たちの幸せを追求するための選択ができること」であると定義し、その選択をどのようにお手伝いできるのか、時には、自分たち自身も、その選択の当事者となって、どのように選択するのか、ということを考えることが求められるように思います。

そのことを考えると、制度的には、現代の「地域創生」に、分権改革が伴っていないことには、いささかの疑問を感じます。「集権型」の地域創生から「分権型」の地域創生の転換が、今こそ求められているように思います。

2021年12月



## 地域における主体的な学びについて

### — 京都文教大学地域協働研究シリーズから読み取る学びの実践 —

石 綿 寛<sup>1</sup>

#### 要 約

本稿は、現在地域社会との関わりを通じた大学の学びが推奨される中で、特にそこにおいて前提とされる「主体的な学び」を、地域においてどのように実践できるか考察することを目的としている。本稿はこの主体的な学びを、パウロ・フレイレの議論を参考に、学習者の「意識化」としたうえで、地域におけるその実践を京都文教大学で実施されてきた地域社会との学びから読み取っていく。

#### はじめに(本稿の問題意識)：大学生の「主体的な学び」と地域への問い

近年地域社会において大学が学生を教育する学びのあり方が、注目されるようになってきている(例えば、文部科学省が2012年に発表した「大学改革実行プラン」など)。そしてその中に含意されているのが、学生の「主体的な学び」である。それは、アクティブ・ラーニングを前提としてプロジェクト型学習や協働学習、サービスマーケティングなどの手法で実施されるとされる(大木 2018 : 121 ; 久保田 2012 : 6)。

例えば、久保田賢一は、マイケル・ギボンズの議論をもとに、この地域の中における主体的な学びを新しい知識生産の様式「モード2」より説明をしている。久保田によれば、現代社会が直面する科学技術の発展やグローバル化、社会や社会問題の複雑化などにより、知識に求められるものが変化してきた。従来型の知識生産の様式「モード1」においては、知識は各専門領域(ディシプリン)とともにあり専門領域の知識が社会に伝播していくことが期待されていた(久保田 2012 : 6)。これに対して、「モード2」においては、より知識が社会や社会課題に関与することが求められるようになる。ある程度の予測が可能とされた産業社会に対し、高度に科学技術や社会が発展した現代の知識基盤社会において、「モード2の知識生産では実際に社会で起きている問題を取り扱うために、ディシプリンの枠を超えた広範な専門家や一般市民も参加する」(久保田 2012 : 3)。その中で、「知識は現実社会

において誰かの役に立つものであることを意図して生産される」ようになる(久保田 2012 : 4)。この中で大学教育の役割も変化するという。久保田によれば、「モード1の大学教育」では専門家である教員から伝えられた知識を蓄積することが学習とされてきた。これに対して、

「モード2の大学教育」は、モード2の知識生産と同様に専門家だけでなく、さまざまな人たちが関わる活動である。現実社会の問題に学生自身が主体的に取り組む中で、さまざまな知識を学び、行動につなげていく。学生自身も知識生産のプロセスに参画していく学習である。現実社会で起きているさまざまな課題に取り組むためには、教室で教員から知識を授かるだけでは十分ではない。学生自らが、フィールドに出かけ、問題状況に置かれている人たちと関わり、話を聴き、ともに解決に向けて取り組む中で学びが起きる(久保田 2013 : 6)<sup>2</sup>。

このような中で著者は、パウロ・フレイレが『被抑圧者の教育学』の中で議論していた学ぶ主体の「意識化」の議論が重要であると考え<sup>3</sup>。学ぶ主体に知識を詰め込みそれぞれの生きる世界と切り離して社会に順応させることを目的とした「銀行型教育」に対して、フレイレは、「問題解決型教育」を提唱する。

問題解決型教育では、教育される側は自らの前に

現れる世界を、自らのかわりにおいてとらえ、理解する能力を開発させていく。そこでは現実とは静的なものではなく、現実とは変革の過程にあるもの、ととらえられるのである（フレイレ 2011：107-108）。

フレイレにとって人間はすでに置かれた世界の中に生きており、その世界の中に順応するだけでなくその環境をより良いものに変革できる存在であった<sup>4</sup>。そこで重要になるのが、学習を通じた学習者の「意識化」の実践である。フレイレにとって、学ぶ主体が、学習を通じて自分の意識の方向を自分自身で認識することが意識化であった。フレイレによれば、この意識化を経由することで、学ぶ主体は、世界の中でつくられた自分の意識を認識し、そして自分の意識と距離を取り、自分と望ましい世界の関係について考えそして行動することができようになる（フレイレ 2011：99-109）。言い換えるならば、学ぶ主体が、各自の生きる世界がある特定の問題を孕む一つの可能性の結果であることに気づき、各自にとって別のより望ましい形に変えていくべき世界であることに気づくこと、それを通じて「誰かのように生きる」存在（フレイレ 1979：25）から現実を変えていく「歴史的社会的存在」（フレイレ 1979：118）になること、これが意識化であり、問題解決型教育の実践であった。

学ぶ主体の意識化として主体的な学びを理解することの重要性はどこにあるだろうか。それは以下の2点から学習者にとって重要であると著者は考えている。第一に、学ぶ主体の意識化として地域における主体的な学びを理解することは、同時に地域における主体的な学びが要請される背景自体も学習者が意識化することができるようになる。上述したように知識基盤社会という時代背景が地域における主体的な学びを要請しているという久保田の議論を取り上げたが、直接的に地域における主体的な学びを推進する背景となっている日本政府の地方創生政策や大学改革に批判があるのも事実である。例えば、高橋満は、社会教育の立場から、地域創生やそれに伴う地域での学びは、学びの市場化（学習者が学びを購入し、人的資本としての各自の競争力を向上させること目的とする学び）が前提となっており、地域での学びの推進も住民の自由な学びを推奨するというよりも、地域課題を自助や互助や共助によって解決するための手段になる可能性がある

批判している（高橋 2019；他にも岡田 2019など）<sup>5</sup>。地域における主体的な学びが、学ぶ主体の意識化を考慮しないならば、それが推進される背景自体を問えないことになってしまう。言い換えるならば、意識化を経由することで学びの前提である地域創生のあり方や学び自体が学習者にとって問題があると考えられる場合、それ自身を問題と考えることができるようになる<sup>6</sup>。そして、第二に、意識化として主体的な学びを理解することは、なによりも学習者の当事者意識を育み、真の意味での「地域に貢献する人材」の育成にもつながるのではないだろうか。学ぶ主体の意識化は、各自がその生きる世界を問題化し、新たな関与の仕方を可能にする。その中で把握された課題は、個々の学ぶ主体にとって切実であるからこそ学ぶ主体の当事者意識や主体的な取り組みにつながるようになるはずである（石綿 2019b：174-175を参照）。

それでは、主体的な学びをこのように理解したときに、具体的に地域の中でどのように主体的な学びが展開できるであろうか。地域のアクターや地域の課題とどのような取り組みをすることが主体的な学びにつながるのか。また、どのようなコーディネートが必要だろうか。

このような問いの答えを探究するために、本稿では、京都文教大学で実施されてきた地域連携・社会協働の報告、『京都文教大学地域協働研究シリーズ①～④』を事例として取り上げる。京都文教大学は1996年に創設されたが、「開学以来、「現場主義教育」を重視してきた。学びの特色は、フィールドワークや参与観察など、「現場での学び」と「大学での学び」を往還しながら知を深めていくところ」であると京都文教大学学長の平岡聡は語っている（平岡 2019）。そして、2014年度に「地（知）の拠点整備事業」（大学COC事業）および2016年度から「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（COC+事業）にも採択されている（押領司 2021）。事例として取り上げる『京都文教大学地域協働研究シリーズ①～④』は、「大学を核とした地域創生をめざす「地（知）の拠点」事業の〔京都文教大学〕としての中核を成す、地域のニーズと大学のシーズをつなぐ5年間で、延べ81件の共同研究の成果に基づくもの」とされている（森 2019）<sup>7</sup>。

## 京都文教大学による地域における主体的な学びの実践

『京都文教大学地域協働研究シリーズ①～④』の中で論じられていた大学生の学びについて、フレイレの意識化を学生の学習を通じた見方や認識の振り返りとするならば、学生の主体的な学びやそれらをうながす実践が地域との様々な場面において報告されていた。これら論文においては、大学生が地域における体験的な学習を通じて自分が抱えてきた見方や認識を振り返る様子が描かれている。例えば、三林真弓は、子育て支援事業「ママさんサポーター」に参加した学生の声を紹介している。「ママさんサポーター」は、「3歳未満の乳幼児を抱えた仕事をもっていない母親宅に、出産・育児が未経験の青年期男女がサポーターとして定期的に（週に1回、2時間）訪問し、援助するというものである」（三林 2020：130）。

サポーターたちからは、「育児は決して辛いだけのものではないと実感した」「子どもが成長していく様子を近くで見られて、新鮮で感動的だった」「お母さんと話すことで、親の視点から考えられるようになってきた」「街でも赤ちゃん連れのお母さんを見ると、大変さがわかるようになってきたし、気に留めるようになった」といった声が寄せられている（三林 2020：132）。

そして三林の論文を含めてこれらの論文において学びを支える実践として描かれていたことそして論じられていたことは、以下の2つである。それは、「地域の中で他者と出会うこと」、そして、「地域課題の意味の多様性を体験すること」であった。本稿では、このことに言及するために、代表的な事例として、障がい者との交流を通じた学び（吉村 2020a、2020b、2020c、2020d）、と薬物依存者を招いた公開講座や交流を通じた学び（松田 2020）そして、東日本大震災の災害復興ボランティアを通じた体験学習（平岡 2021）を取り上げ<sup>8</sup>以下では論じていく。

### 地域の中で他者と出会うこと

学ぶ主体の意識化を推進するために、重要な実践としていずれの論文の中でも報告されていたことは、学ぶ主体が地域の中で他者と出会うことであった。この

出会いや交流が学ぶ主体の意識化の前提となっている様子が報告されている。

平岡は体験学習の重要性からこの点を指摘している。現代はIT技術の発達などにより情報を簡単に入手できる社会である。そこでは身体を動かさずに買い物も他者とのコミュニケーションも取ることができる。しかしながら、平岡は、身体をつかって直接現場を知覚すること、他者と向き合うことの教育的効果は、はるかに間接的なコミュニケーションよりも高いことを強調する（平岡 2021：56-58）。

簡単に言えば、教習所内での道路を運転するのと、仮免許を得て実際の道路を運転する場合では、同じ体験でも雲泥の差があることだ。実際の道路（現場）では何が起こるか分からないので、その場その場で臨機応変な対応や判断が求められる。よって、身体と精神はフル稼働するため、教育効果は絶大である。

また被災地には、実際に災害を経験した被災者がいる。被災者は災害によって日常の当たり前の生活を強制的に奪い取られた人々である。そのこと自体は悲惨であり、苦渋に満ちた体験ではあるが、別の角度から見れば、被災者は、強制的あるいは他律的であるにせよ、災害ですべて（あるいは、多くのもの）を失うことにより、人間のエゴや自我といった不純物がそぎ落された人々でもある。仏教的に言えば、被災者は覚りにも似た境地に達している。ボランティア活動に従事した人が、ボランティアを通じて、かえって被災者の人々に励まされ、勇気や元気をもらったという話はよく聞かすが、それはまさに被災者が、ある意味で理想的な人間（あるいは、人間本来）として我々の前に立ち現れているからではないか。

そのような現場や被災者との接触が、学生たちにさまざまな気づきを促さないわけがない（平岡 2021：58-59）。

またこの他者との出会いにおいて、他者と継続的に向き合うことの重要性も指摘されていた。例えば、京都文教大学において障がい者との交流事業<sup>9</sup>に取り組む吉村夕里は、学生と障がい者との学びにおいて継続的な交流の重要性を指摘している。確かに「障がい当事者が参画する授業」<sup>10</sup>において当事者と出会うこと

により参加した学生は各自で形成してきた障がいに対するイメージや見方を修正していく<sup>11</sup>。しかしながら、それらの認識の変化は、往々にして障がい当事者からの積極的な働きかけに依存しており、脆く崩れやすいものであると吉村は論じている<sup>12</sup>。

オルポートは偏見には肯定的な偏見と否定的な偏見が存在するとしたが、このように相手の態度や姿勢と環境調整に依拠して受動的な形で形成された学生たちの障がい者に対する肯定的な印象形成はオルポートが言う「肯定的な偏見」と解釈できるものであり、脆く崩れやすいという弱点をもつことが課題として指摘できる（吉村 2020b : 23）。

障がい当事者のなかには、頻尿、傾眠といった生理的な特徴や、体温調整や痛みのコントロールや異常反射の抑制が難しいといった身体的な特徴をもつ人や、気分変動などの症状をコントロールすることが難しい人たちも存在する。……日常的な対話をとおしてではなく、相手と周囲の状況に依拠して形成された肯定的なイメージは、以上のようなリアルな事態を目の当たりにすると、容易に否定的なイメージへと反転するのである（吉村 2020b : 24）。

そして、このような課題に取り組むためには、学内で他の障がい当事者とかかわる演習や実習との連携、交流する機会（吉村 2020b : 25）、そして、「援助という枠組みを外した様々な出会いや接点を生活のなかで継続的にもつことが必要だと思われる」と述べている（吉村 2020a : 14）<sup>13</sup>。

### 地域課題の意味の多様性を経験すること

地域の他者と出会うこと・交流することだけでなく、事例として取り上げた論文からは、学生の主体的な学びをうながすためには、他者との出会い方や交流の仕方にも工夫を凝らす様子が紹介されている。それは、学生が地域課題の意味の多様性を経験できるように、学びの場を構成することであった。地域の様々な課題、例えば、「東日本大震災からの復興と支援」、「ノーマライゼーション」、「地域における母親の子育て支援」、「薬物依存者との共生」などは課題としては確かに存在している。しかし、それぞれの課題をどの

ように経験し、意味づけているかは、地域の当事者や学生、地域社会の住民、そしてコーディネーターである教職員でも異なっている。そしてそれぞれ当事者、学生、住民などの内部でも異なる場合がある。学生の主体的な学びを促すために、京都文教大学の取り組みでは、学生がそれぞれの地域課題に取り組み、この経験や意味づけの違いに気づきを得られるようなコーディネートが実施されていた。

松田美枝は、学内において地域の薬物依存者による公開講座や、グループミーティングそして、ゼミの学生に対しては、実際に地元のダルクを訪問し依存者の方々と「一緒にカレーを作って食べる体験」学習を実施している（松田 2020 : 176）。松田によれば、薬物をはじめとした依存症は、「健康や生活に悪影響があると分かっているにもかかわらず止められない習慣（＝耽溺）のことであり、使用障害である」（松田 2020 : 173）。そして薬物依存に陥ってしまう原因は、快楽に溺れることそのものというよりも、「ひとつには、心的外傷、心の病、孤独感、自信のなさ、生きづらさなど、耐え難い心の痛みを緩和するために「自己治療（self-medication）」であるとする考え方が有力になってきている」（松田 2020 : 174）。松田は、小林桜児の議論を参照しつつ以下のように論じている。

小林によれば、依存者は表面的には過剰適応する傾向があるが、本質的には依存対象しか頼ることができず、他者を信じて心を開き、頼ることができない。小林はその状態を「信頼障害」と名付けている。「信頼障害」の状態に陥っている依存者は、自分が抱えている困難やそれにまつわる感情に気付くことができず、言語化することができないため、当然ながら他者に助けを求めることもできない。そのような生きづらさ状況を、依存対象を使用することで生き延びてきているが、どこかでその対処法は限界を迎え（依存対象に裏切られ）、他者を困らせるような形で表出して初めて、他者の知るところとなる。その意味で、依存症の症状は依存者が長年にわたり抱え込んできた、極限の生きづらさのサインであるといえる（松田 2020 : 174-175）。

それゆえ、依存症からの回復とは、依存者が「依存の背景にある自己の傷つきに気づき、自分の気持ちを表

現できるようになり、依存対象以外のもの(=人)を信じて頼れるようになることが目指される」と松田は論じている(松田 2020:175)。しかしながら、このような薬物依存や依存者の回復施設に対しては理解が進んでいるとは言いがたい。薬物依存者は警戒され依存者の回復施設建設には各地の地域住民により反対運動が実施されている。

薬物の問題が人類と切っても切り離せない以上、回復施設は必要であり、地域から隔離して精神科医療機関や刑務所に入れるだけでは、薬の使用を断つことはできても、薬を必要としない生き方を身につけることはできない。それには地域の理解と協力がどうしても必要なのである(松田 2020:173)。

この中で実施される、薬物依存当事者による公開講座や回復施設に訪問しカレーを一緒に作る学びとは、学生が一般的に共有しているであろう「薬物依存」という地域課題を「依存者の隔離と住み分け」に結び付ける理解に対して、薬物依存者との出会いや交流を通じて「薬物依存」という地域課題を「地域の住民としての薬物依存者との共生」という理解に結び付ける実践と解釈することができる。だからこそ学生は、薬物依存者、薬物依存という問題に対して意識化を実施できるのではないだろうか<sup>14</sup>。

吉村は、障がい者との交流事業を通じた学びの中で、障がい当事者による「障がい体験学習」のファシリテーションを重視している。車いすの操作などを通じて、「障がいをもつ人の困難をシミュレーションする体験学習」が「障がい体験学習」であるが、「取り組みの実施主体はほとんどの場合は援助専門職もしくは大学の教員など」であることが多い(吉村 2020c:26)。障がいをもつ当事者のファシリテーションがなぜ重要なのか。それは障がい体験学習を通じて、「周囲の人は、車いすを介助者の介助道具として画一的に捉えがちであり、車いすの疑似体験も、不慣れた乗り物を扱うという新奇体験や、恐怖体験のように捉える場合もあるためである」(吉村 2020c:29)。吉村によれば、車いす使用者にとっての車いすと介助者にとっての車いすの捉え方は異なる。そして車いす使用者の中でも障がいの程度や使用歴、介助式か自走式かなどによって車いすの経験は異なるという。このよう

な意味で、車いす使用者である障がい当事者が車いす体験に参画すること、主体となることが必要となる。なぜならば、当事者ではない

介助者が車いす操作の主体とみなされた場合には、介助者はいかに車いす使用者に対して配慮を行うのか、外界のバリアから守るのかという視点ばかりが強調される。障がい当事者の意思に基づく移動を重視した場合は、それを妨げている周囲の物理的なバリアをいかに解消するべきなのかという視点が重視されることになる(吉村 2020c:30)。

このように企図される体験学習は、「地域社会におけるバリア」という地域課題において、学生や非当事者が「介助者が配慮すべき問題」という捉え方をすることに対して、「地域社会におけるバリア」という地域課題は「障がい当事者が経験する問題」であることを提示している。ここでも地域課題の意味の多様性を学生が経験する仕組みが実施されていた。

## むすびにかえて：学びの共同体の形成にむけて

以上、本稿では、学生の主体的な学びをパウロ・フレイレの学ぶ主体の意識化とした上で、地域の中での学生の主体的な学びを京都文教大学における実践より考察をしてきた。京都文教大学の報告が示していたことは、学生が地域の中での学びを通じて地域課題や地域課題に対する認識を振り返るといった主体的な学びであった。そして、そのような学びをうながすために、実際に地域の他者と出会い交流する実践、そして地域の他者との地域課題への協働を通じて地域課題の意味の多様性を開示する実践が実施されていた。

本稿では学生の主体的な学びに注目して京都文教大学における地域連携・社会協働の実践を取り上げたが、地域の中での主体的な学びは、学生だけに限定されるものではない。学生との地域課題への協働を通じて、地域の住民が、自分達で意識してこなかった地域の魅力や価値、課題を再発見する様子も『京都文教大学地域協働研究シリーズ』の他の論考では示されていた(片山 2021; 橋本 2021; 森 2021)<sup>15</sup>。また、学生の学びを地域の人々と企画する教職員が、学生と母親の交流より協働の意味を見直すことや、薬物依存者の関

係性からコミュニティの在り方を考え直す様が描かれていた(三林 2020: 135-136; 松田 2020: 193-194)<sup>16</sup>。たしかに、フレイレは意識化を促す学びにおいては、教育者も同様に意識化を通じて世界を変革する学び手であることを議論している(フレイレ 1979: 81)。このように、地域の中で主体的な学びを実践するとは、地域をとりまく様々なプレイヤーが、地域課題への取り組みなどを通じてお互いにお互いの意識化(つまり変化させるべき課題を発見すること)を助け合うこととも理解できる。この「学びの共同体」の形成こそ、地域創生として地域にかかわるプレイヤーたちが主体的により開かれた地域をつくっていくことにつながるのではないだろうか。

## 注

- 1 淑徳大学サービスラーニングセンター 助手
- 2 これに伴い、教育を通じて得ることが期待される能力にもモード1とモード2では違いがあることを久保田は指摘している。安定的で経済が自動的に成長することを前提とするモード1の社会では「いわれたことを素直にこなす力」や「繰り返し安定して行動できる力」が求められた一方で、モード2の社会において求められる能力は、従来の認知能力に加え、意思決定、自尊心および対人関係能力などを含んだものと捉えられている。さらに、ルーティンをこなす力よりも、多様な人々とネットワークを作ったり、チームを組んで仕事をしたりして、新しく直面した問題状況に柔軟に対処する力が含まれている(久保田 2012: 2)。
- 3 もちろん、この主体的な学びに対しては様々な理解があると言われている(溝上 2019)。例えば、「学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」(文部科学省「主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について)がある、これに対して「行為を通して環境に働きかけ、その相互作用を通して知識を構成する、世界に参加する「主体的な学び手」(林 2019: 68)や「自らの問題意識をたかめる」学び(大木 2018: 129)という理解もある。
- 4 フレイレはこのことを「人間化」(ヒューマニゼーション)として議論をしていた(フレイレ 2011: 20-22; 143-144)。
- 5 同様の批判としてサービスラーニングに対する批判などがある(石綿 2019a)。
- 6 他方で、地域に大学が関与していくことは、地域、市民社会に支えられなければ大学の存続も発展もないという考えに立てば、疲弊する地域の再生という地域づくりにおいて、リカレント教育や地域を担う人材の育成にいかんが大学が応えうるか、さらに大学が真に地域と向き合い、協働し、社会貢献の本質をつかみ取っていく好機と捉えること(村田 2019: 70)もできるという意見も重要であると著者は考えている。
- 7 もちろん、地域社会と連携しながら大学生の学びに取り組んでいるのは、京都文教大学だけではない。しかしながら、大学COC事業およびCOC+事業に取り組んだ先進的な事例の1つとして、パイロットスタディとして取り上げる価値は十分であると著者は考えている。
- 8 これら以外にも、地域連携学生プロジェクト「商店街活性化隊 しあわせ工房Can Vas」の学び(片山 2021)や「宇治・伏見観光とまちづくり」の学び(橋本 2021)、「地域の子育て支援事業を通じた」学び(三林 2020)、「【みんなで学ぶ環境まちづくりクラス】」の学び(石田 2021)などにも大学生の主体的な学びの軌跡を読みとることができる。本来ならばすべての事例について言及する必要があるが、著者の能力上、事例を絞ることにした。これら3つの事例を取り上げる理由としては、どの事例とも地域における学生の主体的な学びが明確に読み取れること、そしてその学びを地域社会においてコーディネートする意図が明確にうかがえることである。
- 9 吉村によれば、京都文教大学では障がい者交流事業は、「地域社会の障がい者との継続的交流」、「障がい当事者が参画するイベント企画」、「障がい当事者が参画する授業などの継続的实施」、そして「障がい当事者が参画する教材づくり」の4つの取り組みによって成立している(吉村 2020d: 3)。
- 10 これらの授業では、障がい当事者が継続的に授業計画および授業ファシリテーターとしても参加をしている(吉村 2020b)。
- 11 学生から以下のような言及があったことを吉村は報告している。  
たとえば「障がい者の人は、健常者に比べて、不自由になってしまうことが多い。そのため、気持ちも明るくならず、落ち込んでいる人が多いのかと思っていた」「今まではメンバーさん全員を障がい者という一つの枠組みで捉えており、一人ひとり違う個性をもった人間だということを理解していなかった」……といった障がい者イメージの変化に言及した感想が得られるようになる。また、「この人は障がいがあるため話すことが難しい、あまり話しかけない方がいいのかなと思っていたが、それは固定概念で、それにとらわれているのはよくない」「障がい者だからといって変な気をつかったり、妙にかしこまる必要はない。相手は同じ人間であることを再認識し、会話への抵抗性を感じることが減った」といった、障がい者への関わり行動に関連した認識の変化に言及する学生もみられるようになる(吉村 2020b: 20)。
- 12 この理由として学生側が「親や教員、バイト先の人など、役割や枠組みが明確な環境に限られていて、それ以外の大人たちと継続的に交流する機会をあまりもたないこ

と」や、障がい者は支援する対象という認識枠組みに学生がとらわれており過剰な配慮と自己抑制により交流ははかられないこと、学生自身に能動的にかかわることへのブレーキがあることなどが指摘されている（吉村 2020b：21-22）。

13 吉村によれば、

日本の大学教育では、障がい当事者がゲストスピーカーやメッセンジャーとして、体験談や生活状況、参加している組織の活動を語ったり、紹介したりすることはあっても、教材開発や教育実施のデザイン、授業評価や学生評価などを含む大学教育の一連のプロセスに継続的に参画することはきわめて稀であることが挙げられる（吉村 2020d：3-4）。

14 松田は、以下のように論じている。

これらをとおして学生たちは、「初めは怖いと思っていたけれど、接してみたら面白いおっちゃんたちだ」という、素朴で自然な感想を持つ。交流したことがないとまるでモンスターのように恐ろしく感じるが、たった一度、そのような体験を持つだけで印象やイメージは変わるものだと実感する（松田 2020：176）。

15 例えば、橋本和也は、宇治橋通り商店街での活性化という課題を学生とともに取り組んできたが、その中で、学生が商店街の店主にインタビューをした際に、「店主は自分がいままで行ってきたことが、学生が来て聞くに値し、語るに値するものであったことに改めて気づいたという」ことを報告している（橋本 2021：192）。橋本は以下のように論じている。

店主をはじめとして地域の人びとは地域に顔を出した学生に自らの知を授け、学生を育てる作業に携わるときに自らの経験を客観化する。自らの店で伝承され、いま自分が工夫をしていることがそのまま地域の文化資源であることを再認識し、自信となっている。学生の地域での活動を契機に、地域の文化資源（モノ）を媒介にして人と人が結びつく。このモノと人、人と人の混淆的ネットワークのなかで「地域」で生きて活動することの意味が確かなものになっていくのである（橋本 2021：192）。

16 この点について松田は以下のように述べている。

依存者のコミュニティは、加害者と被害者、当事者と支援者、先輩と後輩など、本来、立場の異なる者同士が、対等な立場でともに暮らすコミュニティの先駆的なモデルであるということである。従来型の地域共同体は、共同体のルールにそぐわない者を排除するか、あるいは当事者が自発的に身を隠すことによって、その安定性を保ってきた側面があるように思うが、実は誰もが多かれ少なかれ課題を抱えていて、生きづらいつ感じているものである。自殺希少地域の習慣を表す言葉として「病、市に出せ」というものがあるが、現実には起きている問題をなかつたことにするよりも、率直に話し合う方が、多くの人が暮らしやすいコミュニティが実現できるように思う（松田 2020：194）。

## 参考文献

- 石田浩基、2021、「都市型環境教育による循環型社会形成への期待」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ④ 実践！防災と協働のまちづくり—住民・企業・行政・大学で地域をつなぐ』、森正美編、ミネルヴァ書房、pp.76-102.
- 石綿寛、2019a、「公正型サービスラーニングにおける学びの意味—パウロ・フレイレの2つの教育から—」、『淑徳大学サービスラーニングセンター年報』、9、pp.19-26.
- \_\_\_\_、2019b、「新しいリベラルアーツ批判のリベラルアーツ理解—持続可能な社会における大学批判の考え方—」、『日本社会の持続可能性と総合政策』、横山彰編、中央大学出版、pp.165-187.
- 押領司哲也、2021、「企業と育てる地域人材—京都文教ともいきパートナーズの挑戦」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ④ 実践！防災と協働のまちづくり—住民・企業・行政・大学で地域をつなぐ』、森正美編、ミネルヴァ書房、pp.134-161.
- 大木えりか、2018、「地域実習におけるフィールドスタディの意義—実習生のリフレクションを促すグループインタビューの質的データ分析—」、『地域創生学研究』、1、pp.121-131.
- 岡田知弘、2019、「「地方創生」政策と地域づくり」、『地域づくりと社会教育的価値の創造』、日本社会教育学会編、東洋館出版社、pp.24-37.
- 片山明久、2021、「なにげなき街こそ観光資源—まちあるき観光的「ロゲイニング」の試み—」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ③ 旅行者と地域が創造する「ものがたり観光」—宇治・伏見観光のいまとこれから』、片山明久編、ミネルヴァ書房、pp.58-89.
- 久保田賢一、2012、「知識基盤社会の大学教育」、『大学教育をデザインする—構成主義に基づいた教育実践』、久保田賢一・岸磨貴子編、晃洋書房、pp.1-13.
- 高橋満、2019、「地域づくりと社会教育」、『地域づくりと社会教育的価値の創造』、日本社会教育学会編、東洋館出版社、pp.8-20.
- 林加奈子、2019、「ジェンダー、セクシュアリティとサービスラーニング—構成主義的学習館から見る学生たちの学びと地域社会への学生参加の意義—」、『サービスラーニングの実践と研究』、1、pp.66-75.
- 橋本和也、2021、「宇治・伏見観光とまちづくり」実践の「地域文化観光論」的考察—「ものがたり」としての「地域との協働」—、『京都文教大学地域協働研究シリーズ③ 旅行者と地域が創造する「ものがたり観光」—宇治・伏見観光のいまとこれから』、片山明久編、ミネルヴァ書房、pp.187-214.
- 平岡聡、2019、「巻頭言」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ① 京都・宇治発地域協働の総合的な学習—「宇治学」副読本による教育実践』、橋本祥夫編、ミネルヴァ書房.
- \_\_\_\_、2021、「災害復興ボランティアと大学教育」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ④ 実践！防災と協働のまちづくり—住民・企業・行政・大学で地域をつなぐ』、森正美編、ミネルヴァ書房、pp.48-72.

- フレイレ、パウロ、1979、『被抑圧者の教育学』、小沢有作他訳、亜紀書房、東京。
- \_\_\_\_\_、2011、『被抑圧者の教育学 新訳』、三砂ちづる訳、亜紀書房、東京。
- 松田美枝、2020、「アディクションからコネクションへ—薬物依存者は刑務所や病院より地域で回復する—」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ② 多様な私たちがともに暮らす地域—障がい者・高齢者・子ども・大学』、松田美枝編、ミネルヴァ書房、pp.171-194。
- 溝上慎一、2019〔2017〕、「(理論)主体的な学習とは—そもそも論から「主体的・対話的で深い学び」まで—」、[http://smizok.net/education/subpages/a00019\(agenitic\).html](http://smizok.net/education/subpages/a00019(agenitic).html) (最終アクセス 2021/08/28)。
- 三林真弓、2020、「地域に根ざした子育て支援活動をめざして—ママさんサポーター活動の実践—」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ② 多様な私たちがともに暮らす地域—障がい者・高齢者・子ども・大学』、松田美枝編、ミネルヴァ書房、pp.127-137。
- 村田和子、2019、「「地域づくり」と大学生涯学習—「大学地域連携」政策の批判的検討—」、『地域づくりと社会教育的価値の創造』、日本社会教育学会編、東洋館出版社、pp.66-79。
- 森正美、2019、「巻頭言」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ① 京都・宇治発地域協働の総合的な学習—「宇治学」副読本による教育実践』、橋本祥夫編、ミネルヴァ書房、pp.i-ii。
- \_\_\_\_\_、2021、「フューチャー・デザインで描くコミュニティの未来—宇治市の取り組み—」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ④ 実践！防災と協働のまちづくり—住民・企業・行政・大学で地域をつなぐ』、森正美編、ミネルヴァ書房、pp.177-194。
- 吉村夕里、2020a、「障がい者「あるある」現象」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ② 多様な私たちがともに暮らす地域—障がい者・高齢者・子ども・大学』、松田美枝編、ミネルヴァ書房、pp.6-15。
- \_\_\_\_\_、2020b、「障がい当事者が継続参加する学内実習授業」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ② 多様な私たちがともに暮らす地域—障がい者・高齢者・子ども・大学』、松田美枝編、ミネルヴァ書房、pp.16-25。
- \_\_\_\_\_、2020c、「障がい当事者が参画する教育研修」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ② 多様な私たちがともに暮らす地域—障がい者・高齢者・子ども・大学』、松田美枝編、ミネルヴァ書房、pp.26-35。
- \_\_\_\_\_、2020d、「障がい者との交流事業」、『京都文教大学地域協働研究シリーズ② 多様な私たちがともに暮らす地域—障がい者・高齢者・子ども・大学』、松田美枝編、ミネルヴァ書房、pp.2-5。
- 文部科学省、2012、「大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/06/\\_icsFiles/afieldfile/2012/06/05/1312798\\_01\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/_icsFiles/afieldfile/2012/06/05/1312798_01_3.pdf) (最終アクセス2021/08/28)。
- \_\_\_\_\_、2017、「主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について」、[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/24/1397727\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/24/1397727_001.pdf) (最終アクセス 2021/08/28)。

Active Learning in/with Local Society

-A Textual Analysis of Kyoto Bunkyo University's Education in/with Local Society-

Hiroshi ISHIWATA

# 社会福祉政策における公私協働に関する一考察

## — 相互支援型協働の試み —

高 梨 美代子<sup>1</sup>

### 要 約

地方行政は、2040年問題に対する体制整備が求められている。厚生労働省は社会実験として全国58か所の地方行政で公私協働事業「安心生活創造事業」（平成21年から25年度）を実施した。筆者はある地方行政で「ともに」態度とソーシャルワークの知見を用いた「相互支援型協働」を試みた。結果、「ともに」の関係に「なる」ことで力動が変化し、生活基盤が構築され、そのシステム内で支援が活発化することが示唆された。

### はじめに

地方制度調査会令和2年6月26日「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」がまとめられた。人口減少が深刻化し、団塊ジュニアが65歳になるために高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて生じることが見込まれる変化・課題を、人口構造、インフラ・空間、技術・社会に課題をまとめている。人手不足によるインフラの整備、大規模災害、新型コロナウイルスなどのリスクへの対応の懸念が高まる一方で、Society 5.0の到来をはじめ、今後も予想できない新たな技術が登場する可能性、IoTであらゆるモノと人が即時につながれば、必要なサービスを必要なときに必要な量だけ提供するための情報を、入手し共有することも期待できる技術・社会等の変化が挙げられている。なお、答申の中で注目したいのは、変化・課題の相互の関係に着目し、地方行政体制も一般システム論的な視点で捉える必要を述べていることである。また、SDGsを意識した形で、「持続可能で個性豊かな地域社会を形成していく上で、地域課題に総合的に対応する地方公共団体に求められる役割は大きく、そのあり方を変化やリスクに適応したものへと転換していく必要がある。」と述べている。

では、どの様に地方行政は体制構備を推進すれば良いのか。その参考として、近年の社会福祉政策の大きな転換期に全国58市町村で実施された厚生労働省地域

福祉推進市町村モデル事業「安心生活創造事業」を取りあげる。このモデル事業を行った1つの市で筆者は、プロジェクトリーダーとして関わった。プロジェクトを実施する上で「支える」、「支えられる」関係ではなく「支え合う」、つまり「ともに」という態度と一般システム論に基づくソーシャルワークを援用した住民と行政の「相互支援型協働」を試みた。その結果、住民が主体的に見守りなど6つのソーシャル・サポート活動を行いながら、社会的孤立にさせない地域づくりを展開し、その中で、行政は属性にかかわらない総合相談センター設置、権利擁護事業の充実、地域内の拠点作り、医療、福祉、保健、教育、司法などによる専門職との連携事業、活動や学びの場を通し、社会とのつながりを回復する支援づくり等による包括的な支援体制の整備につながっていった。そこで、本論では、「公私協働」の形態に着目し、その「あり方」を考察したい。

### 1. 「協働」の概念について

#### (1) 「協働」の概念

広辞苑では「共同：common二人以上の者が力を合わせる事。協同と同義に用いられることがある。」「協同：心を力を一つにして助け合って仕事をする事。」「協働：cooperation collaboration 複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」とある。類似語として、「連携」とは、「互いに連絡を

とり協力して物事を行うこと。」とされている。英和辞典では、「common：共通の、共同の、公共の、ありふれた、一般的」「cooperation：共通の目的のために協力する」「collaboration：協同で仕事をする。合作する」とある。漢和辞典では、「協同：みんなで力を合わせる。一致して仕事をする」とあるが、「協働」や「共同」は取り上げていない。

なお、「協働」の概念は、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロム（Vincent Ostrom）が、1977年の著作「Comparing Urban Service Delivery Systems」の中で主要概念として、「Co-production」という用語を用い、日本では「協働」と訳され以後定着する。近年、この「協働」の概念は日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠な概念のひとつとなっている。

日本の行政学において「協働」を研究する荒木（1990）は、行政と住民の「協働」の意義として、「1. 地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題と市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互に不足を補い合い、課題解決に向けて取り組む、2. 協働した方がサービス供給や行政運営上の効率が良いとされる場合にに取り組む、3. 相互に自立した関係の主体が協力しあってサービスの質を高めること」にあるとしている。また、「武藤、松下などの各種『協働』の研究を参考に、「協働」を成立させる要件の共通項として1. 主体間の対等性、2. 各主体の自主・自律性、3. 複数主体の相互作用、4. 相乗効果による価値の創造」を挙げている。

## （2）公私の「協働」の形態

「協働」の形態として辻山（1993）は、行政主導型と住民主導型と双方向型の3つを示し、それぞれの特徴を次のように指摘している。

行政主導型の特徴は、「住民側が行政との「協働」のスタイルをとりながらも、実態は行政の下請け・協力といった傾向が強く、「協働性」意識が薄弱なレベルである」。

住民主導型の行政の特徴は、「『行政に働きかける』積極的な協働の自覚的意識にある。ただし、まちづくりに関しては、多くの利害関係と団体間の調整が必要となるので、行政との関わりなしに事業を遂行することが困難である」と述べている。

双方向型の特徴は「住民側に行政の下請け化に対す

る強い警戒心があること、行政の側に住民ニーズにあった行政サービス提供につながるよう団体を指導・誘導したいという強い願望がある」と指摘している。

また、協働関係が成立する基本的条件として①社会的な目標があり共通の課題意識がある、②双方の主体性が確保されている、③財政的にも人材的にも双方の負担があることとしている。

ここで注目したいのは、行政の住民に対する関わり姿勢（態度）が、住民の意識や行動に作用することである。①行政主導型は、行政が主導する態度で、住民は従う、②住民主導型は、住民が主導し、行政は様子を見守る態度、③双方向型は、行政の思惑からの指導・誘導をしたいという姿勢を住民が感じ取っているという点である。

言い換えれば、「協働」にあたり、行政の「上からの指導」、「住民におまかせ」という態度を住民は敏感に感じ取り、住民は「依存型」、「関心を向けない」と意識が働くという懸念されるということである。別の見方をすれば、行政の関わり姿勢（態度）次第で「協働」の効果が良くも悪くも変わるということを示唆している。

## 2. 新たな「協働」形態である相互支援型協働の試み

### （1）国が「公私協働」を目指した背景

厚生労働省・社会援護局（座長：大橋謙策）は、これからの地域福祉のあり方研究会報告書（2008）『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—』（以下、「新たな支え合い報告書」）をまとめられた。

「新たな支え合い報告書」によれば、「制度が整備された一方で、個人主義の台頭、プライバシーの保護の考え方の浸透、地域の行事の簡略化、効率化、少子高齢化、核家族や単身世帯の増加により、地域内で営まれてきた近所同士のつきあい、ソーシャル・サポートが減少している」と指摘し、「基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様なニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、「新たな支え合い」（共助）の拡大、強化が求められている。」と述べている。市町村の役割として、「総合的なコミュニティ施策の必要性」

があり、「防災・防犯、教育・文化・スポーツ、就労、公共交通・まちづくり・建築など、幅広い視点から、従来の福祉の枠にとらわれない、総合的なコミュニティ施策が必要」とまとめている。「協働」する目的は、「市場、行政、非営利セクターがそれぞれの弱点を補い合い、住民の生活課題に対応することが必要」と述べられ、生活課題に対し、「補完」し合う関係が示されている。一方で「公私協働」のあり方は示されていない。

なお、「新たな支え合い報告書」を受けて、厚生労働省社会・援護局が58の地方自治体と共にモデル事業「安心生活創造事業」を平成21年度から平成23年及び追加2年の5年間実施している。行政が責任主体、社会福祉協議会等が実施主体となった公私協働の「新たな支え合い」による「持続可能な地域づくり」の社会実験が行われ、報告書がまとめられた。

## (2) 国のモデル事業の特徴

安心生活創造事業の特徴として挙げられることは、①住民と行政の協働という国のパイロット事業、②プログラムはモデル実施市町村の特徴にあわせて行える、③「コミュニティソーシャルワークの具現化に通じる事業」、④5年間に及ぶ社会実験の成果は、「見直しませんか支援のあり方・あなたのまち～安心生活を創造するための孤立防止と基盤支援」の報告書としてまとめられ、平成22年「新しい公共」、平成25年「生活困窮者自立支援法」、「社協・生活支援活動強化方針」、平成27年4月介護保険改正「生活支援体制整備事業」、平成28年「地域共生社会政策」、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」）、社会福祉法改正に基づき、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるための令和3年「重層的支援整備事業」などへ影響を与えてたという点が挙げられる。

## (3) 国のモデル事業の内容

厚生労働省社会・援護局から示された目的は、一人暮らし等で日常的な家族の支援が得られない高齢者や障害者などへの見守り及び買い物支援など（以下「基盤支援」という）を行うことにより、地域で安心して暮らせるための支援に係る安定的継続的な仕組み作りを行うことであった。1. 基本事業として原則1基盤

支援を必要とする人々とそのニーズを把握するための事業、原則2基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制を作るための事業、原則3本事業を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むための事業があり、2. 基本事業を推進するための取り組みについて、ア地域福祉に関する各種データの提供、イ地域住民への地域福祉課集うに関する周知方法、ウその他基本事業を円滑に実施するために必要な取り組みを行う事であった。

## (4) 行政主導型の「公私協働」の姿

筆者は、モデル事業の一つの市町村にてプロジェクトリーダーとして活動をした。平成22年2月の途中から、社会福祉協議会（以下、社協）のプロジェクトリーダーになった。途中参加であったため、まずは地域の歴史、取り組みの歴史を調べ、これまでの安心生活創造事業の取り組みを知ることから開始した。そこで見てきたのは、市と社協の論議は、全体性を見ながらの議論ではなく、買い物支援なら買い物支援の方法、自主財源の確保といたら募金といたように、局所的な問題解決型で話し合っていた。また、住民のニーズを知るために関わろうとしたところ「パンドラの箱を開けることになる」と言われた。社協職員からは「今も業務が手一杯上、行政からまた仕事きた」、地域福祉活動者も「また新しい事業が降ってきた」「これ以上は無理」と言った悲鳴にも近い声を聴いた。

なお、役割の中で行政は、国の方針、法律に則って動き、地域福祉活動者は、「地域のルールは遵守、尊重」し、行政とは「距離」があるが、「昔から行ってきた行政の仕事を請け負い」、地域住民同士の生活に新たな「対立」や活動による「負荷」を恐れていた。

## (5) プロジェクトリーダーとして考えた相互支援型の「公私協働」

筆者は、ジェネラリストアプローチ的なソーシャルワークの知見を援用し、いくつかの層やグループ及びその関係性に着目した。また、行政からの委託事業の受託及び住民の地域福祉活動を支援するといった社会福祉協議会の2面性と言える位置の利点を生かすことにした。また、生活に身近な地域において、住民や専門職、住民が世代を超え、「顔の見える関係」をつくり、支援の際は「支える側」「支えられる側」関係ではなく、「支え合う」という「ともに」の関係構築を目指した。

さらに、行政と社協の2者間の双方向型の「公私協働」ではなく、行政と行政委託先の社協、住民組織としての社協と地域福祉実践者、住民、NPO法人、保健、医療、教育、司法などの専門職、商工会やJAなどの他事業者といった他分野、他機関が多く関わる多機関において個と個を支える持続可能な地域づくりを行うため、活動に賛同し協力すると表明してもらう関係と同時に、さらに、個を支える公的サービスや地域づくり活動に参画してもらう関係である協働を目指した。

そして、①与える福祉から、共に支え合う福祉といった態度価値を大切にしながら、②同じ目標の提示、③地域にある暮らしの問題と法的な限界を伝えた上、④官と民の双方の役割と限界性を話し合い、⑤対話から住民の真のニーズを把握、⑥新たな事業による地域内システムの不具合の把握と調整、⑦教育機能、触媒機能、代弁機能、ショックを和らげる調整機能、安心保証機能を果たし、⑧ソーシャルワーカーとしてシステム論的アプローチ的視点で行政の層、活動者の層、地域住民層にわけ、⑨エコロジカルアプローチを援用し、役割と関係の相互性に着目し、⑩地域福祉実践者に対するコンフリクト、活動上の揺らぎに配慮しながら、⑪教育と実践を繰り返しながら、⑫主体性に基づく力を高める「相互支援型協働」を試みた。

#### (5)「協働」形態による住民の活動の違い

モデル事業を開始する前に行われていた行政主導型協働と相互支援型協働の形態の違いを比べてみた。

なお、斜めの文字にした住民の声は、モデル事業に関わった地域福祉実践者である。平成27年修士論文「地域福祉実践主体を形成するコミュニティソーシャルワーク機能」のインタビュー調査を再分析した。調査は、面接前に調査の趣旨を説明した上で、調査に協力いただくことと聞き取りの内容について研究論文として扱うこと、その際、淑徳大学大学院総合福祉研究科の研究倫理指針に基づきプライバシーに関する表現は匿名性を担保するように配慮することを含めた調査の承諾書を交わし、淑徳大学研究倫理審査会において承認されていたものである。

#### ①「公私協働」を行う前に、次の通り、活動にあたっての前提があることを忘れてはならない。

地域域の中心は自治会である。例、サロンの応援や広報活動の協力などだけではなく、防災の顔立ち

(防災訓練時に要援護者訓練の練習もしたことがある)もしてくれた。地域は、基本的には区長、組長があって、その中で社協が活動(福祉活動を行う)と考えている。

と、公私協働を行う上で、住民は暮らしの中で大事にしてきたこと(自治会が中心等)の認識を把握する必要がある。

ここまでわかっているからと思うから話す。他の人はわからないから話さない。

気軽に話せるが、しゃべりづらい人もいる。あった瞬間わかる。

実際、困っている時にセンターに行こうと思う人が少ない。

と、住民も話せる相手かを見極めている。

活動するには、まずは自分の健康。人を見たりするには、健康第一。余計なことはできない

自然体でできるものをする。

自分もいつか動けなくなっているの、できる時はと思っている。

と、活動は自分にも関わることであるが、できる範囲で行うものである。

#### ②今までの行政主導型協働

紋切り型でこれは、あっちのたんとうだということはいかがなものかと思う。

すべて丸投げというのはどうかと思う。

ストレスのかかる事やこういうのをやらねばという大変である

やってと頼まれるのでお手伝いした程度の関わり方だった

決められた活動としては、月1回の訪問で、訪問1ということ記録した。

困りごとに対して一緒に取り組むという行政との関わり、つながりはなかったのかもしれない

保健師の話は他人事と思っていた

一般には障害者、手足が悪いと言われていたがそんなイメージだった。身近にいないしという感じ

と、行政から委託された決められた仕事はするがそれ以上でもそれ以下でもない。生活課題を抱えるということに対しては、他人事であり、行政とともに解決していくということではなかった。

## ③「相互支援型協働」について

枠を創るのは専門的なこととして大事。

方向性をもち、こんな方向性を出して意見交換して、やってみてを繰り返した。

方向性に向かって引っ張っていきこうとしている。真剣に受け止めてくれた。自分の思いを伝えようとする。思いを伝えようとする人は感じる。一歩踏み込んでいる。こんな風にと、押しつけではなく、問題点を悩んでくれる。とけこんで、理解しようとしている。地域に入ってくれて。他地区ではこんな風にやっていると伝えてくれる。事例だから参考になる。

困っている人がいるという現状を教えてください、どんなことで困っているかという内容を教えてください、どうすればよいかという方法を教えてください、実際にどのようにやったらいいかという方向付けを教えてください。

間を取る人は大いに必要。いろんな面でまとめてくれる人がいないとまとまりつかない。そういう面で必要。

と、筆者が行った相互支援型協働は、住民と「ともに」悩み、親身になって応え、対話を繰り返した。現状の生活課題を伝え、枠作り、方向性を示し、思いを伝え、解決方法としての事例を挙げつつ、講義とグループワークと実践と振り返りを繰り返すといった理論と実践の実践学習を行い、様々な関係者の関係を調整する機能を行った。

横のつながりと縦のつながりがうまくいった

参加している様々な活動と交錯しながら行っている

と、相互支援型協働により、活動、関係者同士の関係性が変化し、つながり、複数の役割を持つ者が別の活動を行うことを通して活発化していた。

専門職が地域にきてくれると生活するうえの健康や防災や制度や関わり方などの知識が増え、活動につなげてくれる情報がある。

いつもと違うことはないかなと畑や田んぼに行くときには気を付けている

突っ込んで困ったことがありますかという話をするようになった。

積極的にお子さんにも声かけをしている。

市の職員が顔を出してくれて、包括支援センターの役割を知った。困ったら包括支援センターに連絡をと地域の人に言うようにもなった。顔を出してくれて、活動しているから身近になった。

と、講義を生かし、日常的に周りの人や環境を気にかけるようになった。その中で、住民にとって、地域包括支援センターが身近になり、役割を把握した。その結果、地域内で地域包括支援センターにつなげる支援活動が起こり、支援につながった

行政の担当者が出てきてくれるからそうですね。顔見知りになる。顔見知りにならないと話しにくい。顔見知りになったので何でも話せるようになった。

地域に目を向けてほしい。地域の中に溶け込んでもらって、地域を知ってもらいたい。地域を知ってくれる人がいると心強いし、話しやすい。

行政で外にでる人は必要だと思う。今までは、閉じ困っていて、相対でやってくれる人はあまりいなかった。それをしてくれる人は必要。それが行政計画にもなる。

と、相互支援型協働により、行政及び地域包括支援センターが住民と「ともに」関わる中で、住民も気軽に話をし、その中で、行政が住民のニーズを把握し、行政計画につながった。

自身も楽しい。次にどうしようかと話し合うのは楽しい。

即結果が出て、即解決するのではなくていい。長い目でみていって、よい意見がでて、試行錯誤してくことでいいと思う

最初は興味があったが、新鮮味がなくなったのかね。問題解決のための課題を分割しながら、少しずつ話し合えると集まった甲斐がある、次につなごうとする。話す目標があると話ができる。

と、工夫しながら「ともに」活動を楽しむことが活動の活力となり、住民にすぐに解決できなくても試行錯誤し続けることの意識や行動が生じていた。

## 考察

「公私協働」の形態において、特に「ともに」取り組み姿勢（態度）が住民の行政や地域づくり活動に影響

響を及ぼしていることがわかった。また、「公私協働」のあり方次第では、行政と住民の力を開き、危機と平時の暮らしに影響を与えることも示唆された。

なお、今回扱った「公私協働」は、「行政主導型」「住民主導型」「双方向型」でもなく、「相互支援型協働」と筆者が名づけたものである。

特徴として、「ともに」の態度を基礎とし、ジェネラリストアプローチによる「協働」を考えることで、抑圧されてた人が安心補償をもらえることで本来の力を発揮し、関係性を変えていった。また、公的なサービスの限界性と地域の可能性を信じて対話を続けることで、互い役割の範囲で、できることを工夫し、活動者自身、社協、行政が地域内の対立や葛藤を調整しながら、自分たちの地域に関心を持ち、暮らしを支え合うといった自治形成を図っていく渦ができ、そして、促進、強化、継続といった相互作用が起こっていた。その結果、人間回復、人間形成が生まれ、主体的に地域にかかわり、個人と地域の力を高めながら、地域の関係性を紡ぎ、調整しつつ、地域回復、地域形成していった。まさに、個人を大切し、行政と住民とで暮らしの支援ができる地域に「なる」ことが示唆された。また、人々の生活の危機と平時の暮らしにも影響を与えることも示唆された。ただし、これはあくまで筆者が行った一事例であり、他市での展開も今後も注視したい。

## 終わりに

「公私協働」は、地域の力動を変え、地域をつくる原動力になり得る。ただし、行政の取り組み姿勢（態度）により「公私協働」の形態が生じ、その結果として住民の活動の力動を良くも悪くも変えることに注意

が必要になる。今後は、公と住民という二者間で捉えるのではなく、システム論的な多様な関係者や主体の層の関係性に着目をした「公私協働」が必要なのだと考える。

## 注

- 1 淑徳大学総合福祉学部 助教授

## 引用・参考文献

- 地方制度調査会（2020）「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」
- 辻山幸宣（1990）「住民・行政の協働（分権時代の自治体職員）」ぎょうせい、13、76、203-213、243-253
- 荒木昭次郎、澤田道夫、黒木誉之、久原美樹子（2012）「現代自治行政学の基礎理論—地方自治の理論的地平を拓く—」成文堂、28-31
- 厚生労働省・これからの地域福祉の在り方に関する研修会（2008）『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—』報告書
- 厚生労働省社会・援護局（2010）「安心生活創造事業」
- 高梨美代子編著（2013）『厚生労働省地域社推進市町村モデル事業安心生活創造事業（平成21～23年度）事業報告』鴨川市社会福祉協議会・鴨川市
- 高梨美代子（2013）「鴨川市安心生活創造事業」『コミュニティソーシャルワーク』11、中央法規、33-43
- カレル・ジャーメイン他著小島蓉子（1992）「エコロジカルソーシャルワーカーカレル・ジャーメイン名論文集」
- 高梨美代子（2014）「新しい生活支援サービスの構築」大橋謙策・白澤政和編著『地域包括ケアの実践と展望—先進的地域の取り組みから学び—』中央法規、181-190

本稿は、H27年修士論文「地域福祉実践主体を形成するコミュニティソーシャルワーク機能」を加筆・修正したものである。

# 校長のサーバント・リーダーシップの重要性に関する一考察

## — 地域学校協働活動を推進する学校を対象として

西村 彩 恵<sup>1</sup>  
西村 吉 弘<sup>2</sup>

### 要 約

近年、地域学校協働活動推進事業が導入され、学校と地域の協働活動の一層の推進が図られている。また、校長のリーダーシップのもと持続可能な学校運営体制が求められている。

本稿では、校長とフォロワーを対象に、KHcoder及びインタビュー記録による分析を行い、校長がサーバント・リーダーシップを獲得する過程を検討し、その重要性について考察する。

### 1 はじめに

2020年度から文部科学省の委託事業である「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（以下、構築事業と略）を通して、「地域学校協働本部」（以下、協働本部と略）を設置し、学校と地域の協働活動を継続的に推進している。地域づくりを念頭に、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を促し、緩やかなネットワークを形成し、多様な活動を「地域学校協働活動」（以下、協働活動と略）と位置づけ、持続的にを行うことを目指している。その際、「学校における働き方改革」を踏まえた活動と地域における学習支援・体験活動が重要な要素とされる。2020年11月時点で、協働本部数は7,792本部（小学校：9,864校、中学校：4,181校）である（文部科学省，2020）。

他方、2019年中央教育審議会答申（以下、中教審答申と略）「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」では、教員の働き方改革のもと、持続可能な学校指導・運営体制の構築が目指された。教育委員会や各学校が、業務の明確化・適正化を図る際、家庭や地域の理解のもと業務を移行するために協働本部やコミュニティ・スクールを活用することが提言された。2021年中教審答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』では、今後の方向性として、校長のリーダーシップのもと学校組

織のマネジメント力の強化を図り、学校内外の団体や組織と、「連携と分担」を通して実現していくことが提言された。その際、児童生徒の成長を支えるため、学校と地域が役割と責任を果たし、学校運営の体制を構築する必要性が指摘されている。このように、連携・協働を推進する際、校長がリーダーシップを発揮し学校を運営する重要性が増している。

校長のリーダーシップに関する研究では、その特性の歴史の変遷を踏まえ、2000年代以降リーダーシップを分散し、主体が校長から教職員個々へ変化したことに加え、2010年代以降は教職員をはじめ校長自身も主体的に学び続ける姿を教師や児童・生徒に示し、共に学ぶリーダーシップが求められるとの見解を示した（西川，2020）。また、校長のリーダーシップの発揮を促進する制度的・組織的条件に関する校長の意識から、校長経験とリーダーシップ実践は比例せず、校長自身が求める実践と現実との差を示唆し、「現在勤務する学校の組織的条件（教職員の構成、校内研修の状況など）や課題状況（児童生徒の実態ニーズ、保護者・地域との関係など）を見定め、現任校の学校経営に関係する外的諸条件（教育委員会との関係、校長会を始めとする各種ネットワークなど）」の有効活用の可否や「現任校における課題認識の高さと教職員の相互作用によって醸成される組織風土・文化」などが、校長がリーダーシップを発揮する際に影響を与える可能性を指摘した（浜田ら，2020）。

その中で、近年注目されているフォロワーの主体性

やエンパワメントに焦点をあてたリーダーシップ論として、ロバート・グリーンリーフやラリー・スピーアーズらが提唱した、サーバント・リーダーシップ論がある（露口, 2010）<sup>3</sup>。サーバント・リーダーは「指導者」というリーダーではなく、フォロワーを自己や組織より優先することを目的として捉え、自らの権限や個人的資質を活用しつつ、フォロワーの能力的成長や向組織性、向社会性を促し、組織や社会に対する責任を果たせるよう導き、ひいては組織が長期的に存続し、社会に対する責任を達成できるよう導く役割を担う（鈴木, 2020）。このように、フォロワーへの支援に注力する反面、時に率先してエンパワメントを引き出し育てるが（堀, 2018）、こうした資質や能力は本人の経験からも獲得可能と指摘されている。学校教育の領域では、教師の授業力を高める組織を検討する際、サーバント・リーダーシップの重要性が指摘され（露口, 2010; 2011）、病院や学校以外に地域のリーダーにも応用可能とされる。

地域づくりや持続可能な学校指導・運営体制の構築が目指される中で、協働活動に目を向けると、学校も地域も担い手は年度毎に変化し流動的な性質を持つ（西村, 2020）。校長は地域連携を担う教員と共に活動の担い手を見極め、学校内外の多様な人々や団体を巻き込む環境をつくり、役割を再構成し学校運営を行うことが求められる。その際、学校—地域関係論に関する研究で示されるように、『『地域』との連携自体が『地域』を定義する（しつづける）営み』であることを踏まえると、「学校が『地域』を定義すると同時に『地域』が学校を定義する相互規定的関係」の中で、「組織の個別性をもった経営環境として定義する」には、学校自ら組織が抱える課題を明らかにすることが前提となる（水本, 2002）。

これらの指摘を考慮すると、校長がサーバント・リーダーシップを獲得し発揮することは、個人の力量形成を目指しつつ、流動的な組織編成の中でも、学校内外の団体や組織との連携と分担による学校マネジメントを実現する際にも必要となると考えられる。但し、従来のサーバント・リーダーシップ研究では、「リーダー・フォロワー間の相互影響関係に眼を向け、フォロワーからの影響に対するリーダーの主体的受容を分析」し、様々な制約や困難と向き合いながら獲得し維持する方策の検討が必要だと指摘する（鈴木, 2020）。よって、地域づくりや持続的な学校運営体制

の構築の実現のため、学校と地域の相互規定的関係を構築する中で、校長自身がサーバント・リーダーシップを獲得することが重要となるのではないだろうか。

栃木県那須塩原市は、2019年度から推進事業を開始し、中学校区を1つのエリアとし各地区公民館に事務局を設置した。2020年度までに8地区に協働本部が設置され、2021年度に2地区に設置予定である<sup>4</sup>。市立A小学校は調査時点で未設置だが、推進事業導入前から公民館をはじめ、小中高校及びPTA、幼稚園、保育園、子ども会育成会連絡協議会（以下、育成会と略）、児童活動後援会（以下、後援会と略）、地区コミュニティ推進協議会（以下、推進協議会と略）<sup>5</sup>などの団体と協力して継続的に活動や支援を行っていた。A小学校のB校長は、同校の教頭として勤務後、校長として引き続き学校運営に携わり、推進協議会による活動を通して、学校と地域の役割分担に基づく学校運営への移行を模索してきた。他方、推進協議会会長（以下、Cさんと略）は就任後、地域の再構築を目的に自治会長等の地域活動経験を活かし、自治会、育成会やPTAと連携し、児童や親を含む地域住民の世代間交流を図る活動を展開していた。

したがって、本稿では地域づくりや持続可能な学校運営体制の構築に向け、B校長が推進協議会との活動を通じて学校運営を進める中で、サーバント・リーダーシップを獲得する過程を検討する。その際、Cさんが地域づくりに向けて世代間交流を目指す中で、児童や子育て世代の育成への役割意識を高める過程も検討する。それらを踏まえ、協働活動における校長のサーバント・リーダーシップの重要性について考察する。

## 2 分析手法、事例紹介と調査概要

### 2.1 分析手法—KH Coder

KH Coderは、テキスト型（文章型）データを統計的に分析するソフトウェアである<sup>6</sup>。アンケートの自由記述、インタビュー記録等の様々な社会調査データの分析に対応する<sup>7</sup>。これは、内容分析（content analysis）の考え方を基盤に、自然言語処理のような近年の情報処理技術の進歩を取り入れた方法である（樋口, 2015）。分析手順は、大別して次の2段階がある。

第1段階は、データ中から語（node）を取り出し結果を集計・解析することで、分析者の予断を可能な限

り交えず、データの特徴の探索やデータの要約を可能とする。第2段階は、分析者が指定した条件（コーディングルールの作成）を積極的に明示的に行い、データ中からコンセプトを抽出する。その結果を集積・解析し、分析を深める。ソフトでは、自動処理を主体とするため、第2段階の手順も踏まえ分析者にとって重要なコンセプトを取り出すことが有効となる。

本稿で利用する「共起ネットワーク図」は、抽出語を用い出現パターンの似たものを線で結んだ図、即ち共起関係を線（edge）で表し、語のネットワークを可視化する。これは、付置された位置より線で結ばれているかという点に意味を持ち、線で結ばれるものは共起の程度が強く、近くに付置されても線で結ばれない場合、共起の程度は弱い。また、出現数の多い抽出語ほど円を大きく、強い共起関係ほど太い線で描画している。

全ての図で、描画数100、語と文書の最小出現数5、最小文書数1に設定した。作成のための抽出語は、インタビュー記録のうち、機能語を省き内容語のうち名詞に該当する語（名詞、固有名詞等）を用い、データ内容を表す語をまとめた<sup>8</sup>。また、活用のある語は基本形に直し取り出し、同一内容の語はクレンジングした<sup>9</sup>。

## 2.2 事例紹介

A小学校は、那須塩原駅や国道4号線近くに位置し、近隣には郊外大型店や商業施設等が開業した。2019年5月1日時点（調査実施時）で、児童数461名

（19学級）である。学区は、田園地域と住宅地が混在した地域である。学校行事やPTA活動の参加率は比較的高いが、共働き世帯の増加や価値観の多様化により、育成会加入率は低い。2014年度から、地域連携教員（以下、連携教員と略）が配置され、教務主任が担当し学校内外との連携体制の構築に努め、2015年度に県内の地域連携教員活動支援事業のモデル校の1つとなった。外部講師による現職教育の実施、地域連携年間計画及び外部人材・施設活用一覧等の作成・年度毎の更新、教員への定期的な情報提供や相談の他、学校だよりやガイドブックの発行、近隣の高校や学校支援ボランティア（以下、ボランティアと略）による授業支援等の協働活動が実施されていた。

一連の活動の実施に際し、A小学校区後援会や公民館（公民館長、社会教育指導員）をはじめ、推進協議会、育成会等との協力を得て進めつつ、A小学校の校庭を提供し子ども盆踊り（以下、盆踊りと略）などの地域行事の継続的な実施に向けて、地域住民同士の関係づくりの支援も行っていった。推進協議会は、7自治会区域（597戸）を対象とし、2016年9月に「推進協議会設立準備会」を立ち上げ設立に着手した。その後、図表1のように、推進協議会の構成や活動内容、組織や役員、会則の検討を経て、2017年6月に正式に設立した<sup>10</sup>。事業目的は、「会員と関係団体が連携・協力し、住民の意思反映と住民の自主的参加で、地域内の課題の解決、活性化及び将来構想に向けた活動を推進し、住民相互の連帯感と生活文化の向上を図り『安全で安心して生活できる明るく住みやすい地域づくり』に資する」と定め、5つの事業を設定した（①推進協議会の運営、②地区内の各種事業の実施、③地域づくりの調査・研究、④世代間交流、⑤健全な青少年育成）<sup>11</sup>。尚、推進協議会の活動範囲は、A小学校区の約半分と重なる。

## 2.3 調査概要

調査は、B校長（50代女性）に計3回実施した（2017年8月、2018年2月、同9月）。尚、第3回調査は前回調査の補足として行った。Cさん（60代男性。A小学校PTA会長、自治会長や自治公民館館長、お囃子会会長を歴任し、初代推進協議会会長に就任）には、2018年2月に行った。また、PTA会長（40代男性）には2019年8月に行い、B校長及びCさんの発言を補完するため適宜活用する<sup>12</sup>。これらのインタビュー

図表1 地区コミュニティ推進協議会設立経緯

	実施時期	内 容
設立準備会	第1回 2016年9月	設立準備会立ち上げ
	第2回 2016年10月	地区コミュニティ推進協議会の構成、取り組み内容の検討
	第3回 2016年11月	会則・取り組み内容の検討
	第4回 2017年1月	設立時期、組織・役員の検討
	第5回 2017年2月	会則の検討
	第6回 2017年4月	会則の一部変更、設立準備会の解散
※2016年10月に、設立準備会会員と地域住民で地域交流会（収穫祭）事業を実施。		
協議	2017年5月	地区コミュニティ推進協議会正式設立に向けた協議（会則、事業内容、予算、設立日の確認）
設立総会	2017年6月	地区コミュニティ推進協議会設立

※「コミュニティ推進協議会の現状について」（2017）に基づき、筆者が作成。

記録を用い分析する。

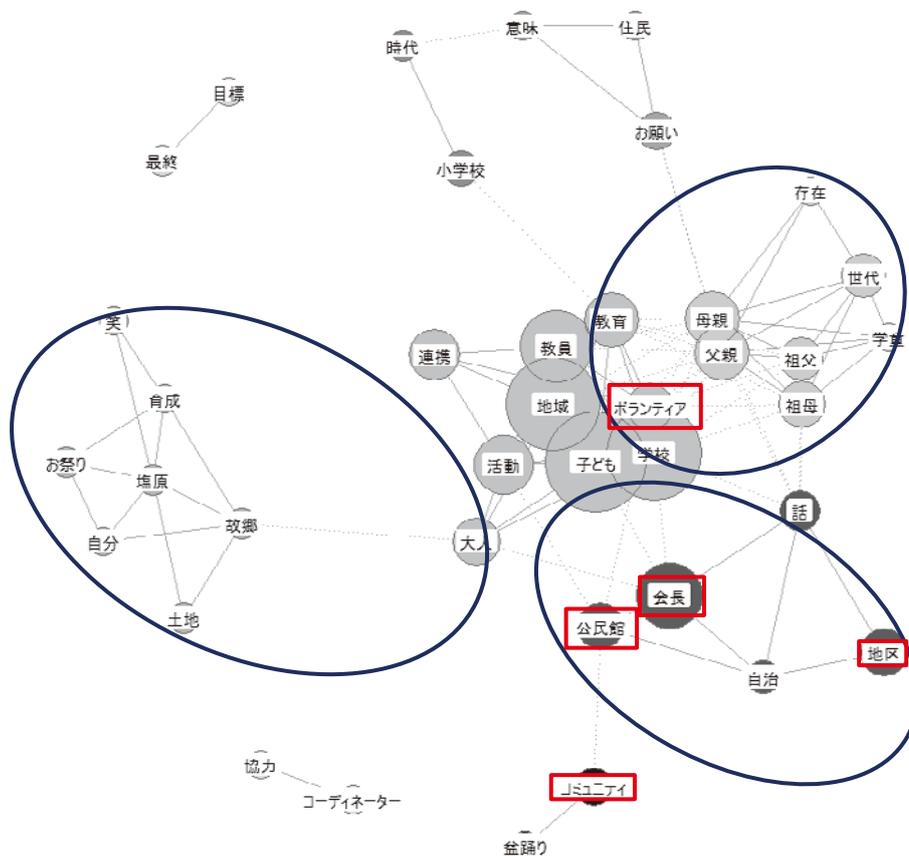
B校長とCさんの分析過程で「公民館」の語が出現するが、前者は社会教育施設の「地区公民館」を、後者は各地域内の自主的な組織の「自治公民館」を指して発言した結果である。

本稿では、B校長とCさんのインタビュー記録を中心に用い、KHcoderによる共起ネットワーク図の分析を通して、協働活動に関する第1回、第2回調査結果からB校長の意識変化の起点となったフォロワーが推進協議会であることを確認する。また、Cさんの意識結果から、協働活動における推進協議会と児童との関係や取り巻く状況、B校長の意識との共通点等を確認する。そのうえで、インタビュー記録を詳細に分析し、校長のサーバント・リーダーシップを獲得する過程と、Cさんが地域づくりに向けて世代間交流を目指す中で、児童や子育て世代の育成への役割意識を高める過程も併せて分析する。その結果から、協働活動における校長のサーバント・リーダーシップの重要性について考察する。

### 3 KH Coderによる分析

#### 3.1 B校長の第1回調査の意識結果

図表2では、第1に「ボランティア」、「父親」、「母親」、「祖父」、「祖母」、「世代」、「存在」、「学童」のまとまりの中で、「ボランティア」を除く全ての語が強結びつき集約されている。「学童」は放課後の居場所活動を指し、実際には放課後の居場所活動は実施されていないが、学校外活動での児童を含む世代の繋がりへの関心があると考えられる。B校長は、「ボランティア」が「教員」、「教育」の語と強く結びつき、学校の主なフォロワーと意識していると読み取れる。また、「教員」の語に対し、連携教員を示す「連携」、協働活動を指す「活動」、「地域」の語が強結びつき、連携教員が他の教員や地域住民に対し活動を支援していることが伺える。他方、これらと推進協議会の活動範囲を含む地域を指す「地区」、推進協議会を指す「コミュニティ」の語は離れ、B校長の意識では学校のフォロワーと十分に認識されていないことを示唆している。



図表2 B校長の共起ネットワーク図（第1回調査）





### 3.4 小考察

前節の結果から、協働活動に関するフォロワーを図表5にまとめた。B校長の第1回調査時は主にボランティア、公民館（公民館長、社会教育指導員）、PTA会長が学校や児童と結びつき、これらの協力を通して、活動を展開していたと言える。第2回調査では、「会長」の語以外は出現しないが、既存の活動を継続しつつ、推進協議会設立を経て新たな活動を進めたことで、各会長のフォロワーとしての重要性がより高まったと言える。一連の活動から、近隣の小中高校や保育園との繋がりへと派生し、従来のA小学校区内の地域に留まらず、より広範な活動への展開が見られる。

B校長自身は、第1回、第2回調査共に活動の中心におらず、指導者タイプのリーダーの要素を抑えていることが伺える。また、第2回調査では、初回より「教員」に関する語の頻度が高くなり、教員への関心が高まり、その支援に注力していると考えられる。

Cさんは、各社会教育関連団体の会長を中心としたまとまりに対し、主にA小学校との活動、地域住民間の意思決定や合意形成過程を示すまとまりが挙げられている。但し、「自治」や「公民館」は「小学校」、「地区」に対し直接的な繋がりはなく、十分には機能していない可能性があり、推進協議会の役割をより重要視したと考えられる。図表3及び4の共起ネットワーク図から、推進協議会による活動を機にB校長の意識変化を確認でき、B校長とCさん共に「地区」と「子ども」の語が関連しているため、推進協議会の活動地域と児童との繋がりを意識している可能性があると言える。

図表5 活動のフォロワーの内訳

	フォロワー (出現語)	フォロワー (内訳)
B校長 第1回 調査	ボランティア、 公民館、会長	学校支援ボランティア、公民館長、 社会教育指導員、地区コミュニティ 推進協議会会長、地区コミュニティ 推進協議会副会長（元PTA会長）、 PTA会長
B校長 第2回 調査	会長	地区コミュニティ推進協議会会長、 地区コミュニティ推進協議会副会 長（元PTA会長）、PTA会長

## 4 インタビュー記録による分析

### 4.1 B校長の分析

#### 4.1.1 「世代」間交流を基盤とした学校運営への模索

##### ① 協働活動から得られる学びと活動の限界

B校長は、教頭として1年間勤務する中で、PTA

会長や公民館職員の他、ボランティアと関わり、「地域に出て、地域の中に入ろうと取り組んできました…（PTA会長や後援会長等の協力を得て）子どもが学校で体験できない活動で本物に出会う時の驚いた顔や（ボランティアへの）お礼の手紙を見た時、子どもが大人から学びを頂いたと…また、形を変え違うボランティアもすると聞いた時（家庭や地域と）『繋がった』と感じた」と述べている。教頭の時から地域住民との関係構築を意識して取り組む中で、児童が大人との出会いを通して学びを深める姿を間近に見ており、継続的に協力するボランティアやPTAの重要性を実感していた。

その後2017年4月に校長に就任し、協働活動を通じた学校経営を考える際、「学校で（ボランティアの受け入れ）は深く広くやっており、（活動を）増やすのは無理…（それより）子どもたちを包むクッションの様な場が欲しい。家庭や地域が独立して責任を持つのが連携ですが、本校は（学校に）寄りかかりの連携です」と述べ、ボランティアやPTAによる活動の展開に加え、地域で児童を受け止める存在や居場所が必要だと考え、学校教育活動上の限界も感じていた。

##### ② 世代を超えた人間関係の構築の必要性和教育実践の展開

学校と地域の状況を、B校長は次のように語る。「（親が）仕事が多忙で家庭の教育力が低く、人とうまく付き合えない子どもが多いので、教員が（親に代わり児童の問題にも対応し）疲弊している…時に学校に（児童への苦情の）電話が来ますが、その場で言わないと（児童が）分からないので、駄目な時は怒って下さいと（思う）。」このように、教員や親に余裕がなく、地域住民と児童との隔たりにも直面していた。

また、「私は、生活科と総合の時間が教育実践の専門なので、連携教員の活動は強く後押ししたい…（協働活動は）フットワークが軽くないと動かない…（教員同士の）何気ない会話や、色々な所に出掛けお年寄りと話すと、ネットワークが繋がる…学校（の依頼）と言えば、何でも地域住民が協力するという驕りが教員にあると思う。ボランティアが、仕事を休んで学校に来る気持ちを分かって頼むのか、子どもにもきちんと伝えないと長続きしない」、「（教員が失敗しつつ）自分には出来ないことに気づき、（児童に）本物を見せた方が良い…全て教員がやる時代は終わると…教員が祖父母と話すのが苦手だとか…自分で全てやれると

思うから、(教育実践が)広がらない」と述べ、B校長は自身の教育実践経験を踏まえ、協働活動が教員の主体性の多寡等に応じて展開される難しさを理解しており、教員が世代を超えた人間関係の構築に必要な資質を高め、教育実践を追求する取り組みに位置づける必要性を感じていた。

こうした現状を踏まえ、B校長は世代間交流を基盤とした学校運営を模索する。その理由を、「学校経営の中で、世代間交流に挑んでもらいたい。教員が繋がりを意識するのは、子どもと親の2世代ですが、祖父母やその上の世代も繋ぐのが私の方針の1つ…祖父母は『待てる』存在で、ゆっくり深く(学び)を与えてもらえる」と述べている。親や教員が児童と向き合う余裕がない状況を改善し、同時に教員の力量形成を図るため、児童や学校と向き合い見守る存在として、祖父母やその上の世代を巻き込む活動が必要だと考え、そこに新たな活路を見出そうとしていた。

このような着想を得た背景には、「今の総合の時間と思う程、大人は自分の故郷に誇りを持ち(生き方も伝え活動に)取り組んでいた…(今も生まれた)土地が好きなのは、大人から頂いた」と語るように、学校の現状やB校長自身の教員経験を踏まえ、自身の幼少期に故郷で出会った地域住民の姿を想起し、地域を大事にする意味を児童にも伝える重要性を考えたことにある。

#### 4.1.2 フォロワーを介した連携から育まれる相互規範的関係の構築

##### ① 推進協議会設立と世代間交流を基盤とした学校経営の実現への可能性

こうした中、推進協議会が設立し、盆踊りの開催に向け校庭の利用を打診され、B校長も快諾した。尚、設立前から会長達はお囃子等の郷土芸能活動等を通して、児童やPTAと関わりを持ち、PTA会長と活動の方向性を確認し開催への準備を進めていた。

B校長は、「(今後の方向性等)推進協議会と関わることで、(世代間交流を基盤とした学校経営を)実現できると思う。教員が対応し難いことを実現したり、要らぬことも言われても学校を見守る意味で、祖父母が必要です」、「世代間を繋ぐ目的は、(推進協議会副会長とも話し)意見が一致してます」と述べている。推進協議会の今後の活動や方向性を注視しつつ、Cさんや副会長と話す中で地域の現状を確認し、自身が目

指す世代間交流を基盤とした学校経営の方向性とも重なる感触を得られたことで、学校運営や地域との協働が進展する可能性を感じ始めていた。

##### ② 地域行事への参加を契機とした教員の新たな教育実践の模索

そこで、B校長は連携教員と盆踊りへの参加を他の教員に働きかけていく。「推進協議会とは主に連携教員が関わり、(他の)教員は殆ど分かりませんが…本校は、(地域に)お世話になっているのに『教員は地域に出ていますか』と…(地域に出るのは)面倒な上に、(開催日が)週末だと(参加依頼は)働き方改革(の流れ)と逆でも、『今後の教員のキャリアで絶対役立つから出よう』と言いました」と述べ、教員が親や地域住民との接点を持ち、地域に足を運ぶ契機となるよう強く促した。実際の盆踊りには、PTAの他、近隣の保育園児と保育士、高校生、婦人会、民生委員等が集まり、各々の役割に応じて出店の準備・運営や、踊りも披露された。また、教員やA小学校児童と親の他、他校児童も参加し、学校区を超えた多様な世代の人達が、同じ空間や時間を共有し実感する機会となった<sup>13</sup>。

B校長はその様子を、次のように述べている。「PTA会長は(学校行事で)出店の経験があり…お囃子は元々地区で(Cさんが)やっていて…推進協議会副会長は高校生を動かした…当日は、高校生、地域の婦人会がパッと出店準備し…始まると祖母、民生委員、保育園の方々が大勢踊り…親の団結力も凄い…(終わると)夜の間に片づけて。本当に推進協議会が全部やりました。教員も楽しかったと…『今度はうちも団体で参加しよう』と(話しました)。(今回)学校は関わってませんが、教員も盛り上がり、学校が団結しなければと思い、1つになれました…(CさんやPTA会長も含め)大人が楽しみつつ一生懸命声掛けする姿も、子どもに伝わります…2年生が、秋祭りで保育園児等を招待した時、出店で沢山声掛けしたことにも繋がったと思います。」

地域行事への参加は、個々の教員が世代を超えて交流する場に身を置くことで、児童、親、地域住民の姿や活気に刺激され、地域との交流を前向きに捉える機運が高まった。その結果、その後の学校行事や地域行事でも、児童、教員、親や地域住民各々が参加し、徐々に良好な関係を築く姿が見られた。更に、地域に配布される学校便りに対し、地域から情報が次第に届

き始め、B校長自身も継続して学校便りを直接届ける地道な取り組みを通して、学校の負担軽減を図る方策の検討に着手することにしたのである。

### ③ 持続可能な学校運営体制の構築に向けた今後の展望に対する視座の獲得

自身の教員経験や一連の活動をふり返り、B校長は「教員は若い時から（地域との付き合いや新たな教育実践の）素地を作る（のが重要）…『（地域住民に）批判されたら私がバックアップするから、これまでの実践に拘らないで』と言ってます…（自分が）教科のカリキュラム編成の際に色々絡め（て実践し）た時『全員が教務になる時代が来た』と。それが出来ない教員は、これからやっていけない」と語る。このように、各教員が地域との接点を持ち、独自の教育実践を追求すると同時に、学校と地域の実態や今後の展望を見据え、将来的に教育計画の立案可能な力量を獲得できるよう支援する重要性をより認識した。それは、「地域の中の学校」や「地域の一員としての教員」という意識を促し、教員の社会参加が進展する可能性や学校の枠組みを超えた教育実践を切り拓く可能性がある。

他方、「連携教員の活動は、着任直後の教員も教育活動が淀みなく流れるきっかけになっています」という発言のように、B校長の認識の深化の背景に、連携教員が地域の情報の年度毎の更新や相談対応等を行い、教員個々が教育実践の展開を追求できる環境を堅持したことも挙げられる。また、地域行事への参加は、地域に対する教員の理解を深める契機となったが、世代間や地域間の繋がりや再構築を目的に、PTA会長やCさんを中心とした団体が情報交換して準備を進め、開催実現に尽力したことで、地域が児童を含む多様な世代の居場所としての機能を回復する端緒となり、学校と地域の関係の好影響を引き出すことに繋がったと言える。一連の営みの中で起点となった連携教員、PTA会長、Cさんや副会長等の関係者は、B校長が求めた懸命に活動する「大人」の姿を体現し、学校を含む地域の中で各世代を繋ぐ役割を一定程度果たしたと考えられる。

以上、B校長は就任後に学校と地域の実情を踏まえ協働活動自体を捉え直し、教育実践で培った実践知や自身の経験をもとに「世代間交流を基盤とした学校運営」を模索してきた。その中で、B校長は推進協議会主催の地域行事への参加の機会を積極的に捉え、教員

が協働活動自体を意味づけ直し、地域との関係構築を含む力量を切り拓くための支援を通して、サーバント・リーダーシップの萌芽が形成されていった。それにより、「全員教務になる」という教員が将来的に獲得すべき教育計画の立案可能な力量に対する見解を見出し、持続可能な学校運営体制の構築に向けた今後の展望への視座を獲得することに繋がったと考えられる。

## 4.2 推進協議会会長Cさんの分析

### 4.2.1 地域間・世代間連携を基盤とした地域住民の社会参加の模索

#### ① 組織の立ち上げと設立後の活動

Cさんは、設立経緯を巡る地域の状況を次のように述べている。「（最近）自治会未加入者が多く、行事にも参加できず、自治公民館も使えないという規約がネックで…大人の盆踊りは、寄付が集まらず止めました…私が6年前（自治）公民館長の時、12の自治公民館を地区全体で1つにしようとしたのですが、他の地域は反対し諦めていた時、前自治会長に市から（推進協議会設立を）打診され、急遽設立相談を受け、（自治会区域の）7つなら出来ると（思い）立ち上げました。」

このように、自治会加入者の減少に伴い、地域行事が廃止され、規約による制約も地域住民間の障害であった。地域の包括的な支援組織の設立を巡る議論も起こったが、地域の反対で頓挫し、新たな組織の必要性を認識していたCさんも断念した。その後、行政による依頼を契機に、組織の立ち上げと設立後の活動に向けて動き出す。「（活動）内容が理解されれば楽しいと感じると思った。PTA会長の頃から長年作りたかったし、新しいものを作るイメージがあった」と語り、一枚岩にならない地区に何度も通い、粘り強く地域住民に向けて説明し、設立への理解を得ていった。並行して、「（活動関係者には）『意見や要望、好きなことを言えるのが一番理想』と言ってます」という発言から、組織の構成員をはじめ活動関係者が率直に意見を出し、地域間で協力して取り組めるよう導いていたことが伺える。

#### ② 推進協議会の役割の設定

設立後、「他地区の育成会会長と話すと、親同士の繋がりが無い。自治会と仲が悪く、育成会が作った挨拶運動の看板も上げられないと言うので『自治会長と公民館長の経験をもとにアドバイスする』と伝えた」

という発言のように、地域の中で親同士の繋がり希薄化や組織同士の対立が解決せず、地域活動が停滞している現実に直面した。その中で、「うちの地域も揉め事があり、私自身が困ってる人の壁になり、相談にも乗る…上の人が支えないと（連携は）無理」と語るように、活動の負担軽減のため、相手の状況に応じて支援していた。他方、「（この地区の）子どもが中学校進学後、（出身学校）派閥になり確執が凄いと聞く…6年前に推進協議会を作る話は、その垣根を取り払う目的もあった」と述べ、中学校進学後の生徒同士の不協和音を知り、児童生徒、親を含む地域住民の関係構築の困難さを再認識した。

現状を踏まえ、組織の役割を「推進協議会は、自治会規約は関係ないので、未加入でも誰でも祭り等に参加できる。2、3年経ち、自治会に誘えると助けにもなる」、「世代を超えてやらないと推進協議会は成立しない…地元を超えて他の推進協議会とも合流し、子どもも（互いの）顔を知り仲良くなれば、父兄の繋がりもできる。横の繋がりを作り垣根を超えるのが私の理想」と語り、地元を超えて協力し、世代に関わらず他の地域住民にも活動を拓き、各世代が集う場を生み出すことで各々の問題を乗り越え、「地域間・世代間連携を基盤とした社会参加」を、実現できるよう奔走していく。

#### 4.2.2 フォロワーを介した連携から育まれる相互規定的関係の構築

##### ① 地区を超えたより広範な協力関係の構築

Cさんはこれまでの経験を活かし、「私はお囃子会会長なので、太鼓等で他の推進協議会に携わり、（他の推進協議会）会長も知っていて（郷土芸能を含む地域活動の協力でも）互いに行き来し、（地区を超えた）推進協議会（同士）で集まります…（行政や企業の）補助金は全て申請し、殆ど自前で実施しています」と述べている。郷土芸能活動に従事した強みを活かし、推進協議会同士の繋がりの中で、より広範な地域の中で連携できる関係を築き、組織の柔軟性もそれを後押しした。その際、露店で使う機材の調達他、主任児童委員に呼び掛け踊り手を募り、自分たちで賄えない部分の支援を依頼することで、資金面でも補助金を活用し無理なく実施できるよう準備を進めていた。

PTAとの関係を、「PTA会長は、精力的に動くので助かります…前にA小学校祭りで子どもお囃子会とし

て活動したので、お互いに提案し協力できる」と述べ、学校行事を通して協力する中で両者は良好な関係を既に構築しており、推進協議会の設立経緯も事前に伝えていた。盆踊りへの協力依頼の際は、B校長や連携教員、PTA会長に開催目的や、開催に係る全ての作業を推進協議会が行うことを、繰り返し説明し了解を得た上で、PTA会長から育成会会長等呼び掛け、お神輿や露店を要請した。

PTA会長も育成会加入率の低下や、地域住民の間の温度差も把握しており、「私の立場だと（地域の中で年代は）丁度中間層で、下に子どもたちがいる。その中で、今まで地区を盛り上げてきた人たちが（今後も）協力してくれるようにしないといけない」、「徐々に変える方が皆やり易いし、色々な事業が続く…近所と疎遠な人もいることを理解し、この地区の地域住民の存在価値を自分も伝えたい」と語り、推進協議会の活動目的に共感していた。

同時に、PTAが児童、親、年配者の世代を繋ぎ、地域の多様な価値観を受け止めることも重要だと認識し、Cさんの協力要請に応じたのである。盆踊りの準備に向け、自治会や育成会等との会議にPTA会長も出席し、「私たちが子どものために『こうすると楽しいかな』と考えますが…出店だけではなく…（子ども達が楽しめる企画を）色々探してくれる」と述べ、活動当事者が児童主体の活動を展開するため、世代、組織、地域を超えて連携する場面に刺激を受け、盆踊りへの機運も高まっていった。

##### ② 地域活動への意味づけと新たな活動の検討

実際の盆踊りは、多様な世代が集い盛況となった。Cさんは地域行事をふり返り、次のように語る。「小学生は中学生の行動を、中学生は高校生の行動を、高校生は大人の行動を見て、縦の繋がりが持つ非常に良かった…（運営側も）PTA、中学校、高校と横の繋がりを持って、子どもの生き生きした顔も見れて幸せです…翌日中学生の校庭清掃の姿を見た時、（互いに）顔を知って（冗談も）言い合えるのも利点で距離感も縮まる…（子育てや郷土芸能活動の指導経験からも）今の子どもや親には、（時に強く言いつつ）後押しすることが大切だと思う。」このように、地域の再構築を目的に、多様な世代が1つの場所に集う機会を児童主体の活動に焦点化したことで、児童生徒を含む各世代の人々がその場の空間を楽しみつつ、互いの行動や役割を相対化し自己を再認識する中で、緩やかに学び

合う姿を感じ取っていた。同時に、異年齢集団の中で学ぶ児童生徒の姿から、子育て世代の育成への役割意識や教育的力量の必要性を改めて実感したのである。

Cさんは、今後の展望について「新しい組織なので、自治会で出来ない活動に取り組むことを目標に進めたい…保育園や他の小学校にも盆踊りを提案している。親同士の繋がりも作り、祖父母が参加できるようにしたい」と語り、世代間交流を実現したことを足掛かりに、地域を各世代が集う居場所にするを見据え、新たな活動の展開を検討している。

一連の活動は、A小学校で実施されたが、Cさんを含む個々の参加者にとって、多様な世代が接点を持つことは「地域の一員」という意識を促し、地域の「居場所」という感覚を共有し、世代を超えて共に地域をつくり上げる主体者の素養を培う契機となったと考えられる。同時に、推進協議会がPTAを通じて児童や学校と接点を持ち、児童生徒や地域住民の状況を含め、活動に伴う反応を受け止める総体へ変化し、「地域の中の子ども」という視座の獲得に繋がったと考えられる。それらは、地域自体も「居場所」の機能を回復する端緒となり、地域住民の社会参加を切り拓く可能性や家庭や地域の教育力を再構成する可能性がある。

自治会の規約等の様々な「垣根」を超え協力する際、Cさんは自身が培った経験を踏まえ、組織の柔軟性を活かし活動の中で起点となる人々との接点を確保し、地域間・世代間連携を基盤とした地域住民の社会参加を切り拓く契機へと繋げていった。それは、Cさんが「垣根」を超えるために地域の課題に挑む中で、「地域の一員」としての自己を再認識する姿を体現した結果とも言える。

以上、Cさんは就任後に児童生徒や親を含む地域住民の実情を踏まえ、地域活動自体を捉え直し、自身の経験や実践知をもとに「地域間・世代間連携を基盤とした地域住民の社会参加」を模索してきた。その中で、推進協議会設立の機会を積極的に捉え、児童、親、地域住民が地域自体の存在を意味づけ直し、世代を超えて共に作り上げる主体者としての素養を培えるよう支援していった。それにより、「垣根を超える」という地域住民が将来的に獲得すべき力量に対する見解を見出し、持続的な地域の構築に向けた今後の展望に対する視座を得ることに繋がったと考えられる。

## 5 考察

A小学校の事例から、B校長とCさんの協働活動の展開に関し分析してきた。B校長は、校長就任後の協働活動について、「子どもたちを包むクッションの様な場が欲しい」と述べており、ボランティアや公民館以外に地域の中で児童を受け止める存在や居場所の必要性を感じている。そして、校内活動の限界もまた認識し、その克服のため世代間交流を基盤とした学校運営を模索することから始めた。このように、活動自体を捉え直すことで、目先の活動の多寡に終始せず世代を繋ぐ取り組みを検討することで、現状の諸問題に向き合い解決の糸口を模索する。それは、現状の課題認識を深めることでもあり、将来的に必要となる新たな活動への予見性に繋がると考えられる。他方、Cさんは、地域の実情から、旧来の自治会や自治公民館に潜む弊害に対し、既存の枠を超え地域間、世代間の連携推進のため、地域の活動の在り方自体を捉え直し社会参加の観点から模索している。

また、両者共に活動を通して、地域を当事者各々が自己を再認識する場としての居場所と捉えている。それは、教員も地域に出向くことで、独自の実践に挑む素地の形成に繋がった。このような好ましい変化は、地域の再構築を目的に多様な世代が1つの場所に集う機会を児童の活動に焦点化することで、地域の一員という実感が得られ、推進協議会を通して地域自体も居場所の機能を回復する端緒となり、社会参加の可能性や家庭や地域の教育力の再構成の可能性を高めていった。学校と地域の様々な問題から既存の活動自体を捉え直し、地域自体を居場所と規定し、各々が自己の再認識を果たすことで、相互規定的関係を作り上げていると言える。

B校長は、これらの一連の変化や動向を、個々の実践や地域の事象と捉えず、推進協議会が地域活動の総体として機能したように、学校内外の変化を活動の総体として概念化している。そのため、共起ネットワーク図でも確認したように、学校経営の責任者の立場は維持しつつ、活動の中心に自身を位置づけていない(図表2、3参照)。この点から、一貫して間主観的な立場で臨むことで持続可能な活動の展開を考え、地域のフォロワーを支援し、教員に対し将来的な教育計画の立案可能な力量の獲得に向けた教育実践上の支援者となった。

それは、A小学校の場も含めた地域住民の社会参加を促す環境整備に繋がり、また教員自身が地域と接点を持ち独自の実践に挑む素地を作ることで、教員の社会参加の進展に向けた環境整備への着手にも繋がった。他方、協働活動では複数のフォロワーや多様な関連団体は重要であるが、対立や葛藤も生じ、完全な合意形成を育む困難さも示している。この点を認めつつも、社会参加、居場所、自己の再認識を鍵とする相互規定的関係を通して、関係者各自が同じ活動の中から教育実践や地域理解の契機とし、旧来の学校や地域の垣根を超えた児童生徒の繋がりをもたらしめている。このように、関わる立場により各々の活動を意味づけることで、意図的・無意図的に協働活動への価値を高め、その結果、「協働の自己組織化」が図られ（山住, 2004）、関係者各自が活動の主体となり、更なる展望の余地を含む活動の継続性へと進展したと考えられる。

以上、B校長は既存の活動の踏襲ではなく、活動を捉え直すことを選択し、その過程で推進協議会を通じた学校と地域の相互規定的関係を構築していった。これらを概念化し、個別の活動の成否に捕われず、学校と地域の環境整備を進め、間主観的な立場を貫いたことで、概念化、予見性の要素を含むサーバント・リーダーシップの獲得に寄与したと考えられる。

協働活動には多様な関係者が存在し、且つ、流動的な組織形態となるため、「児童のため、地域のため」という抽象的なスローガンでは、教員も地域住民も合意形成を育む際に困難が伴う。よって、起点となるフォロワーを抽出し、その主体性やエンパワメントを引き出すリーダーが重要となる。それにより、活動自体が意味づけられ、教育責任を分担した上での実践が展開可能となり、そのためにサーバント・リーダーシップが重要となると考えられる。

今回は、校長のサーバント・リーダーシップに着目し論じたが、協働活動に関わる多様な関係者や協働本部による展開を考慮すると、今後は他のフォロワーの意識変容等も踏まえた、より詳細な分析が課題となる。

本稿の文責は、次の通りである。

第1章、第3章3節、第4章：西村 彩恵

第2章、第3章1、2、4節、第5章：西村 吉弘

## 付記・謝辞

本稿の調査の一部は、公益財団法人北野生涯教育振興会「生涯教育研究助成」（対象者：西村彩恵）を受けて実施されました。

本稿の作成にあたり、調査及び資料提供のご協力を頂いたA小学校並びに推進協議会の各関係者の方々に、ここに記して感謝申し上げます。

## 注

- 1 東京福祉大学 助教
- 2 淑徳大学 兼任講師
- 3 スピアーズは、サーバント・リーダーの特徴（10属性）を次のように示す。①傾聴、②共感、③癒し、④気づき、⑤説得、⑥概念化、⑦先見力、予見力、⑧執事役、⑨人々の成長にかかわる、⑩コミュニティづくり。参照：池田守男・金井壽宏『サーバント・リーダーシップ入門』かんき出版（2007）pp.76-77。
- 4 2020年度に地域学校協働本部が設置され、A小学校も加入している。
- 5 構成員は、自治会長をはじめ自治会のメンバーや子ども会育成会等。そのため、自治会、子ども会育成会、他の地区や市内のコミュニティ推進協議会との連携が緊密に図ることが可能となる。設立には、市企画部市民協働推進課が、その後の運営を市教育委員会生涯学習課が支援する。
- 6 本稿では、KH Coder Ver. 2.00f<sub>1</sub>（2015.12.29）を用いる。
- 7 KH Coderを用い、校長の記録分析を行った研究として次のものがある。岩崎保之「中学校『総合的な学習の時間』を活性化させる校長及びミドルリーダー教員の役割」『京都女子大学発達教育学部紀要』第17号（2021）pp.91-101。伊藤公紀・渡辺聡「『子ども・教員・家庭・学校等を有機的に結びつける営み』に関する校長経験者の語り分析」『札幌大学総合論叢』50巻（2020）pp.17-32、等。
- 8 KH Coderのデフォルト設定は、動詞・名詞の内容語だけを分析対象として扱う。助詞や助動詞の機能語は除外されるが、「その他」という品詞名を付与し分析の際に除外する処理を行った。樋口（2017）を参照。
- 9 データ・クレンジングは、以下の通り。尚、本稿ではKH Coderで分類されている「名詞B（平仮名のみ）」、「名詞C（漢字一文字）」を除外し共起ネットワーク図を作成しており、これらに該当しない統一語を設定した。

統一語		出現語
父親、母親	←	お父さん、お母さん
祖父、祖母	←	おじいちゃん、おばあちゃん
教員	←	先生、先生方、教師
子ども	←	児童、子

- 10 栃木県コミュニティ協会は、1988年に住民自らの創意工

夫によるコミュニティづくりを県民運動として総合的に推進し、活力と潤いのある生活の場を築くことを目的に設立された。推進協議会は、一般会員として登録された。

- 11 事業計画の予算内訳は、会員からの年会費（200円×597戸）、栃木県コミュニティ協会助成金、雑収入で構成され、2017年度は170,000円であった。
- 12 調査は、各対象者に個別インタビューの形態で実施し、半構造化面接法を用いA小学校校長室で行った。作成した逐語記録は、文意を損ねない程度に補足等を行い、補足箇所は小括弧、前後の発言の省略は「…」で示した。
- 13 その他に教育長、生涯学習課などの行政職員、A地区の行政区長、国会議員も参加した。

#### 引用・参考文献

- 1) 鈴木智気「サーバント・リーダーシップ論—『リーダーとしてのサーバント』を巡る位置づけとメカニズム」『同志社商学』第72巻第1号（2020）pp.103-110
- 2) 地区コミュニティ推進協議会「コミュニティ推進協議会の現状について」（2017）
- 3) 地区コミュニティ推進協議会「コミュニティ推進協議会設立総会資料」（2017）
- 4) 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（2019）
- 5) 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（2021）
- 6) 露口健司「第6章 スクールリーダーのリーダーシップ・アプローチ変革・エンパワメント・分散—」小島弘道・淵上克義・露口健司『スクールリーダーシップ』学文社（2010）
- 7) 露口健司「教師の授業力を高める組織とリーダーシップ—専門的コミュニティとサーバント・リーダーシップに焦点を当てて」『愛媛大学教育実践総合センター紀要』第29号（2011）
- 8) 栃木県コミュニティ協会HP <https://tochigi-community.jimdo.com/>（2021年7月26日閲覧）
- 9) 西川潔「校長のリーダーシップ研究の動向と展望—1970年代から2010年代までの研究動向を踏まえて」『人間環境学研究』第18巻第1号（2020）pp.60-61
- 10) 西村彩恵「学校と地域の連携・協働に関する研究—サーバント・リーダーシップに着目して」『公益財団法人北野生涯教育振興会生涯教育研究助成金研究報告書』（2020）p.6
- 11) 浜田博文・諏訪英広・朝倉雅史・高野貴大・安藤知子・織田泰幸・加藤崇英・川上泰彦・北神正行・佐古秀一・高谷哲也「校長のリーダーシップ発揮を促進する制度的・組織的条件の解明と日本の改革デザイン(1) —スクールリーダーの職務環境・職務状況に関する基礎的分析—」『筑波大学教育学系論集』第45巻第1号（2019）pp.65-66
- 12) 樋口耕一『社会調査のための計量テキスト分析：内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版（2015）
- 13) 樋口耕一「言語研究の分野におけるKH Coder活用の可能性」『計量国語学』31巻1号（2017）p.38
- 14) 堀薫夫「高齢者学習評価におけるサーバント・リーダーシップの可能性」日本社会教育学会編『社会教育における評価』東洋館出版社（2012）
- 15) 水本徳明「教育経営における地域概念の検討」『日本教育経営学会紀要』第44号（2002）pp.8-9
- 16) 文部科学省「令和2年度『地域と学校の連携・協働体制構築事業』実施状況」（2020）p.1
- 17) 山住勝広「越境する実践者の学び—拡張的学習の新しい形態—」日本社会教育学会編『成人の学習』東洋館出版社（2004）p.72
- 18) Greenleaf, R. K. (1977). *Servant leadership: A journey into the nature of legitimate power and greatness*, Paulist Press. ロバート・K・グリーンリーフ（著）、ラリー・C・スピアーズ（編集）、金井壽宏（監）（2008）『サーバントリーダーシップ入門』、英治出版

Thoughts on the Significance of the Servant Readership in the Principal

—As the Subject of the Elementary School to Promote the Cooperation Activities between Regions and Schools

Sae NISHIMURA, Yoshihiro NISHIMURA

# 小売業の指標分析に関する考察

## —財務データによる傾向分析—

松村俊英<sup>1</sup>

### 要約

財務書類分析は、その企業が持つ傾向を素早く大掴みにしたい場合、些か情報量が多すぎるきらいがある。そこで、把握したい幾つの特徴について、勘定科目を合成した指標作成が行われる。しかしながら、指標分析は、ア・プリオリに評価分野を指定し、それ以外の評価分野・分類の存在を最初から除外してしまう。そこで、本稿では、財務指標間に通底する幾つかの共通因子を抽出し、指標間の背後に内在する共通因子の顕在化を試みる。

### キーワード

小売業 財務諸表分析 因子分析

## 1. はじめに

元来、収益性が低いと言われている小売業ではあるが[株式会社野村総合研究所, 2016]、コロナ禍の影響は、社会経済において必要不可欠の存在である小売業においても、等閑視し得ない大きなものとなっている。その影響は業種・業態、あるいは地域によっても差があり、今後の注視が必要である。さらに従前からの巨大インターネット小売業との厳しい競争に加えて、コロナ禍における非接触型オペレーションの要請やそもそもの人材不足、生産性向上の観点から、デジタル化への対応も求められているところである。

このような影響は、経営スタイルに変容を迫り、その帰結は財務データとして集約される。財務書類は豊かな表現力を持っており、表示される勘定科目はゆうに100を超える。しかしながら、これらの勘定科目が多岐に亘るのは利点であるものの、その企業が持つ傾向を素早く大掴みにしたい場合、些か情報量が多すぎるきらいがある。そこで、把握したい幾つの特徴（例えば、収益性や成長性等）について、それらを表現すると考えられる指標を、勘定科目を組み合わせることで合成することが行われる。しかし、それでもなお、それぞれの特徴を代表する指標は複数考案されており、なかなか情報の縮約に至らないことも多い。そこで、各特

徴を説明すると考えられる指標を幾つか作成した上で、さらにそれらの指標群を統計的手法によって縮約し、より解りやすい形へ指標を集約することも試みられた(松村, 2020)。

ここでは、多面的な企業の特徴を数値化するため、伝統的な財務指標を利用した個別企業の得点化を試みた。各種指標を、先験的に成長性・収益性・安全性・規模の4分野に分けて考えるものとし(東洋経済ONLINE, 2011)、4つの分野を構成する勘定科目を対象として、指標ごとに主成分分析を行うものであった。しかしながら、この分析手法は、ア・プリオリに4つの評価分野を指定している。本来であればそれ以外の評価分野・分類なり特性があるかも知れない、という可能性を考慮の対象としていない。

そこで、本稿では、先行研究の手法とは逆に、財務指標間の背後に内在する共通因子を顕在化することを試みる。財務指標間に通底する幾つかの共通因子を抽出できれば、それらを評価分野として考えることが可能となる。

## 2. 因子分析と主成分分析

財務データは通常4表に表記される勘定科目レベルにおいても、ゆうに100を超えている。これらの勘定

科目を一つ一つ紐解いていくことで、企業の実相を浮かび上がらせることが可能となる。しかしながら、これら勘定科目を変数として企業の特徴を捕まえようとする場合、変数が多すぎて非常に見通しが悪い状態となる。そこで、通常、幾つかの財務指標に勘定科目を集約して傾向を把握することが行われる。会計の分野で、使われている指標は、幾つかの勘定科目の四則演算によって作成される。その際、指標を構成する勘定科目間には大小の相関関係が生じることとなる。その様な場合、幾つかの同じ様な傾向を持つ変数を一つにまとめて、情報量を集約することが有用な場合がある。その際、利用されるのが主成分分析である。

主成分分析 (Principal Component Analysis) は、多くの変数間に生じた相関を排除し、できるだけ少ない情報の損失で、1、2の無相関な合成変数に縮約するもので、多変量解析手法の一つとして知られている。他方で、情報量の縮約については、因子分析と呼ばれる手法も存在する。

因子分析 (Factor Analysis) も多変量解析手法の一つであり、多くの情報を縮約して表現する点では、主成分分析と同様である。しかし、因子分析では幾つかの情報が共通して持つ、潜在的な共通情報を顕在化する、という目的意識によって用いられる。主成分分析は、変数を出来るだけコンパクトに纏めて表現しようとする発想があるが、因子分析は潜在的な因子が、どの様な変数に分解されるか、という視座がある。因子については事前に分析者によって意味づけされたものが用意される場合もあるが、探索的におこなわれる場合もある。主成分分析、因子分析ともに数学的には同様の演算を行うことになるが、分析者の視点・方向が逆になっている、ということである。

本稿では、松村 (2020) に習い、まず、小売業の財務データを使って勘定科目と指標の整理を行う。その

上で、先験的に与えられた財務指標を因子分析の手法を用いて解釈し直すことを試みる。

### 3. データ

#### 3.1. データの種類

株式会社帝国データバンク『企業財務データベース (COSMOS1)』が提供している財務諸表データを利用した。データ利用に際して、元データでは、{売上高 - 売上原価合計 + 営業収入高} = {売上総利益}となっている。しかしながら本稿では、松村 (2020) に習い、以下の様に独自に勘定科目を定義して分析を行った。

$$\begin{aligned} \text{売上総利益}_1 &= \text{売上高} - \text{売上原価合計} \\ \text{営業総利益}_1 &= \text{売上総利益}_1 + \text{営業収入高} \\ \text{営業利益}_1 &= \text{営業総利益}_1 - \text{販売費及び一般管理費} \\ \text{資産合計} &= \text{総資産} \end{aligned}$$

また、同様に「TDB産業分類コード」の43, 44, 45で始まる以下のデータ群だけを抽出した。

さらに、「決算年」について情報が無かったため、登録されている「決算年月」から決算年の系列を作成するとともに、登録されている企業の住所情報から「エリア」を定義した。エリア分類については以下に示す。分類に際しては、サンプルサイズの関係から、北海道エリアと東北エリアを統合した。

#### 3.2. 基本統計量

今回の分析においては、入手可能な直近のデータとして、2019年度のデータを対象とすることとした。

以下に、サンプルデータの基本統計量を示す。従業員数、営業利益\_1、資産合計、株主資本、売上高\_1について、それぞれ、標本数 (n)、平均 (mean)、標

図表1 エリア分類

エリア分類	該当都府県
北海道東北エリア	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中部エリア	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
近畿エリア	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、三重県、滋賀県、和歌山
中国四国エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島、沖縄県

出所：筆者作成

図表2 2019年度データの要約

基本統計量						
エリア	統計量	従業員数	営業利益_1	資産合計	株主資本	売上高_1
北海道東北	n	35	35	35	35	35
関東	n	43	43	43	43	43
中部	n	34	34	34	34	34
近畿	n	41	41	41	41	41
中国四国	n	35	35	35	35	35
九州沖縄	n	30	30	30	30	30
北海道東北	mean	441	820,368	25,858,535	13,592,061	51,820,518
関東	mean	1,427	2,827,900	76,620,030	38,094,209	143,984,347
中部	mean	456	695,729	18,410,738	8,587,433	46,027,849
近畿	mean	433	651,429	26,752,224	14,967,440	45,268,757
中国四国	mean	496	1,486,971	36,599,039	17,402,917	65,301,452
九州沖縄	mean	457	783,402	21,749,848	11,413,103	42,242,057
北海道東北	sd	626	1,821,527	44,213,578	26,109,110	88,843,358
関東	sd	2,263	5,044,539	149,085,855	87,476,990	230,846,049
中部	sd	468	1,482,286	22,768,634	13,893,692	54,327,406
近畿	sd	682	1,632,210	49,722,834	28,029,229	75,217,651
中国四国	sd	604	4,573,900	76,649,886	34,662,277	125,390,083
九州沖縄	sd	662	1,887,890	35,845,953	24,768,455	56,274,161
北海道東北	max	2,747	8,105,000	190,090,000	134,708,000	438,637,000
関東	max	10,455	22,885,491	713,839,000	520,732,000	1,154,374,000
中部	max	2,336	7,403,000	117,146,000	70,581,000	261,580,000
近畿	max	3,508	9,605,000	266,153,000	139,894,000	352,198,000
中国四国	max	2,878	26,026,000	423,476,000	176,913,000	667,833,000
九州沖縄	max	3,046	9,348,000	163,405,000	123,067,000	205,477,000
北海道東北	median	225	123,556	7,701,157	3,680,138	18,960,593
関東	median	350	620,381	12,334,764	4,249,055	32,995,621
中部	median	262	162,448	10,554,370	3,394,013	25,961,229
近畿	median	220	101,135	7,608,769	2,796,000	19,272,293
中国四国	median	248	72,814	10,456,176	4,647,981	20,118,938
九州沖縄	median	226	133,430	7,209,324	1,941,889	19,794,947
北海道東北	min	27	-313,279	500,384	-2,565,260	1,554,612
関東	min	7	-975,859	319,138	-231,165	449,045
中部	min	23	-232,264	1,007,441	104,192	2,056,040
近畿	min	7	-192,220	209,802	-613,680	509,999
中国四国	min	55	-575,152	589,484	-721,856	3,517,880
九州沖縄	min	9	-146,755	119,676	-546,228	789,093

出所：筆者作成

準偏差 (sd)、最大値 (max)、中位数 (median)、最小値 (min) を示した。単位は従業員数が人、それ以外は千円である。

#### 4. 指標分析～因子分析による

##### 4.1. データ

データについては、2018年度と2019年度の財務データが収録されている企業を抽出し、2019年度データのみを分析対象とした。また、分析の対象となる指標系列が一つでも欠損しているサンプルについては除外し

た。その結果、分析対象は207社となった。

#### 4.2. 財務指標

松村 (2020) においては、成長性・収益性・安全性・規模の4分野に分けて考えるものとし、4つの分野を構成する指標 (東洋経済ONLINE, 2011) を対象として、分野ごとに主成分分析を行っている。その際、4つの分野とは、「成長性」「収益性」「安全性」「規模」である。

#### 4.3. 分析の手法

主成分分析においては、4つの分野ごとに設定された指標を統計的に合成し、「主成分」という概念として説明するのが目的であった。例えば下記の例では、

指標が幾つかの主成分に合成された時、その中の第1主成分が示す割合が、「成長性」という分野の約50%を説明していると解釈される。また、第2主成分まで合わせると、2つの成分で全体の約70%を説明していると解釈される。

これに対して、因子分析においては下記の手順にて分析を進める。

まず、手元にある20の財務指標を特徴づける何からの因子が複数存在すると仮定するところから始める。因子分析においても、相関の強い変数間の関係を因子として抽出すること変わりはない。

主成分分析では、最初から4分野 (成長性・収益性・安全性・規模) を設定して分析を行った。それに対して因子分析ではどのような分野が抽出されるのか、

図表3 主成分分析の例

#成長性	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分	第5主成分
累積寄与率	0.4827	0.6920	0.8870	0.98498	1.00000

出所：松村 (2020)

図表4 指標間の相関係数

term	売上高増減率	経常利益増減率	営業キャッシュフロー増減率	総資産増減率	利益剰余金増減率	ROE	ROA	売上高営業利益率	売上高経常利益率	営業キャッシュフロー	流動比率	DEレシオ	固定比率	総資産利益剰余金比率	利益剰余金	売上高_1	EBITDA	当期純利益	資産合計	有利子負債
売上高増減率																				
経常利益増減率	0.95																			
営業キャッシュフロー増減率	0.08	0.07																		
総資産増減率	0.37	0.33	-0.09																	
利益剰余金増減率	-0.04	-0.03	0.36	-0.03																
ROE	0.08	0.13	-0.01	0.12	-0.08															
ROA	0.09	0.11	-0.1	0.17	0.11	0.22														
売上高営業利益率	0.14	0.15	-0.11	0.25	0.08	0.20	0.87													
売上高経常利益率	-0.07	-0.06	-0.04	-0.01	0.03	0.00	0.06	0.15												
営業キャッシュフロー	0.14	0.18	-0.03	0.21	0.02	0.03	0.26	0.33	-0.00											
流動比率	0.12	0.13	-0.09	0.21	-0.02	0.06	0.09	0.20	0.06	-0.01										
DEレシオ	-0.07	-0.13	0.04	-0.11	0.11	-0.97	-0.17	-0.16	-0.01	-0.04	-0.10									
固定比率	-0.07	-0.13	0.04	-0.12	0.11	-0.97	-0.18	-0.16	-0.01	-0.03	-0.11	1.00								
総資産利益剰余金比率	0.69	0.62	0.00	0.40	-0.01	0.05	0.23	0.21	-0.00	0.09	0.28	-0.06	-0.07							
利益剰余金	0.06	0.07	-0.15	0.09	-0.00	0.03	0.17	0.27	0.02	0.41	0.03	-0.05	-0.05	0.16						
売上高_1	0.07	0.08	-0.12	0.10	-0.02	0.04	0.19	0.24	0.04	0.46	-0.08	-0.06	-0.05	0.09	0.88					
EBITDA	0.13	0.16	-0.06	0.15	0.03	0.04	0.35	0.47	0.02	0.78	-0.03	-0.05	-0.04	0.13	0.63	0.63				
当期純利益	0.13	0.16	-0.06	0.15	0.05	0.04	0.34	0.45	0.01	0.85	-0.00	-0.04	-0.04	0.14	0.59	0.55	0.97			
資産合計	0.05	0.05	-0.12	0.08	-0.03	0.03	0.15	0.23	0.07	0.28	-0.05	-0.05	-0.04	0.08	0.88	0.95	0.58	0.46		
有利子負債	0.04	0.04	-0.01	0.04	-0.03	0.03	0.11	0.19	0.05	0.22	-0.16	-0.02	-0.02	-0.00	0.42	0.60	0.60	0.42	0.71	

出所：筆者作成

という点に問題意識がある。

幾つの因子数が妥当であるかどうかを判定する為には客観的な指標が必要となる。その際、因子分析においては、スクリープロット (scree plot) と呼ばれる図を作成して、視覚的に確認することが多い。これは、観測変数の相関行列の固有値を縦軸に表したものである。固有値が大きいほど因子寄与が大きいとされる。通常、スクリープロット図を見て、固有値の変化がなだらかになる直前の固有値の数が採用される。他方で、ガットマン基準と呼ばれる基準もある。これは、固有値が1以上のものを因子として採用する。

その他、MAP基準と呼ばれる基準もある(清水, 2014)。これは、最も効率的に相関行列を説明できる

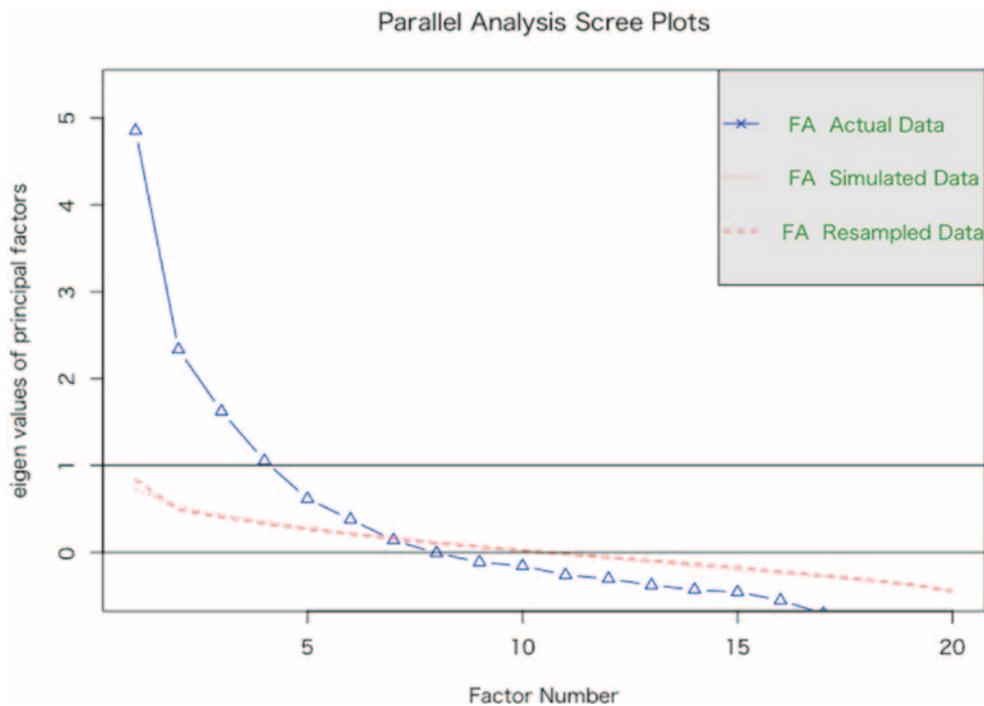
因子数を提案するものである。下記に、MAP基準の算出結果を示す。この基準においては、固有値が0以上である因子の採用が提案されている。

今回の場合、スクリー基準に依れば因子数の判定は曖昧な感じである。他方、ガットマン基準においても因子数は4と提案されている。他方で、MAP基準からは因子数8が提案されている。

本稿においては既往研究と比較するため、因子数を4として進めることにしたい。

#### 4.4. 因子負荷量の推定

因子数4として、20の財務指標が4つの因子について、それぞれどの程度を反しているか(因子負荷量)



図表5 スクリープロット

出所：筆者作成

図表6 MAP基準の推定結果

vss1	vss2	map	dof	chisq	prob	sqresid	fit	RMSEA	BIC	SABIC	complex	eChisq	SRMR	eCRMS	eBIC
0.51	0.00	0.08	170.00	4655.00	0.00	26.80	0.51	0.36	3,749.00	4,287.00	1.00	2,874.00	0.19	0.20	1,967.00
0.65	0.69	0.11	151.00	3687.00	0.00	16.80	0.69	0.34	2,882.00	3,360.00	1.30	1,505.00	0.14	0.16	700.00
0.77	0.80	0.10	133.00	2697.00	0.00	10.10	0.82	0.31	1,987.00	2,409.00	1.30	647.00	0.09	0.11	-63.00
0.75	0.84	0.10	116.00	2009.00	0.00	7.20	0.87	0.28	1,391.00	1,758.00	1.50	313.00	0.06	0.08	-306.00
0.69	0.85	0.10	100.00	932.00	0.00	5.70	0.90	0.20	398.00	715.00	1.40	129.00	0.04	0.06	-404.00
0.71	0.87	0.09	85.00	907.00	0.00	4.10	0.92	0.22	454.00	723.00	1.30	60.00	0.03	0.04	-393.00
0.71	0.87	0.09	71.00	625.00	0.00	3.50	0.94	0.19	246.00	471.00	1.40	27.00	0.02	0.03	-352.00
0.69	0.87	0.10	58.00	400.00	0.00	2.90	0.95	0.17	91.00	275.00	1.40	10.00	0.01	0.02	-299.00

出所：筆者作成

を推計する。

推定方法には最尤法を採用した。また、因子分析において特徴的な因子軸の回転方法としては、オブリミ

ン回転を採用した。回転方法には様々な種類があり、大きく直行回転と斜行回転に分けられる。直行回転は因子間の相関がないことを想定した回転であり、斜行

図表7 因子負荷量の図示

変数名	ML2	ML1	ML4	ML3
売上高増減率	-0.00	-0.00	0.01	0.94
経常利益増減率	-0.00	-0.00	0.00	0.05
営業キャッシュフロー増減率	-0.00	0.00	-0.00	0.00
総資産増減率	0.00	-0.00	0.00	0.00
利益剰余金増減率	-0.00	0.00	0.00	-0.00
ROE	-0.00	-0.05	0.00	0.00
ROA	0.00	-0.00	0.00	0.00
売上高営業利益率	0.00	-0.00	0.00	0.00
売上高経常利益率	0.00	-0.00	-0.00	-0.00
営業キャッシュフロー	-0.00	-0.00	0.02	0.00
流動比率	-0.00	-0.00	0.00	0.00
DEレシオ	-0.00	0.48	-0.00	-0.01
固定比率	0.00	0.48	-0.00	-0.01
総資産利益剰余金比率	0.00	-0.00	0.00	0.01
利益剰余金	0.02	0.00	0.00	-0.00
売上高_1	0.05	0.00	0.01	0.00
EBITDA	0.03	-0.00	0.12	0.00
当期純利益	0.06	-0.00	0.88	0.02
資産合計	0.88	0.00	-0.03	-0.01
有利子負債	0.01	0.00	0.00	-0.00

出所：筆者作成

図表8 因子負荷量の推定結果

指標	分析結果			
	ML2	ML1	ML4	ML3
売上高増減率				1.00
経常利益増減率				0.93
営業キャッシュフロー増減率				
総資産増減率				0.39
利益剰余金増減率				
ROE		-0.97		
ROA			0.35	
売上高営業利益率			0.43	
売上高経常利益率				
営業キャッシュフロー			0.90	
流動比率				
DEレシオ		1.00		
固定比率		1.00		
総資産利益剰余金比率				0.62
利益剰余金	0.82			
売上高_1	0.93			
EBITDA			0.87	
当期純利益			1.00	
資産合計	1.04			
有利子負債	0.67			

出所：筆者作成

回転は相関を想定する。因子間には相関があることが多いため、斜行回転の方がデータへの当てはまりは良くなり易い。オプティム回転は斜行回転の一つであり、因子負荷の異なる変数間の共分散の和を最小にする。

図表8に、因子負荷量の推定結果を示す。

また、因子負荷量の影響を吟味し易い様に、負荷量が0.3以上のものだけに絞って表示したのが図表8である。ML1、ML2、ML3、ML4の列は、それぞれ第1因子、第2因子、第3因子、および第4因子を示している。因子負荷量は因子と各指標との関連の強さで、1から-1の範囲の値を取る。数値の絶対値が大きいほど強い関連を意味する。

この分析結果によれば、ML2因子は、利益剰余金・売上高\_1・資産合計の3つが大きな因子負荷量を占めている。全てBS科目であり、ストック情報である。それぞれ企業の利益規模、ビジネス規模、組織の規模を表しており、規模を企業表現する因子と考えられる。

ML1因子は、ROE・DEレシオ・固定比率の3つの負荷量が大きくなっている。ROEは企業が株主資本を如何に効率的に使って利益を稼いでいるかを表す指標である。値が大きいほど、効率的に資金を使って利益を稼いでいる、と言える。DEレシオは負債資本倍率とも呼ばれる指標であり、負債と株主資本の比率を見ている。長期の支払い能力を吟味する立場からは、この指標は小さい方が良くとされる。固定比率は固定資産と株主資本を対比する指標である。長期にわたって利用される固定的な資産は安定的な資金で調達されることが望ましい。よって、この指標は数値が小さい方が望ましいとされる。今回、ROEについては因子負荷量の符号がマイナスになっている。これは、従来の指標分析からは分かり難い結果である。このML1因子に影響を与えている他の2指標（DEレシオ・固定比率）は、株主資本に着目することで、資金繰りの安定性を吟味する性質を持っている。この観点からは、計算式の分母に株主資本を持つROEは、他の2指標と相関が強く、また、数値は低い方が良く、という結論になってしまう。総じて、ML1因子については、「安全性」を示す因子であると解釈できるが、ROEについては除外して考えるべきであろう。

ML4因子については、営業キャッシュフロー・EBITDA・当期純利益の3つが大きな因子負荷量を示している。EBITDAは利益概念から減価償却費の影響を除いたものであるため、ごく大雑把に考えれば、

足下でどれ位の営業キャッシュフローを稼いでいるかを示す指標である。ただ、減価償却費は固定資産を期間配分してフロー化し、費用として認識するものである。固定資産の調達原資は、通常BS上に株主資本や負債の形で固着しているため、中長期的にはキャッシュの流出を発生させる。そのため、EBTIDAは、足下のキャッシュ稼得力を示していると考えられよう。以上から、このML4因子は企業の収益性を示す因子であると考えられる。

ML3因子については、売上高増減率・経常利益増減率の2指標が高い因子負荷量を示している。これら2つは前期と比較した当期の売上・利益率の伸びを示したものである。営業キャッシュフローの伸び率が高い因子負荷量を示していないのは、減価償却費や税効果など発生主義的な科目が介在することで、利益概念とキャッシュとの間に乖離が生じていることを示唆している可能性がある。総じて、ML3因子については、成長性を示す因子と考えて良さそうである。

## 5. まとめ

今回、小売企業の幾つかの特徴を、可能な限り少数の指標で表現することを試みた。その際、因子分析の手法を用いて、幾つかの指標間に共通すると考えられる潜在的な因子を抽出する方法を採用した。同様の分析手法に主成分分析があるが、こちらは所与の指標の固有値を基準として、幾つかの指標に合成する手法である。他方で、因子分析は指標間に共通の因子を探り出す手法で、主成分分析よりも自由度が高い。

今回の試行を、主成分分析を使った既往研究と対比する形で行ったところ、指標の縮約においてはほぼ同様の傾向を観察できた。主成分分析を行った際には、ア・プリオリに4つの分野を定めておいて、それぞれ4つの分野を構成する幾つかの指標を、それぞれの分野の中で、より少ない指標に合成する、という手順を取った。その際、合成された主成分は5つ観測され、5つの主成分のうち、最も固有値の大きい主成分を、その分野を代表する主成分であると結論づけた。

他方で、因子分析においては最初から4つの分野に分けるという予断を持たず、ア・ポステリオリに対象となる20指標全てを同列とみて固有値を計算する。その上で、固有値が1以上の固有ベクトルを、20の指標間の背後に潜む因子であると考えられる手順を取った。因

子数を決定する際の基準には、幾つかの考え方があるが、今回はガットマン基準によって判定したところ、因子数は4つと判断された。この4つの因子が、20の指標間の背後にある共通因子であり、今回の用語法では「分野」を表すと考えられる。

4つの分野=因子を構成する指標について、それぞれの分野において指標の影響力を吟味する際には、因子負荷量と呼ばれる数値が大きい指標を採用することになる。4つの因子ごとに負荷量の大きい指標を見たところ、先験的に各分野を代表する指標として指定したのと同様の指標が抽出された。ただ、幾つかの因子においては、先験的な分類とは異なる指標の影響力=因子負荷量が指摘され、指標の作成方法や因子分析特有の統計手法から発生するバイアスが明らかとなった。

小売業において、財務データをはじめとして、売上の中身であるPOSデータや更には個人特性が紐付いたID-POSデータなど、多くの変数を持つデータセットの入手が可能になってきた。入手可能な変数が多くなるのは一般的に好ましいとされているが、他方で、データが多くなればなるほど、明らかにしたい目的に対して、何が説明力を持っているのかを判定するのが難しくなってくる。

これまでの蓄積から、ある程度説明力のあるデータ明らかになっていて、更はそのデータを縮約したい場合は、主成分分析などが役立つであろう。他方で、そのような仮説も無く、これから仮説を組み立てて行く様な場合には、探索的因子分析が効果を発揮すると考えられる。

主成分分析、因子分析、更には共分散構造分析の様なデータを縮約し、データ間の関係を可視化するツールは多々存在する。今後は、これら分析手法の特徴をよく理解した上で、効果的に分析手法を使い分けることが、ますます重要となって来よう。

#### 注

1 淑徳大学 兼任講師

#### 参考文献

- 松村俊英、(2020)、小売業の地域性に関する考察—財務データによる傾向分析—。
- 清水裕士、(2014)、Rで因子分析～商用統計ソフトでできないあれこれ～、<https://norimune.net/2226>
- 東洋経済ONLINE、(2011)、新・企業力ランキングトップ2000社--多様な財務指標からわかった会社の“実力”、参照先：<https://toyokeizai.net/articles/-/8226>

# 小売業の地域性に関する考察

## —財務データによる傾向分析—

松村俊英<sup>1</sup>

### 要約

地域に根ざした小売業の存在は、インターネット小売業との厳しい競争に晒されており、収益性に地域格差が生じて来ていることが報告されている。そこで本稿では財務データを使って、まず、小売業における収益性をROA、および、ROEの観点からエリア別にモデル分析を行う。続けて、財務データを組み合わせて、収益性以外の観点も含めた指標分析を行う。さらにそれらの指標群を、統計的手法を援用して「指標の集約」を試みる。

### キーワード

小売業 財務諸表分析 ベイズ推定 主成分分析

## 1. はじめに

人口減社会において、地域に根ざし地域住民に日用品や食材を提供し続ける小売業の存在は、ある種の公共的存在と言っても過言ではないだろう。しかしながら、小売業は私的企業であり、元々収益性が低いと言われている中で〔株式会社野村総合研究所, 2016〕、生き残りも大変である。さらに現在では巨大なインターネット小売業との厳しい競争に晒されている。その様な厳しい経営環境の中、小売業の収益性に地域格差が生じて来ていることが報告されている（経済産業省, 2017）。

そこで本稿では財務データを使って、まず、小売業における収益性をROA、および、ROEの観点からエリア別にモデル分析を行う。一般的に都市エリアに立地する小売業の収益性が高いと考えられるが、実際にそうなっているか。また、高いとすれば、他地域に対してどの程度高いのか、という問題意識である。通常、ROA（総資産利益率）は当期利益を総資産で除することで求められる。また、ROE（株主資本利益率）は当期利益を株主資本で除することで求められる。前者は、企業規模に関する企業経営の効率性を示している。一般的に小売業においては規模の経済が追求されるものの、必ずしもその成果は実証的には明ら

かではないとされている〔宮崎, 2012〕。また、ROEは投資に対するリターンを示しており、投資家が重視する指標である。

続けて、財務データを組み合わせて、収益性以外の観点も含めた指標分析を行う。財務書類に表示される勘定科目はゆうに数百に達する。これらの勘定科目を一つ一つ紐解いていくことで、企業の実相を浮かび上がらせることも可能となる。しかしながら、これらの勘定科目が多岐に亘るという利点は、その企業が持つ傾向を素早く大掴みにしたい場合、些か情報量が多すぎるくらいがある。そこで、把握したい幾つの特徴（例えば、収益性や成長性等）について、それらを表現すると考えられる指標を、勘定科目を組み合わせて合成することが行われる。しかし、それでもなお、それぞれの特徴を代表する指標は複数考案されており、なかなか情報の縮約に至らないことも多い。そこで、各特徴を説明すると考えられる指標を幾つか作成した上で、さらにそれらの指標群を、今度は統計的手法を援用して縮約し、「指標の集約」を試みる。

## 2. データ

### 2.1. データの種類

株式会社帝国データバンク『企業財務データベース

(COSMOS1)』が提供している財務諸表データを利用した。データ利用に際して、元データでは、{売上高 - 売上原価合計 + 営業収入高} = {売上総利益}となっている。しかしながら本稿では、それは{営業総利益}に該当すると考え、以下の様に独自に勘定科目を定義して分析を行った。

売上総利益\_1 = 売上高 - 売上原価合計  
 営業総利益\_1 = 売上総利益\_1 + 営業収入高  
 営業利益\_1 = 営業総利益\_1 - 販売費及び一般管理費  
 資産合計 = 総資産

また、小売業に特化して分析を行うため、「TDB 産業分類コード」の43, 44, 45で始まる以下のデータ群だけを抽出した。

さらに、「決算年」について情報が無かったため、登録されている「決算年月」から決算年の系列を作成するとともに、エリア別に分析するため、登録されている企業の住所情報から「エリア」を定義した。エリア分類については以下に示す。

## 2.2. 基本統計量

年度別のデータサイズは以下の通りとなった。

2012年度 30社、2013年度 206社、2014年度 355社、2015年度 450社、2016年度 458社、2017年度 410社、2018年度 233社。

以下に、サンプルデータの基本統計量を示す。従業員数、営業利益\_1、資産合計、株主資本、売上高\_1について、それぞれ、最小値 (min)、中位数 (median)、平均 (mean)、最大値 (max)、標準偏差 (sd) を示した。エリア別にみた場合、関東エリアにおける分散の大きさが特徴的である。

図表1 業種分類コード

分類コード	分類名
4310	百貨店
4391	各種滴品割賦販売業
4392	各種滴品小売業スーパーストア業
4399	コンビニエンスストア等
4410	呉服 服地 寝具小売業
4420	男子服小売業
4430	婦人子供服小売業
4440	靴物小売業
4450	洋品 2 貨 小間物小売業
4510	各種食料品小売業
4520	酒小売業
4530	食肉小売業
4540	鮮魚小売業
4550	乾物小売業
4560	野菜 果実小売業
4570	菓子 パン小売業
4580	米穀類小売業
4591	牛乳小売業
4599	その他の飲食料品小売業

出所：「TDB 産業分類コード」から筆者作成

## 3. モデル分析

### 3.1. データの可視化

以降の分析については、まず2018年度について行った。

まず、エリア別データの営業利益\_1について可視化を行った。

一見して分布が歪んでいるため、続けて対数変換を試みた。その結果、エリア別でははっきりしないが、全体をまとめてみると正規分布とみなしても良さそうな分布となった。その為、以下では営業利益\_1について対数を取り、正規分布とみなして分析を行うこと

図表2 エリア分類

エリア分類	該当都府県
北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中部エリア	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
近畿エリア	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、三重県、滋賀県、和歌山
中国四国エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島、沖縄県

出所：筆者作成

図表3 2018年度データの要約

	従業員数	営業利益_1	資産合計	株主資本	売上高_1
[min]	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
北海道	40	-15,011	1,275,786	315,724	1,627,841
東北	50	-234,173	999,323	-2,571,158	3,782,959
関東	7	-1,188,169	546,646	-20,953,820	1,097,533
中部	22	-98,147	1,045,637	103,833	2,084,136
近畿	10	-159,335	196,687	-514,396	531,626
中国四国	4	-483,012	189,741	-667,887	310,090
九州沖縄	6	-129,307	201,254	-549,112	1,351,393
[median]					
北海道	429	714,993	16,848,036	7,075,250	41,632,178
東北	225	148,114	7,158,489	3,549,292	17,428,472
関東	355	459,625	11,971,784	4,620,022	37,212,691
中部	258	199,813	9,265,684	2,336,906	25,372,219
近畿	140	63,510	4,981,661	1,691,113	10,668,056
中国四国	223	107,144	8,853,184	3,238,280	18,862,247
九州沖縄	219	51,000	6,212,284	2,131,218	16,958,964
[mean]					
北海道	614	1,833,717	34,196,123	15,845,986	74,363,997
東北	370	489,722	20,710,504	11,634,073	46,893,350
関東	1,343	2,682,060	71,264,449	34,893,982	136,949,513
中部	412	722,903	16,672,606	7,663,344	44,558,675
近畿	398	676,487	24,533,130	13,921,644	42,153,344
中国四国	467	1,497,671	31,981,012	14,040,719	60,338,925
九州沖縄	410	733,722	18,445,721	9,473,823	36,956,653
[max]					
北海道	2,058	8,225,000	134,724,049	49,265,865	281,583,985
東北	2,747	4,706,000	184,914,000	132,750,000	437,201,000
関東	9,708	18,365,666	721,594,000	519,473,000	1,205,751,000
中部	1,446	5,481,000	72,812,000	49,958,000	219,224,000
近畿	3,453	10,553,000	256,703,000	133,514,000	353,109,000
中国四国	2,723	29,141,000	414,350,000	165,595,000	655,328,000
九州沖縄	2,812	12,446,000	144,212,000	117,244,000	207,429,000
[sd]					
北海道	595	2,609,187	41,358,317	18,444,566	83,348,336
東北	560	1,047,502	39,981,842	27,972,522	90,133,255
関東	2,136	4,853,989	147,120,112	85,206,796	229,562,889
中部	387	1,305,816	17,827,768	11,026,839	50,053,793
近畿	664	1,726,658	47,684,679	26,729,447	74,309,870
中国四国	590	4,841,660	70,971,546	29,347,875	119,981,823
九州沖縄	602	2,294,062	31,983,687	22,648,271	53,092,950

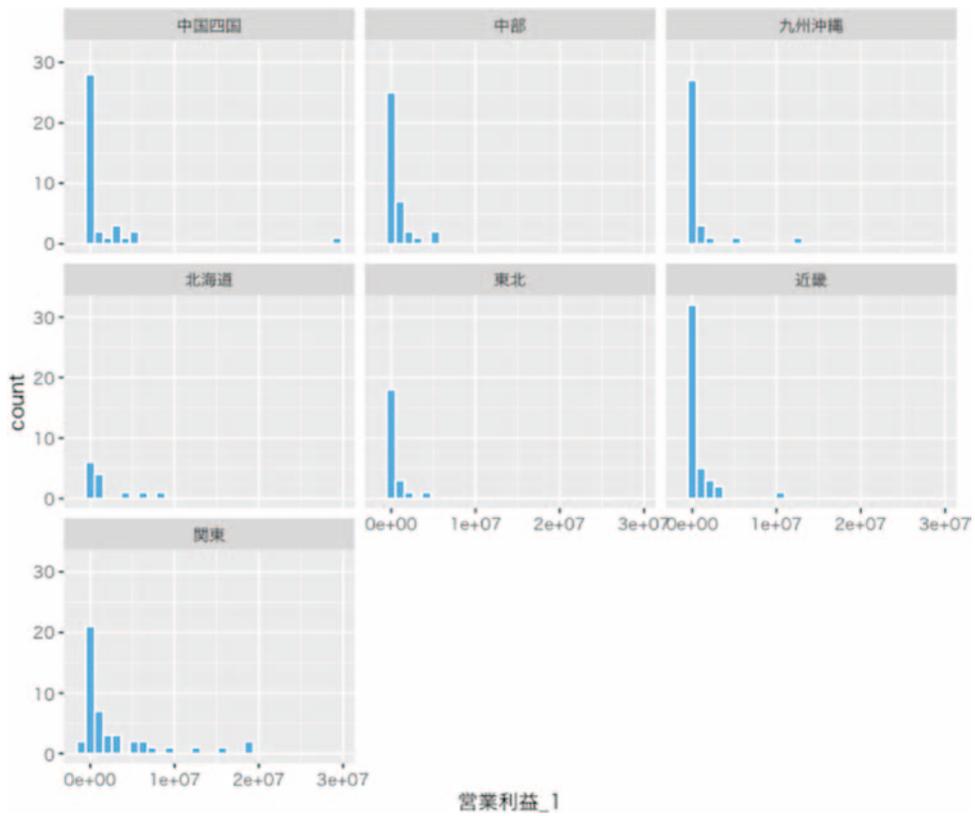
出所：筆者作成

とする。

続いてLog（営業利益\_1）と資産合計の関係を散布図にしたところ、関係は非線形に見える。

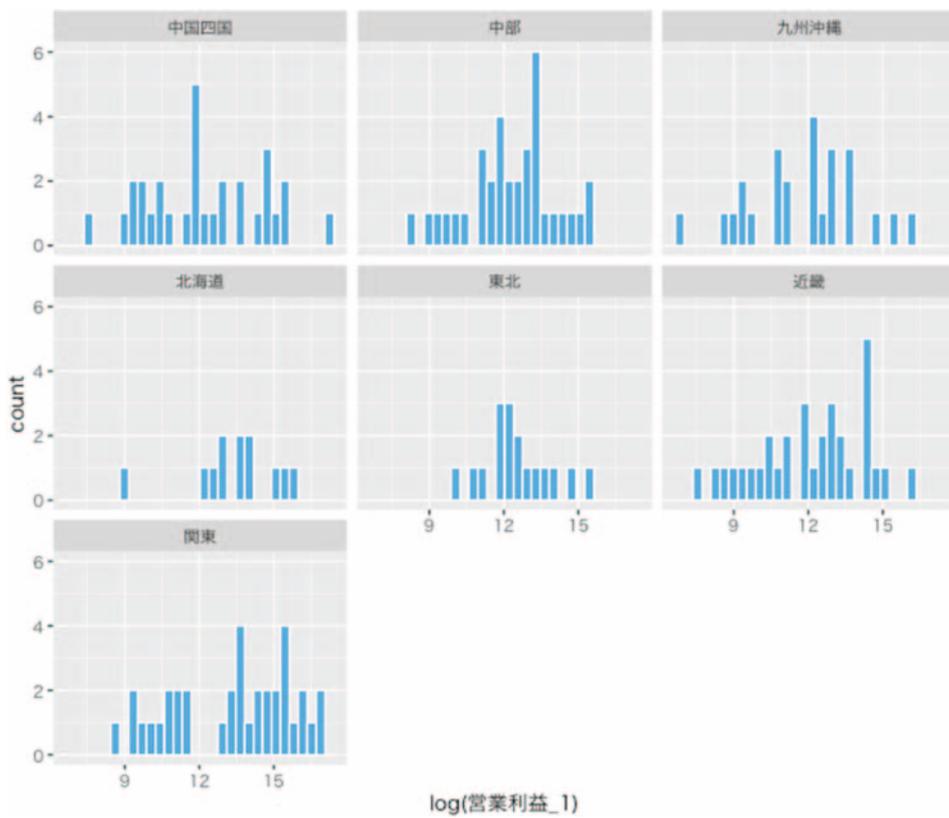
そこで、資産合計がlog（営業利益\_1）に与える影響が、資産合計が大きくなるにつれて逓減する、という関係を反映するために、資産合計についても対数を

図表4 エリア別営業利益\_1の分布



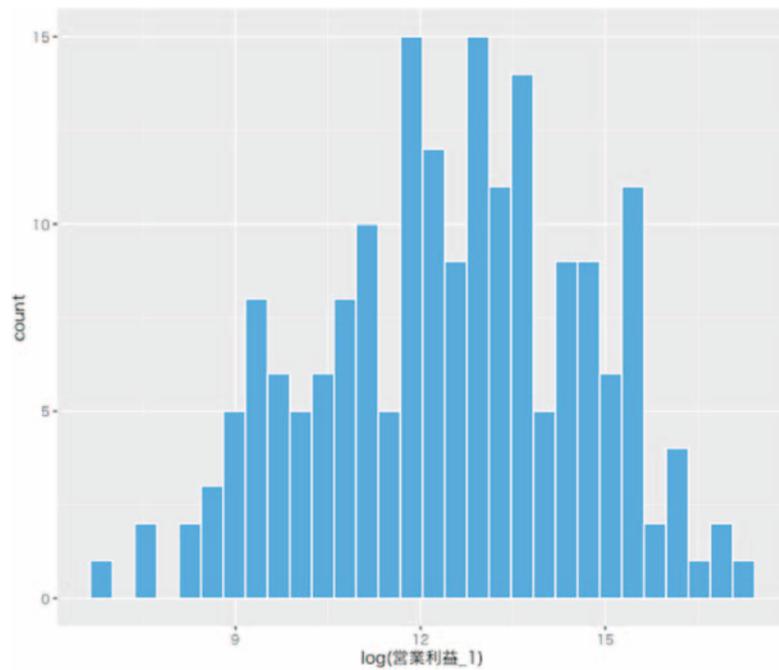
出所：筆者作成

図表5 エリア別営業利益\_1 (対数) の分布



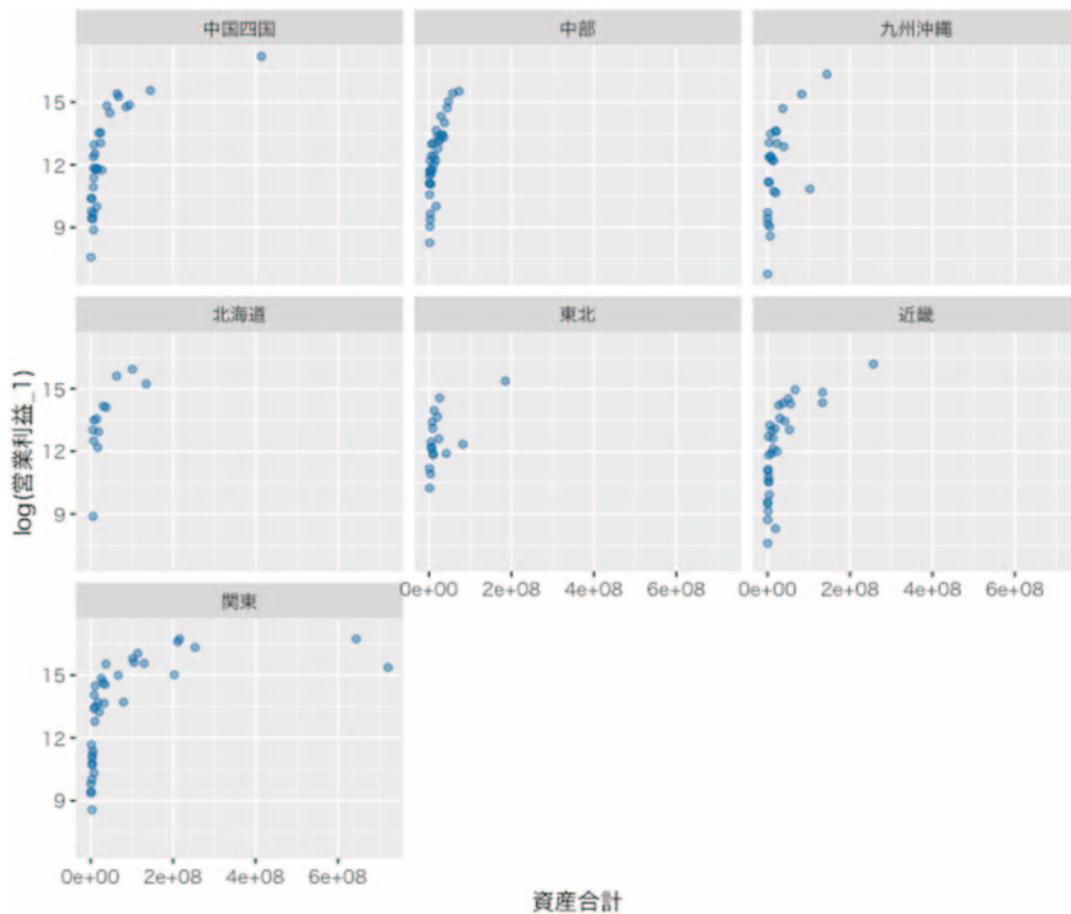
出所：筆者作成

図表6 データ全体の営業利益\_1 (対数) の分布



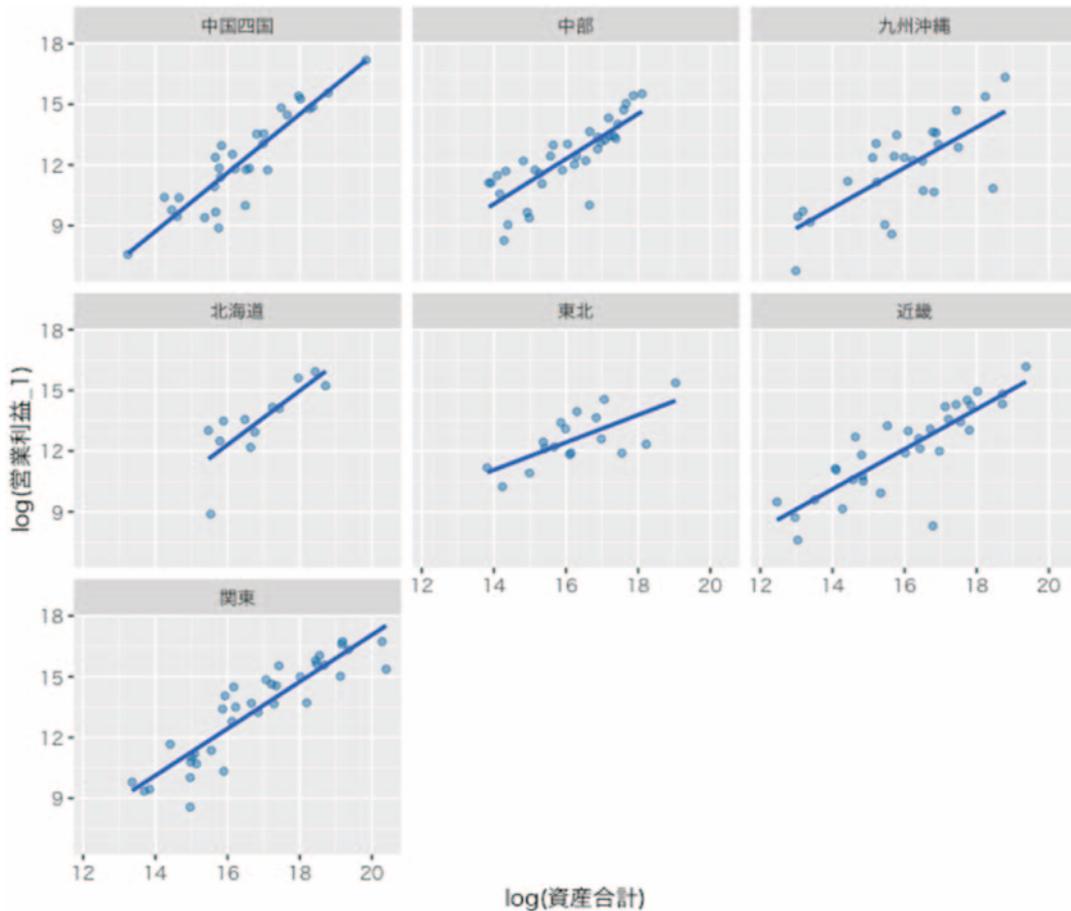
出所：筆者作成

図表7 営業利益\_1 (対数) と資産合計の関係



出所：筆者作成；横軸（千円）

図表 8 営業利益\_1 (対数) と資産合計 (対数) との関係



出所：筆者作成

取った。その結果、営業利益\_1と資産合計の関係は、それぞれ対数を取ることによって、線形で統計的に推計できると判断した。

### 3.2. 分析の手法

#### 3.2.1. 分析モデル

営業利益\_1の地域差異を加味した分析モデルは以下の構造とした。

$\chi_{i1}$ から $\chi_{i6}$ までは質的データであり、地域ダミーをとる。

また、 $\chi_{i7}$ はlog(資産合計)、および、log(株主資本)とする。

Log(営業利益\_1) :  $y_i$  は正規分布に従うと仮定し、正規分布の期待値は $\mu_i$ 、分散は $\sigma^2$ とする。

$$\mu_i = \beta_0 + \beta_1 \chi_{i1} + \beta_2 \chi_{i2} + \dots + \beta_n \chi_{in} \quad ; n = 7$$

$$y_i = \text{Nominal}(\mu_i, \sigma^2)$$

また、営業利益\_1が負値のサンプルは、推計に際して除外した。

#### 3.2.2. シミュレーションの前提

ベイズ推計を行うため、MCMC(マルコフ連鎖モンテカルロ)法によって事後分布に従う乱数を発生させた。その際、1チェーンで生成する乱数は6,000、バーンイン期間(warmup)は5,000とした。また、乱数の間引き(thin)は行わなかった。

チェーンは(chains)4セットとし、この結果、4チェーンから合計4,000個の乱数を得た。

#### 3.2.3. ベイズ推定について

ベイズ推定については、従来の頻度主義の推定に比べて、いくつかの利点が挙げられている(浜田, 石田, & 清水, 2019)。例えば、サンプルサイズが小さくてもそれなりに妥当な推定ができる。推定値の分布に正規性を仮定していないので、より正確な区間推定

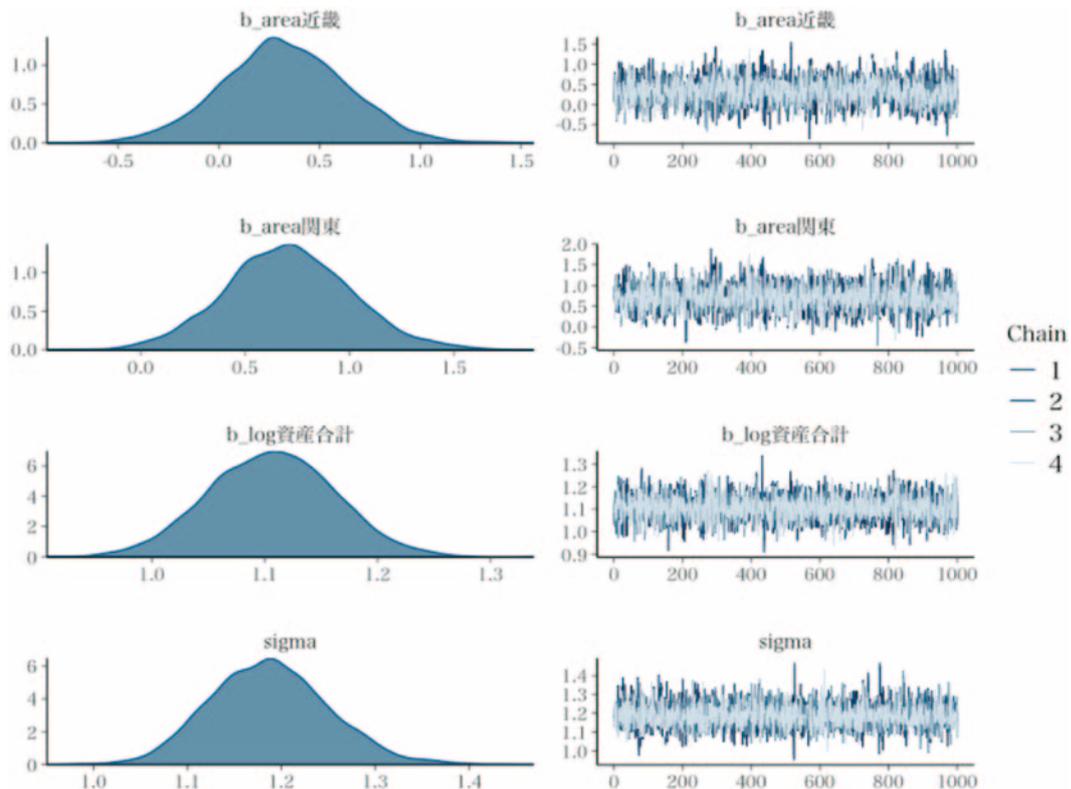
ができる、等である。

ベイズ推定では、点推定値、標準偏差と95%信用区間が報告される。点推定値は確率分布の代表値として平均値が用いられる。信用区間は、95%の確率でその範囲に真値があると解釈される。

### 3.2.4. シミュレーションの結果

シミュレーション結果について事後分布とトレースプロットの一部を以下に示す。トレースプロットを見る限り、このサンプリングは収束したものとみなすことができる。また、図表10に示す様に、Rhatの値も1.1よりも小さくなっている。

図表9 事後分布とトレースプロット



出所：筆者作成

図表10 推定結果 営業利益\_1 (対数) と資産合計 (対数)

	Estimate	Est.Error	l-95% CI	u-95% CI	Rhat	Bulk_ESS	Tail_ESS
Intercept	-5.93	0.94	-7.75	-4.11	1.00	4,240	2,691
area 中部	0.53	0.30	-0.03	1.13	1.00	2,224	2,004
area 九州沖縄	0.11	0.33	-0.53	0.78	1.00	2,504	2,261
area 北海道	0.75	0.41	-0.06	1.54	1.00	2,947	2,639
area 東北	0.58	0.36	-0.12	1.31	1.00	2,920	2,553
area 近畿	0.32	0.31	-0.28	0.93	1.00	2,390	2,574
area 関東	0.71	0.30	0.12	1.32	1.00	2,381	2,356
log 資産合計	1.11	0.06	1.00	1.21	1.00	4,610	2,734
Family Specific Parameters:							
	Estimate	Est.Error	l-95% CI	u-95% CI	Rhat	Bulk_ESS	Tail_ESS
sigma	1.19	0.06	1.07	1.32	1.00	3,691	2,721

出所：筆者作成

### 3.2.5. 分析結果

#### 3.2.5.1. 営業利益\_1と資産合計の関係

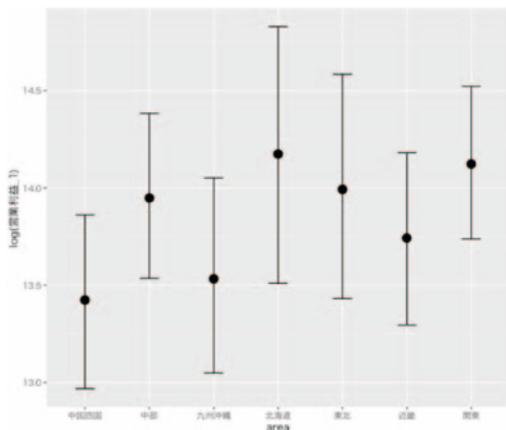
ベイズ統計量<sup>2</sup>を以下に示す。

表中Interceptは切片を表している。Estimateは点推定値であり、事後期待値を示している。また、1-95% CI、および、u-95% CIと有るのは95%ベイズ信用区間を示している。

この分析結果では、エリアを問わず、営業利益\_1（対数）に対して資産合計（対数）が1.11の影響を与えていることが見て取れる。

次に、エリア別に見ると、この分析ではベースが中国四国エリアになっている。そのため、例えば、中部エリアは中国四国エリアに比べて、プラス0.53の地域的傾向を持っていると解釈できる。

図表 11 推定された営業利益\_1の期待値（資本合計との関係）



出所：筆者作成

都市部を抱える中部・近畿エリアでは、企業規模が利益に対して与える影響度は、これらのエリアに比べて相対的に小さな都市圏しか持たない中国四国エリアに比べて、さほど大きくないという結果になっている。

他方で、広大な面積を抱える北海道エリアでは、企業規模が収益に与える影響が相対的に大きいという結果となった。

下記の図では、推定されたエリア別の営業利益\_1（平均値：対数）を図示したものである。バーの長さは95%ベイズ信用区間を表しており、バーの中にある黒丸は平均値を示している。左端に今回推計のベースとなった中国四国エリアが配置されている。上述の推定結果と傾向は、この図によっても確認することが出来る。

#### 3.2.5.2. 営業利益\_1と株主資本の関係

同様に、営業利益\_1（対数）と株主資本（対数）の関係についてベイズ推計を行なった。その結果を以下に示す。

推定結果の解釈については、前述と同様である。

エリアを問わず、営業利益\_1（対数）に対して株主資本（対数）が0.86の影響を与えていることが見て取れる。

また、エリア別の影響としては、今回もベースが中国四国エリアとなっている。そのため、例えば、中部エリアは中国四国エリアに対して、プラス0.57の地域的傾向を持っていること分かる。

資産合計（対数）の分析と同様に、株主資本（対数）との対比においても、九州沖縄エリアと近畿エリ

図表12 推定結果 営業利益\_1（対数）と株主資本（対数）

	Estimate	Est.Error	l-95% CI	u-95% CI	Rhat	Bulk_ESS	Tail_ESS
Intercept	-0.99	0.82	-2.61	0.60	1.00	3,747	2,543
area 中部	0.57	0.32	-0.06	1.19	1.00	2,081	3,111
area 九州沖縄	0.22	0.36	-0.48	0.92	1.00	2,223	2,975
area 北海道	0.74	0.44	-0.11	1.59	1.00	2,658	3,002
area 東北	0.48	0.40	-0.30	1.26	1.00	2,688	2,941
area 近畿	0.11	0.33	-0.54	0.77	1.00	1,962	2,751
area 関東	1.01	0.32	0.37	1.66	1.00	2,118	3,082
log 株主資本	0.86	0.05	0.76	0.95	1.00	4,265	2,834
Family Specific Parameters:							
	Estimate	Est.Error	l-95% CI	u-95% CI	Rhat	Bulk_ESS	Tail_ESS
sigma	1.26	0.07	1.14	1.40	1.00	3,847	2,983

出所：筆者作成

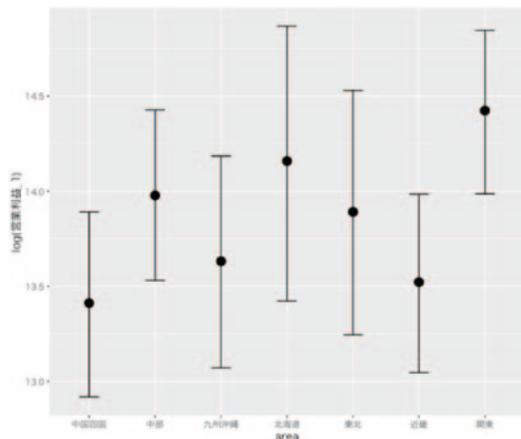
アにおいて、対資本の収益性が相対的に低いことが分かる。また、これも同様に関東エリアの企業群においては、他エリアに比べて相対的に高い資本収益性を持っていることが分かる。

推計結果に表れた傾向は、下記の図を見ることによっても確認できる。

### 3.2.5.3. 時系列分析

ここまで2018年度のデータを使い推計を行なって来たが、他年度のデータも利用可能なため、経年での推移を確認した。その際、単年度では数値が大きく乱高下しているため、三期の移動平均を取って、これまでと同様の推計を行なった。

図表 13 推定された営業利益\_1の期待値（株主資本との関係）



出所：筆者作成

図表14は、営業利益\_1（対数）と資産合計（対数）の関係において、エリア要素の影響を時系列で並べてみたものである。図の横軸において、2015とある部分は、2014年度・2015年度・2016年度の平均値である。同様に、2016とある部分は、2015年度・2016年度・2017年度の平均値。2017とある部分は、2016年度・2017年度・2018年度の平均値となっている。

2018年度・単年度の分析と同様に、推計上、中国四国エリアが基準値（係数ゼロ）となっており、縦軸のestimateは基準値との差分になっている。全体として目を引くのは、北海道エリアだけが経年で上昇傾向にあるのに対して、他地域は相対的に低下傾向にある点である。

図表15は、営業利益\_1（対数）と株主資本（対数）の関係において、エリア要素の影響を時系列で並べてみたものである。資産合計での関係と同様に、北海道エリアだけが経年で上昇傾向にあるのが目を引く。また、2018年度の分析でも見られた様に、近年は低下傾向にあるものの、関東エリアが相対的に高い収益性を示している。

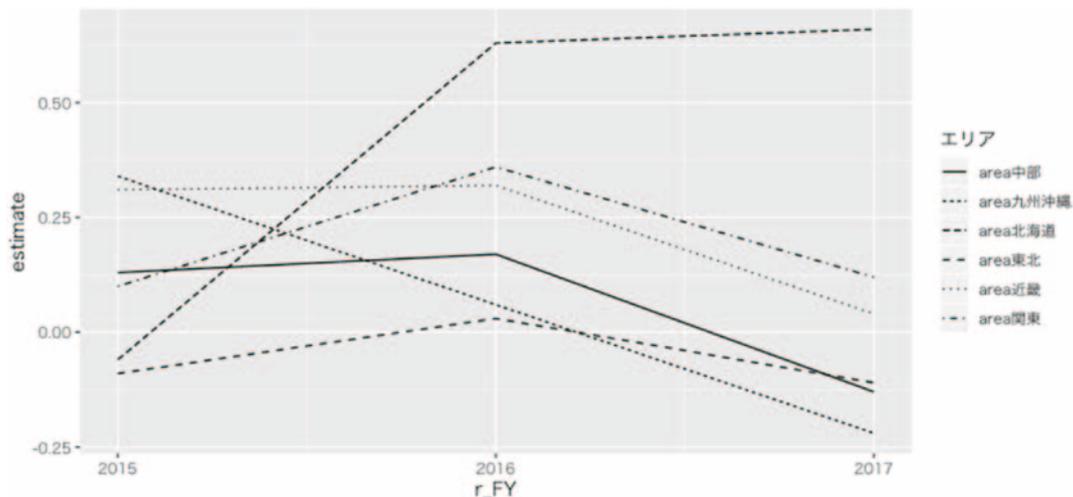
## 4. 指標分析～主成分分析による

### 4.1. 分析の方法

個別企業の財務データを活かし、多面的な企業の特徴を数値化するため、伝統的な財務指標を利用した個別企業の得点化を試みた。

データについては、2016年度・2017年度・2018年度の三カ年を通じて財務データが収録されている企業を

図表 14 営業利益\_1（対数）と資産合計（対数）：時系列推移



出所：筆者作成

抽出し、2018年度データのみを分析対象とした。その結果、分析対象は200社となった。

分析は、成長性・収益性・安全性・規模の4分野に分けて考えるものとし、4つの分野を構成する指標を対象として、分野ごとに主成分分析を行った。その上で、主成分分析で求められた第1主成分得点を偏差値化し、各分野の得点とした（東洋経済ONLINE, 2011）。4つの評価分野の各得点を合計したものを総合得点とした。

#### 4.2. 主成分分析について

財務データは通常4表に表記される勘定科目レベルにおいても、ゆうに数百を超える。今回取得した財務データにおいても勘定科目数は200を超えている。これら勘定科目を変数として企業の特徴を捕まえようとする場合、変数が多すぎて非常に見通しが悪い状態となる。そこで、幾つかの財務指標に集約して傾向を把握する必要に迫られる。会計の分野では、従来から指標分析が行われているが、使われる変数も多く、また、財務指標を構成する勘定科目間に重大な相関関係が生じることを避けられない。その様な場合、幾つかの同じ様な傾向を持つ変数を一つにまとめて、情報量を集約することが必要となり、主成分分析はその様なニーズに応える手法である。

主成分分析（Principal Component Analysis）は、提案されてからすでに100年近くも経つ手法であるが、多くの変数間に生じた相関を排除し、できるだけ少ない情報の損失で、1、2の無相関な合成変数に縮約し

て分析を行うものである。今回は、この手法により、4つの分野を構成するそれぞれの指標群から、最もその分野の傾向を表現していると考えられる合成変数（第1主成分得点）を抽出し、その主成分によってその分野を代表させることとした。

#### 4.3. 財務指標と計算式

4つの視点で構成する財務指標と計算式は以下の通りである。

「lag」の添え字が付いている科目は一期前（すなわち2017年度）を示す。また、キャッシュフロー計算書が収録されていなかったため、「営業キャッシュフロー」については、下記のように定義した。

営業キャッシュフロー = 税引前当期純利益 + 減価償却費 - 受取利息\_配当金 - 支払利息\_割引料 + 貸倒引当金の増減額 + 売掛金の増減額 + 買掛金の増減額 + 商品\_製品等の増減額 + 仕掛品\_原材料等の増減額 + 未払法人税等の増減額

# 成長性

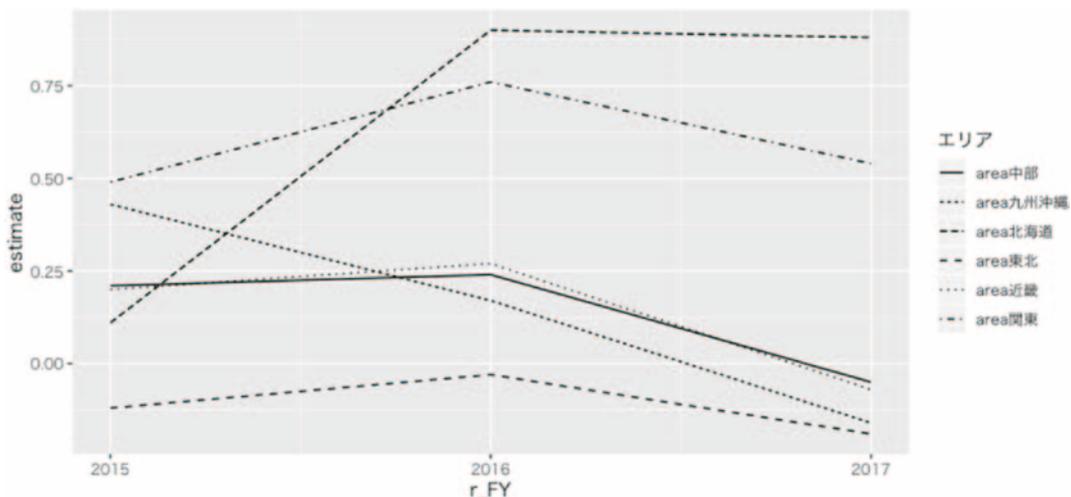
売上高増減率 =  $((\text{売上高}_1 - \text{lag\_売上高}_1) / \text{売上高}_1) * 100$

経常利益増減率 =  $((\text{経常利益}_1 - \text{lag\_経常利益}_1) / \text{経常利益}_1) * 100$

営業キャッシュフロー増減率 =  $((\text{営業キャッシュフロー} - \text{lag\_営業キャッシュフロー}) / \text{営業キャッシュフロー}) * 100$

総資産増減率 =  $((\text{資産合計} - \text{lag\_資産合計}) / \text{資産合計}) * 100$

図表 15 営業利益\_1 (対数) と株主資本 (対数) : 時系列推移



出所：筆者作成

利益剰余金増減率 = ((利益剰余金 - lag\_利益剰余金) / 利益剰余金) \* 100)

当期純利益  
資産合計  
有利子負債

#### # 収益性

ROE = (経常利益\_1 / 株主資本) \* 100)

ROA = (経常利益\_1 / 資産合計) \* 100)

売上高営業利益率 = (営業利益\_1 / 売上高\_1) \* 100)

売上高経常利益率 = (経常利益\_1 / 売上高\_1) \* 100)

営業キャッシュフロー

#### # 安全性

流動比率 = (流動資産 / 流動負債) \* 100)

DEレシオ = (有利子負債 / 株主資本) \* 100)

固定比率 = (固定資産 / 株主資本) \* 100)

総資産利益剰余金比率 = (利益剰余金 / 資産合計) \* 100)

利益剰余金

#### # 規模

売上高\_1

EBITDA = 税引前当期純利益 + 支払利息\_割引料 + 減価償却費)

#### 4.4. 分析の結果

分析の結果を以下に記す。

図表16にあるPC1からPC5が第1から第5までの主成分を表す。「累積寄与率」とは、全情報量のうち、該当する主成分が占める情報量の割合を示している。成長性においては、第1主成分(PC1)によって全体の約50%を説明していることが分かる。また、規模においては、第1主成分によって全体の約80%を説明していることが分かる。

この第1主成分を使って計算した主成分得点を以下に示す。

主成分得点は全ての企業について計算されているが、ここでは図表17にある様に、エリアごとの平均値を示すに止める。主成分得点については、それぞれの分野内において平均50、分散10による偏差値化を行っている。エリア別にみた場合サンプル数にばらつきが有るものの、2018年度の財務データによれば、合計得点の平均値は中国四国エリアが最も高い結果と

図表16 主成分分析の結果

# 成長性	PC1	PC2	PC3	PC4	PC5
累積寄与率	0.4827	0.6920	0.8870	0.98498	1.00000
# 収益性					
累積寄与率	0.4099	0.6107	0.7964	0.9599	1.00000
# 安全性					
累積寄与率	0.4048	0.6840	0.8793	0.9959	1.00000
# 規模					
累積寄与率	0.7901	0.9364	0.98144	0.99622	1.00000

出所：筆者作成

図表17 主成分得点

area	合計点_平均	成長性_平均	収益性_平均	安全性_平均	規模_平均	サンプル数
北海道	196.	49.8	46.3	50.2	50.0	13
東北	200.	48.7	49.7	50.0	51.6	20
関東	193.	49.4	48.1	51.3	44.4	37
中部	200.	48.9	48.6	50.1	52.1	30
近畿	204.	49.8	50.7	51.6	51.6	40
中国四国	207.	55.0	51.6	50.4	49.9	34
九州沖縄	197.	47.0	53.3	45.0	51.8	26

出所：筆者作成

なった。また、関東エリアが合計点で低い水準に止まっている。

ベイズ推定によるモデル分析においては、総資産や株主資本の様な規模を示す勘定科目に対する収益性の対比において北海道や関東エリアが相対的に高い水準を示したが、主成分分析においては、規模については中国・四国地方が同様の傾向を示したものの、それ以外の分野では同様の結果とならなかった。モデル分析では変数の対数を取って分析を行ったため、収益がマイナスを取るサンプルは排除されており、その差が分析結果の差に反映されたものと思われる。

## 5. まとめ

今回、小売業の収益性やそれ以外のいくつかの特徴をエリア別にみるために、主に2018年度財務データを使い、全国を7つのエリアに分類して分析を行なった。その中で中部エリアや近畿エリアを比較的都市部を多く抱えるエリアとして論及した。しかしながら、これらのエリアにも中山間地域はあり、過疎地もある。本来であれば、この様な大括りのエリア分類ではなく、もう少し細かいエリアを対象とした分析が必要であるが、データ制約もあり今後の課題としたい。また、エリアごとのサンプル数にも偏りがあるため、一般的な外的妥当性が保証されていないことをお断りしておきたい。

より本質的な問題として、高いROAやROEを誇る企業・地域には、何か特徴が有るのかどうか。実は、そこが最も知りたい点である。しかしながら、この課

題に分け入るには財務データに関しても、財務書類では開示されない、管理会計レベルのデータが必要となる。更には、企業が開示する企業理念の様な定性データから、店舗立地やその地理的な特徴、店舗づくりから品揃えまで、広範なデータを収集・活用した分析が必要になる。これらの諸点についても、最大の難所はデータ制約の問題である。幸い近時は定性データや大量データの取り扱いに関して利用可能な分析手法やツールは格段に進歩して来ている。有意の企業との共同研究等によって内部データによる分析に取り組めればと考える。

## 注

- 1 淑徳大学 兼任講師
- 2 これら一連の統計処理はR\_3.5.2とrstan\_2.19.2を使用して行なった。

## 参考文献

- 宮崎卓朗、(2012)、小売業における規模の経済性について、佐賀大学経済論集 第45巻第1号。
- 浜田宏、石田淳、清水裕士、(2019)、社会科学のためのベイズ統計モデリング、朝倉書店。
- 経済産業省経済解析室、(2017)、平成28年小売業販売を振り返る、経済産業省。
- 株式会社野村総合研究所、(2016)、平成27年度商取引適正化・製品安全に係る事業 流通業の生産性向上等に関する調査報告書、経済産業省。
- 東洋経済ONLINE、(2011)、新・企業力ランキング トップ2000社--多様な財務指標からわかった会社の“実力”、参照先：<https://toyokeizai.net/articles/-/8226>

## ゼロカーボンシティに向けた政策課題 —再生可能エネルギーの熱利用を中心として—

山形 新之介<sup>1</sup>

### 要約

熱エネルギーの需給構造については依然として化石燃料に大きく依存している。そのような背景のもとでは、ゼロカーボンシティに向けて再生可能エネルギーの熱利用を主要な政策課題として位置づける必要がある。しかし、それには単に自治体の政策に依存するだけでは不可能であり、国レベルでカーボンニュートラルな社会を見据えて再エネ熱の導入に向けた本格的な政策を講ずる必要性があることを提言している。

### 1. はじめに

近年、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするという「ゼロカーボン」宣言を表明する自治体が増えている。山梨県が2008年に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定した際、長期計画として概ね2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする目標を立てたのが初発とされる<sup>2</sup>。そして、2019年の前半に京都市や東京都、横浜市などが立て続けにゼロカーボン宣言を表明していった。このような自治体のゼロカーボン宣言は、政府による後押しがあることも影響しているのか、今も増加し続けている。

仮に、本気でゼロカーボンを目指すのであれば、エネルギーの需給構造の大胆な転換が必要になる。周知のとおり、現代の日本社会におけるエネルギー供給は化石燃料に依存しており、そこからの脱却無くして脱炭素などは絵空事に過ぎない。それゆえに、再生可能エネルギーを最大限導入することは喫緊の課題となる。

しかしながら、かつて諸富（2015：1）は「そうそうたる大企業が再エネ発電事業に参入し、メガソーラー発電所が全国に次々と設置されるだけでは結局、これまでの火力や原子力といった集中電源を、メガソーラーという新しい集中電源に置き換えただけ、という結果に終わりがかねない」ことを危惧していた。そして、実際にそれは現実のものとなりつつある。地元住民の意向にそぐわないような太陽光発電施設の乱立に対して、条例によって規制をかけるという手段を選

択する自治体も多く見受けられるようになった<sup>3</sup>。こうした自治体が増加し、メガソーラーなどの大規模な再エネ発電施設がリスクとみなされるようになると、リスク社会論の大家であるベックの言葉を借りるならば、「危険の行く先を決める操車場では「開発の遅れた田舎の路線」の駅が特に優先的に選ばれる」ように（Beck, 1986=1998：60）、メガソーラー等への設置に対する規制のない、もしくは規制の緩い自治体に乱立する恐れがある。実際、グローバルな社会に限らず一国内においても「原子力発電所、産業廃棄物処理場はいつも田舎の駅に向かう」（池田，[1999] 2002：122）傾向があるように、今後も増加の一途が予測されるメガソーラーやウインドファームのような大規模な再エネ発電施設は、より田舎の駅へ向かっていくことになるだろう。

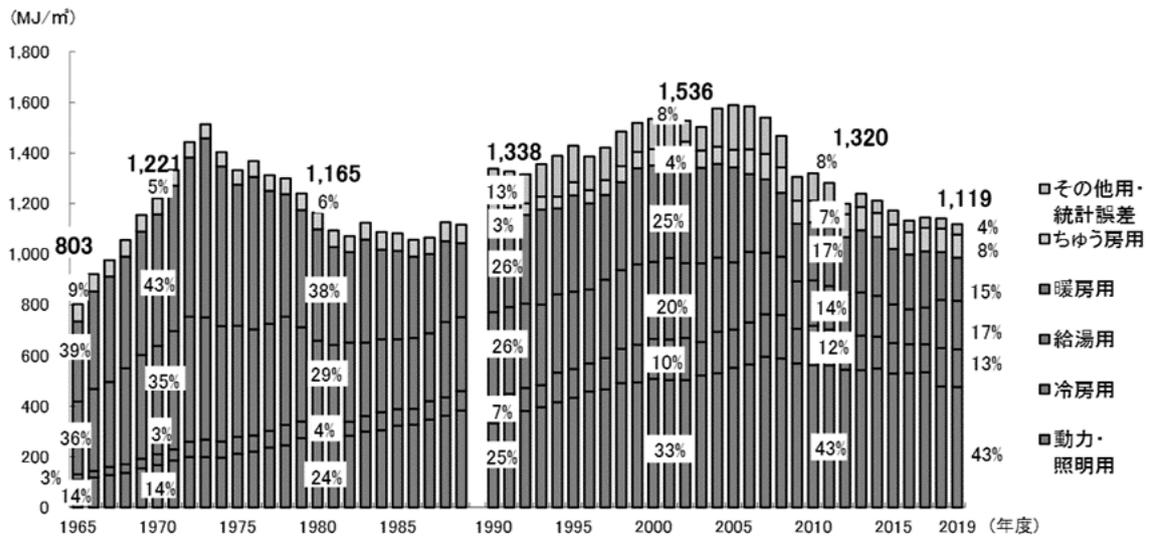
しかしながら、そもそもエネルギー需要のほとんどを再生可能エネルギー源による電力で賄おうとするのは、土台無理な話であろう。そろそろ電力需要を抑制する方法を政策課題のメインストリームとすべき時期に来ているのではないか。すなわち、エネルギーの使用を抑制した省エネへの取り組みは依然として重要だが、給湯や空調などの熱需要に対しては環境負荷の小さな熱エネルギーを使う事で電力という二次エネルギーの消費を抑制するという必要であろう。端的に言えば、太陽熱や地中熱、地下水熱といった再生可能エネルギー熱（以後は、「再エネ熱」と省略する）の利用をゼロカーボンの実現に向けた主要な政策課題

として明確に位置づけるべきではないだろうか。

そこで本稿は、まず日本のエネルギー需給構造について簡単に確認した後、日本の再エネ熱に関する政策的な位置づけを振り返る。その上で、自治体によるゼロカーボン宣言の表明状況を確認し、その実現のためには、どのような取り組みや施策を主要なものとして位置付けているのかを明らかにする。そして、この結果を受けて、ゼロカーボン宣言を表明している自治体の再エネ熱に関する政策的な位置づけが、どのような特徴を有するのかを検討したい。最後に、以上のことをふまえて、ゼロカーボンシティを実現するための再エネ熱導入拡大に向けた政策課題について考察する。

## 2. 日本における再エネ熱に関する政策的位置づけ

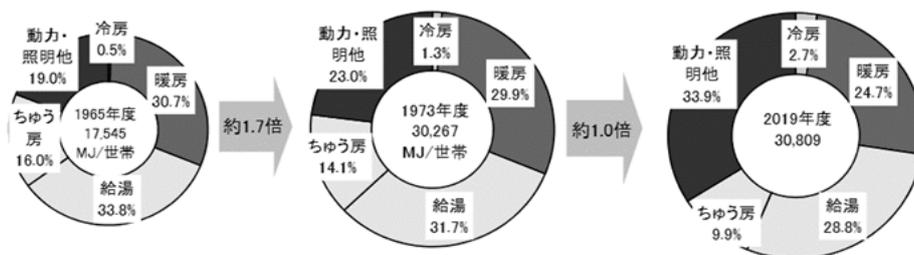
まずは、日本社会における熱需要に伴うエネルギーの消費構造について簡単に確認しておこう。『令和元年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2021）』によれば、2019年度の業務他部門のエネルギー消費全体の中で、熱需要に占める割合は約53%ほどであった（図1）。その内訳を詳しく見てみると、冷房用途は13%、給湯用途に17%、暖房用途へは15%、そして厨房用途が8%となっている。一方、家庭部門に目を転じてみても、全体のエネルギー消費量の内熱需要は66.1%を占めている（図2）。その内訳は、冷房用が2.7%、暖房用は24.7%、給湯用途に



(注)「総合エネルギー統計」は、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。

図1 業務他部門用途別エネルギー消費原単位の推移

出典：資源エネルギー庁（2021：92）



(注1)「総合エネルギー統計」は、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。

(注2)構成比は端数処理(四捨五入)の関係で合計が100%とならないことがある。

図2 世帯当たりのエネルギー消費原単位と用途別エネルギー消費の推移

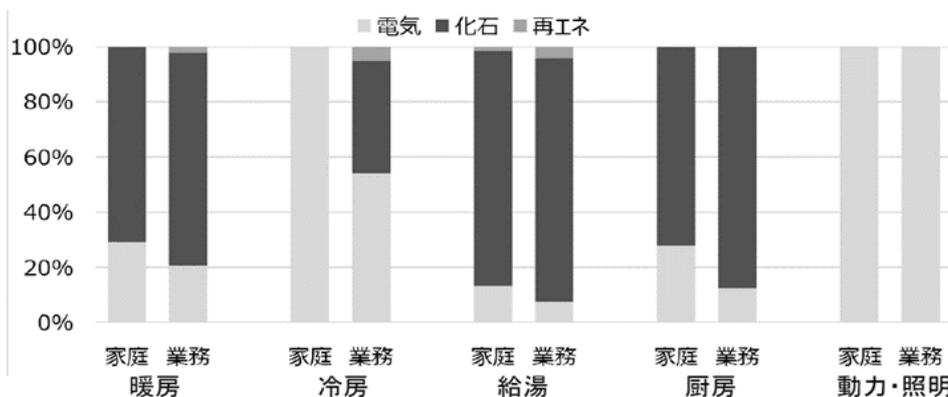
出典：資源エネルギー庁（2021：95）

28.8%、そして厨房用途が9.9%となっている。これらのことから明らかな通り、エネルギー消費に占める熱部門の比率は極めて高い。では、そのような熱需要は、どのように賄われているのだろうか。現在のところ、太陽熱や地熱といった再エネ熱が業務部門における冷・暖房や給湯に若干程度利用されているぐらいであり、熱需要のほとんどは電力もしくは化石燃料に大きく依存している（図3）。とりわけ、暖房と給湯、厨房に関しては、業務部門と家庭部門のいずれも化石燃料によって需要が賄われている。これを再エネ由来の電力に置き換えようとするれば、膨大な量の再エネ発電施設が必要となることは容易に想像できよう。そして、それが如何に実現不可能な政策かということも自明の理である。つまり、ゼロカーボンの本気で目指すのであれば、このような熱需要を再エネ熱に置き換えていくことが必要不可欠である。

では、これまでに再エネ熱は、どのような政策的位置づけにあったのだろうか。まず、再エネ熱の普及に関して大きな転換点の一つになったのは、2009年に「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」が策定され、そこで再エネが法的に定義付けられたことであろう。本法第二条3項には「この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用

することができるものと認められるものとして政令で定めるものをいう。」と示されている。そして、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」の第四条第一号から第七号にわたって各種の再生可能なエネルギー源が明記された。このような法整備をふまえ、2010年に策定された第3次エネルギー基本計画では、「2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを旨とする」として、太陽光をはじめとした、再エネによる発電だけでなく、バイオマスの熱利用や空気熱、地中熱、太陽熱といった熱源としての再エネについても導入拡大を図っていくことが示された。だが、2012年に策定された第四次環境基本計画では、地球温暖化対策として再エネを推進していくことが明記され、下水熱や地中熱の利用に焦点があてられていたものの、再エネの利用をめぐる電気と熱に関する明確な使い分けはなかった<sup>4</sup>。

このような背景の中、2014年に策定された第4次エネルギー基本計画において「再生可能エネルギー熱」という用語が明確に打ち出された。このことは、これまで再エネによる発電と熱利用について明確に区別されず、再エネの推進が電力へと偏る中で、再エネの熱利用も推進していく必要があることを明確化した契機とみなせる。これ以降、気候変動政策の文脈においても再エネ熱という用語が明確に利用されるように



※再エネは太陽熱・地熱を示す、木炭等は化石燃料に含まれている点に留意

図3 民生部門における電化率（2018年度）

出典：資源エネルギー庁，2021，「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討」（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第36回会合）資料2）〈[https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\\_policy\\_subcommittee/036/036\\_005.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/036/036_005.pdf)〉2021.3.8 accessed.

なった。たとえば、2016年に策定された地球温暖化対策計画におけるエネルギー転換部門の取組として「再生可能エネルギー熱等」という項目を立て、「地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱（太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等）を中心として、下水汚泥・廃材・未利用材等によるバイオマス熱等の利用（中略）を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要」だと明記された<sup>5</sup>。

その後も、2018年に策定された第5次環境基本計画では、折に触れて再エネ熱の利用を促進していく旨の記述がなされている。とりわけ、注目すべきはコンパクトシティの形成に向けた記述の中に「都市のコンパクト化により熱源や熱需要が適切に集約される場合には、太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱の利用可能性が高まることから、熱供給設備の導入支援等によりその熱利用の拡大を図る」と明記されていることであろう<sup>6</sup>。このことは地域熱供給における熱源として、再エネ熱の利用を促進していくことを意味しているものと考えられる。このようにエネルギー政策だけでなく環境政策においても再エネ熱の位置づけは高まりつつある。

他方、立法府における議案に目を向けてみると、再エネ熱の利用促進を法的に位置づけるべきという動きが現れている。第189回通常国会には「熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」（熱エネルギー利用促進法案）を（当時の）民主党が衆院に提出している。その後、野党3党1会派（立憲民主党（当時）、共産党、社民党、社会保障を立て直す国民会議（当時））が第198回通常国会に「熱エネルギー利用促進法案」を含む分散型エネルギー社会推進4法案が再び提出し、閉会中審査を経て、現在の第204回においても審議中となっている<sup>7</sup>。

このように再エネ熱の普及促進に関する政策は2011年頃から本格化してきた。しかしながら、先述した通り、日本の最終エネルギー消費に占める再エネ熱の導入割合は極めて低い状況にある。そのような中で、ゼロカーボン宣言を表明する地方自治体では、再エネ熱は、果たして主要な政策課題とみなされているのだろうか。

### 3. ゼロカーボン宣言の表明状況

周知のように、自治体が表明する宣言には、何ら法的拘束力はない。議会による議決を得て表明する場合もあれば、単に首長が声明を出すのみで宣言を表明したとみなす場合もあるなど様々である。自治体におけるゼロカーボン宣言の場合、環境省のウェブページには4つの表明方法が例示されている<sup>8</sup>。最初の方法例は、定例記者会見やイベント等において首長が表明することである。次の例は、議会において首長が表明すること。そして、3点目の例は、報道機関へのプレスリリースで首長が表明する方法。最後に、それぞれの自治体のウェブサイト上でゼロカーボンを目指すことを表明すること。つまり、必ずしも議会の同意を得る必要は無い。それゆえに、何の意味も無いかといえ、それは否である。自治体が表明する宣言は、住民や事業者、また対外的な諸主体に向けて、当該自治体に取り組むべき課題と、その課題の解決に向けて取り組むという明確な意思表示となるからである。

では、どれほどの自治体がゼロカーボン宣言しているのだろうか。以降は、環境省（2021）が公表している「ゼロカーボンシティ取組一覧（表明自治体）（2021.6.25）」を主な手掛かりとして検討していきたい。

まず、日本には都道府県レベルの自治体と市町村レベルの自治体を合わせて1,788の地方自治体が存在しているが、（2021年6月末日時点）その内の23.1%にあたる413自治体がゼロカーボン宣言を表明している（環境省では、このような自治体を「ゼロカーボンシティ」として捉えている）。表1は、その内訳を自

表1 ゼロカーボン宣言表明自治体数

	自治体数	宣言自治体数 <sup>*1</sup>		意思表示のみ <sup>*2</sup>	
都道府県	47	40	85.1%	18	45.0%
政令市	20	19	95.0%	6	31.6%
中核市	62	37	59.7%	7	18.9%
特例市	23	10	43.5%	0	0%
特別区	23	8	34.8%	3	37.5%
10万人以上	155	52	33.5%	15	28.8%
10万人未満	946	198	20.9%	29	14.6%
1万人未満	512	49	9.6%	2	4.1%
総計	1,788	413	23.1%	80	19.4%

※1 各自治体区分の総数を分母としている。

※2 各自治体区分において宣言した自治体数を母数としている。

出典：環境省（2021）を基に筆者作成。

自治体の規模別で集計したものである。これによれば、中核市レベルでは約6割、特例市レベルでは約4割強の自治体が宣言しているものの、人口規模が小さな市町村になるほど、宣言を表明している自治体は少ないということが明らかになった。他方で、都道府県や政令市レベルではほぼすべての自治体がゼロカーボン宣言を表明していることもあり、環境省としては日本の総人口のうちの約87.3%に該当する自治体が、少なくとも2050年までにゼロカーボンを目指すことを宣言していると強調している。

ちなみに、筆者が2013から2015年にかけて全国の地方自治体のウェブサイトを対象とした悉皆調査を実施した際、「気候変動」や「温暖化」というキーワードが掲載されているウェブページが1ページも存在していない自治体が99自治体ほどあった。そのほとんどが、市町村レベルの人口が少ない自治体であり、その内の13自治体（軽米町、普代村、檜葉町、坂東市、城里町、市川三郷町、小菅村、大紀町、多気町、黒潮町、鞍手町、御船町、西原村）は、ゼロカーボン宣言を表明している自治体であった<sup>9</sup>。今では、この13自治体のほとんどが、「温暖化」や「気候変動」といったキーワードを含むウェブページを、それぞれの自治体ウェブサイト内で公開している。住民の気候変動に対する関心の喚起や、日常的な環境配慮行動に影響を与える機会の一つとして、このような自治体のウェブサイトには気候変動政策に関する情報を掲載することはゼロカーボンの実現に向けても肝要なことであろう。

さて、ゼロカーボン宣言の表明にあたっては、その実現に向けて「脱炭素に向けた主な取組・施策」も明示することになっているが、具体的な取組を今後の検討課題としつつも、ひとまずゼロカーボンを目指すという意思表示だけを表明している自治体が全体の2割ほどもあるという事に留意すべきであろう。とりわけ、都道府県レベルで宣言をしている40自治体のうちの半数近くに当たる18自治体が、ひとまず宣言だけ

をしているという状況であり、見切り発車感が否めない。その一方で、人口規模が1万人未満の自治体の中で、単に意思表示的な宣言のみにとどまっているのは、わずか2自治体のみである。また、人口規模が10万人未満の自治体でも、宣言をしているうちの約14.6%にあたる29自治体のみが、意思表示的な宣言をしている自治体となっている。すなわち、人口規模の小さな自治体の多くは、何かしらの具体的な取り組み内容を明示したうえで、ゼロカーボン宣言を表明しているということになる。

では、何らかの具体的な取り組み内容を示した上で、ゼロカーボン宣言を表明している自治体は、どのようにしてゼロカーボンを実現しようとしているのであろうか。ここに示されているのは、あくまでも主要な取り組みや施策であって、ゼロカーボンを実現するための取り組みや施策をすべて掲載しているわけではない。裏を返せば、ここに明記されている取り組みや施策というのは、当該自治体におけるゼロカーボンへ向けた政策のなかでも、その位置づけが高いものだと解することができる。

そこで、まず注目すべきは、ゼロカーボンという目標を明確に条例の中で位置づけようとする動きがあることである。既に気候変動政策に関して先進的な取り組みを行っているような幾つかの自治体では、温暖化対策を推進するための条例が制定されてきた。そうした条例の多くは、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」によって規定されているエネルギーを大量に消費する事業者や、大規模な建築行為に対する上乘せ規制を設けていたり、より小規模な事業者や建築物にも適用範囲を広げるべく取り組まれている例が多い（劔持，2021；増原，2018）。そのような中で、ゼロカーボンという目標を明文化した条例へと改正する自治体や、新たに条例を制定している自治体も見受けられた（表2）。

筆者が調べた限りではゼロカーボンという目標を最

表2 ゼロカーボンを明文化した温暖化対策条例一覧

自治体名	条例名（形成中を含む）	制定（改正）日
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	2016年10月31日
京都市	京都市地球温暖化対策条例	2020年12月18日改正
京都府	京都府地球温暖化対策条例	2020年12月23日改正
妙高市	生命地域妙高ゼロカーボン推進条例	2021年3月31日
横須賀市	（仮称）地球を守れ横須賀ゼロカーボン推進条例	2021年度中（予定）

※ 本表の記載事項は、2021年7月31日時点のもの

初に明文化した条例を策定したのは徳島県である。徳島県では、2008年に徳島県地球温暖化対策推進条例が制定されていたが、脱炭素社会の実現に向けて、条文の第1条に「脱炭素社会の実現」という目的を明記した「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を2016年に策定している。ただし、この条例には明確な数値目標は示しておらず、いつまでに脱炭素社会を実現するのかということも示されていないということには留意が必要である。

一方で、日本で初めて温暖化対策条例を2004年に制定した京都市では、2020年に条例を改正する以前から明確な数値目標を示していた。しかし、そこに記載されていたのは2030年までの数値目標であり、2020年の改正時には附則にて「令和32年までに二酸化炭素排出量正味ゼロ」とすることを明記したうえで、第4条に令和12（2030）年までに2013年比で40%の温室効果ガスの排出を削減することが示されている。また、京都府においても2005年に制定した温暖化対策条例にて数値目標を設けていたが、同じく2020年の改正にて同条例第2条1項に、「令和32年度までに、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することを、長期的な目標とする」ということを明文化するとともに、同条文2項にて「令和12年度までに、府内における1年間の温室効果ガスの総排出量を、平成25年度の温室効果ガスの総排出量からこれに40パーセントの割合を乗じて

計算した量を削減した量以下とすることを、当面の目標とする」と示している。

このほか、妙高市でもゼロカーボンという目標を明文化しており、既に4つの自治体においてゼロカーボンの宣言と共に、条例も策定している。また、横須賀市では2021年10月1日の施行に向けて、条例案に対するパブリックコメントを募集している段階であり、これが制定されれば5つ目の自治体となると思われる（2021年7月時点）。なお、これらの自治体の条例には再エネの定義などに再エネ熱に関する記述はあるが、これらの数値目標は示されていないことは付言しておきたい。

#### 4. ゼロカーボンに向けた主要な取組

さて、以上のように極めてわずかな事例ではあるが、条例に基づいてゼロカーボンに向けた取り組みを行っている自治体があることが明らかになった。では、そのほかのゼロカーボン宣言を表明している自治体では、どのような取り組みや施策を主要なものとして位置づけてゼロカーボンを実現しようとしているのだろうか。まずは、その全体像を明らかにするべく、各自治体の主要な取り組み内容に関する記述を以下の6つの分野に類型化したうえで、その分野に取り組んでいる自治体数をグラフ化したものが図4である。

まず、再生可能エネルギーや水素エネルギーのよう

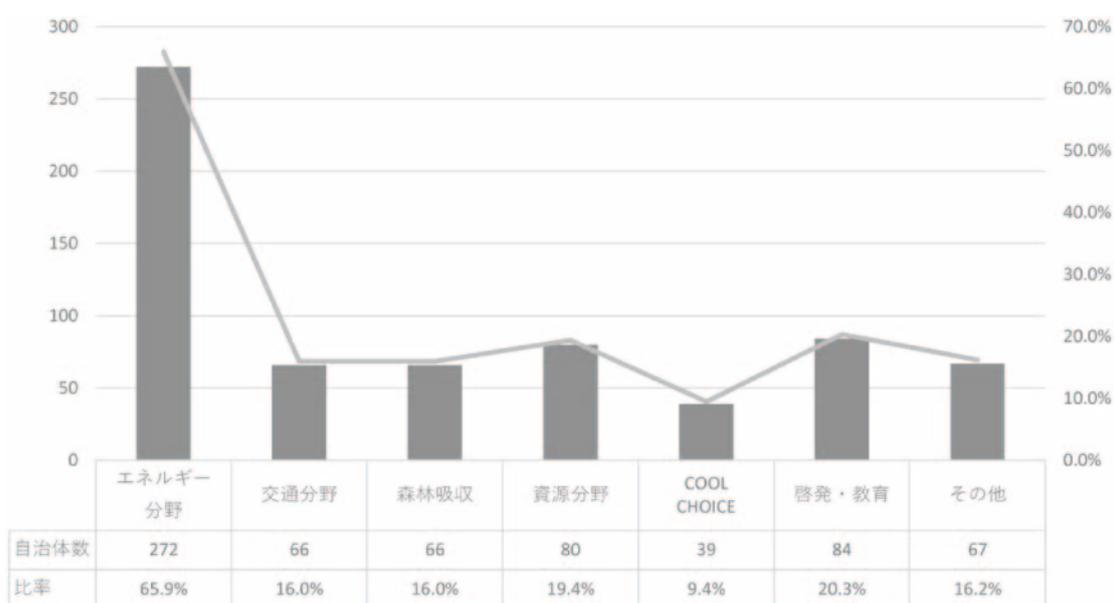


図4 取組分野別比較

出典：環境省（2021）を基に筆者作成。

な新たなクリーンエネルギーの導入拡大、または省エネルギーの徹底や、エネルギー効率性の改善に向けた取り組み等の内容を記述している自治体が、他の取組分野と比較しても最も多く、その数は宣言を表明している413自治体の内の約65.9%にあたる227自治体に上ることが明らかになった。次に、66自治体は、EVなどのエコカー導入や、公共交通機関の利用促進など、交通分野における温室効果ガスの排出削減に関する取り組みについて記述している。そして、(都市部の緑化などを含む)森林吸収に関する取り組みを明示している自治体も66あった。そのほか、ゴミの減量化に関する取り組みや資源循環といった資源分野における排出削減に関する取り組み内容を明示しているのは80自治体あった。また、COOL CHOICEやエシカル消費といった、消費者の行動変容を促すための取り組みを明示しているのは39自治体。そして、啓発や環境教育への取り組みを示している自治体は84自治体であった。ちなみに、その他の項目には、ZEB (Net Zero Energy Building) や ZEH (Net Zero Energy House) といった年間の一次エネルギー消費に係る収支をゼロとするような建築物の推進、Jクレジット制度、人材育成など、分類しても5%に満たないような取り組みをまとめた結果が表れている。

これらの結果をふまえると、自治体のゼロカーボンに向けた取り組みとして最も注目されているのはエネルギー分野であることに間違いはないだろう。そこで、次にエネルギー分野の取り組みとして、自治体がどのような取り組みや施策に注目しているのかを分析した結果が表3である。まず、再エネに関する取り組みの記載があったのは、全宣言自治体数の60.8%となってい

表3 エネルギー分野の取り組みに関する詳細

	再エネ		水素		省エネ	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
都道府県	17	42.5%	7	17.5%	16	40.0%
政令市	10	52.6%	2	10.5%	7	36.8%
中核市	20	54.1%	8	21.6%	15	40.5%
特例市	8	80.0%	0	0.0%	5	50.0%
特別区	4	50.0%	0	0.0%	5	62.5%
10万人以上	30	57.7%	0	0.0%	22	42.3%
10万人未満	126	63.6%	4	2.0%	82	41.4%
1万人未満	36	73.5%	2	4.1%	17	34.7%
総計	251	60.8%	23	5.6%	169	40.9%

※ 比率の表示については、各自治体レベルにおける宣言自治体の数に対するものである。

出典：環境省（2021）を基に筆者作成。

る<sup>10</sup>。とりわけ、特例市レベルの自治体の状況を除けば、都道府県レベルを含め人口規模の大きな自治体よりも、人口規模の小さな自治体の方が、再エネに関する取り組みを示している率が高いことが読み取れる。

ちなみに、エネルギーの供給という側面から二次エネルギーに関する記述に焦点を合わせてみると、全宣言自治体数のわずか5.6%ほどではあるが、水素エネルギーという新しいエネルギーの導入と利活用に注目している自治体も散見された。特に、水素について何らかの記載をしている自治体は、都道府県レベルをはじめ人口規模の大きな政令市や中核市レベルで表記される傾向にある。興味深いのは、水素に関する取り組みを示している自治体の多くは、再エネへの取り組みと併記しているところが大半である一方、4つの自治体（徳島県、姫路市、豊田市、福井市）に関しては、エネルギー分野に関する主要な取り組みの内容として水素のみが取り上げられていることであろう（表4）。このことは、既に自治体レベルにおいても水素エネルギーの実用化と、その導入拡大が、脱炭素における極めて重要な要因の一つとして認識されはじめていることを読み取ることができよう。

表4 再エネと水素に関する取組のクロス

		水素					
		記載あり		記載なし		総計	
再エネ	記載あり	19	4.6%	232	56.2%	251	60.8%
	記載なし	4	1.0%	158	38.3%	162	39.2%
総計		23	5.6%	390	94.4%	413	100.0%

出典：環境省（2021）を基に筆者作成。

それから、エネルギーの需要という側面について注目してみると、省エネやエネルギー利用の効率性向上といった内容を明示している自治体は、全宣言自治体数の40.9%の及んでいることが明らかになった（表3を参照）。気候変動政策を着実に進めていくためにも、省エネルギーは依然として最も重要な取り組みの一つとなっていることがうかがえる。とりわけ、そのような傾向は、エネルギー需要の大きな人口規模の大きい自治体に見受けられる。

他方、人口規模が1万人に満たないような小規模な自治体では、宣言を表明している同規模の自治体の中で再エネ等に関する取り組みを明示する自治体の割合が73.5%であるのに対し、省エネが主要な取り組みと

して記載されている自治体は、わずか34.7%にとどまっている。

さて、再エネ熱の利用は、省エネルギーに大きく貢献する。では、省エネを主要な取組や施策として記述している自治体は、再エネ熱利用も同じく重視しているのだろうか。そこで、再エネと省エネの双方に取り組んでいる自治体がどれほどあるのか分析してみると、全体の36.8%の自治体で記載があることが明らかになった(表5)。その一方で、いずれの取組も記載していない自治体というのは35.1%ほどである。また、主要な取組などに省エネに関する記載はせず、再エネに関してのみを示している自治体は24%もあることが分かった。では、このような結果を踏まえ、主要な取組や施策などに再エネ熱を位置づけている自治体はどれほどあるのだろうか。次節にて詳しく検討していく。

表5 再エネと省エネに関する取組のクロス

		省エネ					
		記載あり		記載なし		総計	
再エネ	記載あり	152	36.8%	99	24.0%	251	60.8%
	記載なし	17	4.1%	145	35.1%	162	39.2%
総計		169	40.9%	244	59.1%	413	100.0%

出典：環境省(2021)を基に筆者作成。

## 5. 再エネ熱の位置づけ

表6は、主要な取組や施策として、再エネに関する記述をしていた自治体の取組内容を4つに分類した結果である。まず、具体的な利用形態などは示さ

ず、単に再エネの導入拡大や、その利用を推進するための取組みや施策を提示している自治体は約半数に至る49.9%あったことがわかった。次に、太陽光や風力といった再エネを利用した発電の手段を示していたり、電力源としての再エネの導入拡大などについて取り組む旨の記述をしていたりする自治体は、23.7%となっている。一方、太陽熱や地中熱、木質バイオマスのボイラーといった再エネの熱利用に関する手段を明記していたり、熱源としての再エネの利用を推進するといった記述がなされていたりする自治体は、全宣言自治体の内のわずか3.39%にあたる14自治体にしか見受けられなかった<sup>11</sup>。そして、このような再エネの熱利用について記述のある自治体というのは、人口規模が10万未満の自治体に集中しており、熱需要の大きな都市部の自治体において記述がないという傾向を読み取ることができよう。

ちなみに、バイオマスに関する記述も一定数散見された。このうち、用途が発電や熱利用といったように明確化されている場合は、「再エネ電気」や「再エネ熱」に含んでいるが、例えば単に木質バイオマスの利用といった記述がなされ、利用用途が不明確なものは「バイオマス」のみで集計している。その結果、再エネ熱と同様に人口規模が10万未満の自治体において主要な取組や施策として明示されている事例が集中していることがわかった。

では、「脱炭素に向けた主な取組・施策」として再エネ熱に関する記述をしている自治体には、どのような特徴があるのだろうか。その取組みは、「公共施設への導入」「熱供給事業」「補助事業」「方針の明示」という4つに分類可能である(表7)。

表6 再エネに関する取組の詳細

	再エネ		再エネ電気		再エネ熱		バイオマス	
	都道府県	16	40.0%	3	7.5%	1	2.50%	0
政令市	10	52.6%	3	15.8%	0	0.00%	0	0.00%
中核市	17	45.9%	7	18.9%	0	0.00%	0	0.00%
特例市	6	60.0%	5	50.0%	0	0.00%	0	0.00%
特別区	4	50.0%	0	0.0%	0	0.00%	0	0.00%
10万人以上	25	48.1%	12	23.1%	0	0.00%	3	5.77%
10万人未満	98	49.5%	54	27.3%	8	4.04%	10	5.05%
1万人未満	30	61.2%	14	28.6%	5	10.20%	1	2.04%
総計	206	49.9%	98	23.7%	14	3.39%	14	3.39%

※ 比率の表示については、各自治体レベルにおける宣言自治体の数に対するものである。

※ 重複している事例もあり

出典：環境省(2021)を基に筆者作成。

表7 再エネ熱利用を明記している自治体の取り組み内容

	都道府県名	市町村名	再エネ熱に関する取組や施策に関する記載事項
公共施設への導入	北海道	当別町	スマート林業による「林業の省力化」や公共施設等への町産材利用や木質チップボイラの導入により「木材の地産地消」を推進する
	北海道	喜茂別町	公共施設に地中熱を利用したヒートポンプ暖房などの導入
	北海道	鹿追町	目指す将来像は域内のすべてのエネルギーをバイオガスプラント等から調達する「電気×熱×水素」等に代替し、「鹿追型脱炭素交通、鹿追型ZEB(H)」等の全域展開を目指す。また、公共施設中心エリアに整備した「自営線ネットワーク(太陽光+地中熱)」を受け皿とし、「電気」と「熱」の自家消費(託送)も進める。
	茨城県	牛久市	牛久市は、これまでにバイオマスタウン構想を策定し、地域で排出されるバイオマスを有効活用するため、給食等で使用済みの廃食用油を原料としてBDFを製造し、公用車及びコージェネレーションシステムに利用している。また木質ペレット用の空調設備を市庁舎等に整備したほか、太陽光発電、電気自動車を積極的に導入するなど、二酸化炭素の排出削減に努めてきた。
熱供給事業	秋田県	大湯村	2021年度は、村の主産業である農業の残渣として発生する籾殻を熱供給や炭素固定等に有効活用する事業の具体化を推進していくこととしている。
	岩手県	紫波町	間伐材や病害木を利用した木質バイオマスの製造と、それを活用した熱供給事業開始
補助事業	神奈川県	松田町	住宅用太陽光発電設備、給湯設備、電気自動車、薪ストーブ等の購入に対する補助の実施
	山梨県	富士吉田市	再生可能エネルギー(太陽光パネル、蓄電池システム、木質ペレットストーブ)設置費補助金の継続実施
	山梨県	山中湖村	具体的施策として木質ペレットストーブの設置費に対し最大20万円の補助を行っている。
方針の明示	山梨県	甲斐市	食品系廃棄物の肥料化や計画を進めている木質バイオマス発電所からの排熱利用について引き続き推進
	長野県	伊那市	【市民】自動車や給湯器具などの電化、住宅のZEH化、太陽光・熱及び木質バイオマス等による再エネの導入、普段の生活の中での省エネ・節電 【事業者】車両や重機・工場等の動力源の電化、ZEB化、太陽光・木質バイオマス等による再エネの導入、環境に配慮した経営や再エネ由来電力の活用
	愛知県	大府市	地域の未利用エネルギー(バイオマス、地中熱など)の活用を推進
	奈良県		木質バイオマス燃料や水素エネルギーの普及・拡大
	鹿児島県	知名町	4R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ)の徹底、再生可能エネルギー(風力・地中熱・太陽光)の導入促進、省エネルギー対策、自然環境保全等により2050年までにCO <sub>2</sub> 排出量実質ゼロを目指す。

出典：環境省(2021)から一部抜粋のうえ、筆者が加筆修正。

まず、「公共施設への導入」を明示しているのは、北海道の当別町や喜茂別町、鹿追町、茨城県牛久市といった3つの自治体である。自明のとおり、自治体行政も事業主体であり、事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減が肝要とされている。それゆえに、自治体が率先して再エネ熱を導入し、利用することは極めて重要な取り組みといえよう。

次に、「熱供給事業」への取り組みを明らかにしているのが秋田県大湯村や岩手県紫波町である。日本では、熱供給事業法に基づく大規模な事業となると、都市ガスなどの化石燃料を熱源とするのが一般的であるとされている。小規模な事業であれば、再エネを熱源とした地域熱供給の事例がないわけではない(松原, 2017)。しかしながら、EU圏内、とりわけデンマークのように木質バイオマスをはじめとした再エネを熱源とする地域熱供給が先行しているところと比較すると、総じて日本の取り組みは遅れているのが現状であ

る<sup>12</sup>。それゆえ、ここに示されている事例は中でも先駆的なものであり、今後の再エネ熱の利用形態をめぐる政策課題を検討する際にも、その動向を注視すべき2事例だといえよう。

このように自治体が事業主体となって再エネ熱の導入を図る例がある一方、神奈川県松田町、山梨県の富士吉田市や山中湖村では、住民を対象とした再エネ熱設備の導入に関する「補助事業」について記載されている。再エネ熱の普及に関する「共通の障壁のうちで根本的なものとしては、高い初期費用、化石燃料に基づく規制や制度の枠組み、消費者の慣性、技術的なハードルがある」とされている(IRENA et al., 2020: 12)。それゆえ、住民が再エネ熱の設備を導入しようとする際には、初期費用の負担を軽減するような補助金制度の存在は、依然として重要な取り組みの一つであろう。

以上のような具体的な取り組み内容は示されておら

ずとも、5つの自治体では、ひとまず再エネ熱を導入するという「方針の明示」をしている。ただし、これらの自治体では、他の再エネ熱に関する取組や施策に関する記述がある自治体と同様に、木質バイオマスや地中熱といった具体的なエネルギー源が示されている。つまり、単に再エネの導入拡大や、利用を明記する自治体と比較すれば、再エネ熱に関する政策的位置づけは高いのかもしれない。

少なくとも、再エネ熱の利活用に対する目的意識は明確であるといえるだろう。

## 6. ゼロカーボンを実現するために：再エネ熱普及のための課題

再エネ熱の導入拡大や利用の推進をゼロカーボンに向けた主要な取組や施策として明確に位置づけていたのは、ほとんどが人口規模の小さな基礎自治体であった。このことは、大都市を内包するような都道府県レベルの自治体や、人口規模が大きく、それにとまって熱エネルギーの需要も高いことが容易に予測されるような自治体において、再エネ熱の政策的位置づけは、他の分野の取組と比較してみても、相対的に低いものとみなしうることができよう。つまり、現状では2050年までにゼロカーボンを実現するのは到底困難な事だと考える。では、熱需要が高く人口規模も大きな自治体において再エネ熱の政策的な位置づけを高めていくためにはどうすべきなのだろうか。

これは単に自治体の姿勢などという問題ではないと考えられる。ゼロカーボン宣言は、山梨県が2008年に全国の自治体に先駆けて宣言して以降、2019年に京都市や東京都、横浜市といった自治体が立て続けに宣言を表明し、これらに続いて着実に宣言を表明する自治体が増えてきている。そして、政府はその流れを後押しすべく自治体への支援策として「ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ」という財政支援策を打ち出してはいる。しかしこれだけではゼロカーボンシティを後押し、ゼロカーボンシティにおける再エネ熱の政策的な位置づけを高めるのは不十分であろう。

たとえば、木質バイオマスの資源である山林には、森林吸収などと同じように人工林の荒廃という問題を同時に解決していかななくてはならない。池田（2015：243）は、日本の森林には3つの特異的な問題があることを指摘している。すなわち、私的所有の主体の多

様性や、私有権が著しく強固であることと、それにも関わらず地籍や境界が不明なケースが多いということである。

2018年に策定された森林経営管理制度は、このような問題への一つの対応策とみなされているが、境界不明など権利関係が整っていない場合は、管理権の設定に時間を要する恐れがあり、結局は地元の木材を使うということが難しい状況に遭遇するおそれもある。また林業従事者の高齢化や、担い手不足といった問題も無視できない。

一方、地中熱においても確立された技術であるとはいえ、初期費用の高さが大きな課題としてのしかかっている。しかしながら、日本と比較して地中熱の導入が進んでいるEU圏内の国々と比較しても大きな差はないとされている。たとえば、日本では地中熱利用ヒートポンプの主力が10Kwあたり約340万円というデータがしめされている（内藤，2012：118）が、ヨーロッパで地中熱ヒートポンプの導入数が最も多いスウェーデンにおいては、8～12kwあたり220万円ほどであることから日本よりも導入コストが抑えられているのは確かなものの、ドイツでは10～14kwあたり約400万円、フランスにおいては14～20kwあたり約420万円、オーストリアに関しては10～15kwあたり約400万円となっており、導入コストが下がれば本当に普及するののかという疑問が投げかけられている<sup>13</sup>。

たしかに、他国と導入コストに関して大きな差がない以上、このような問いかけは必然であろう。もちろん、事業者や消費者には流動性制約があることから、技術開発支援策によるコストダウンは継続して進めていくべきである。ただし、現時点において他国と比較して初期費用にさほど変化がないにもかかわらず、普及が遅れているという事であれば、それは政策に原因があると考えるのが自然であろう。そこで、これらの国々が再エネ熱の普及に対してどのような政策手段を講じているのかを確認しておきたい（表8）。2017年の時点で再エネ熱の導入比率が約70%に迫っているスウェーデンを除いて、ドイツやフランス、オーストリアでは複数の政策手段が示されている。とりわけ、これらの3ヶ国は化石燃料の利用禁止や再エネ熱の導入義務といった政策があるとされている。その一方、日本には補助金以外の手段がない<sup>14</sup>。

IRENA et al. (2020：12)の「財政的・金融的なインセンティブの形での政府の支援は、高い初期費用と

表8 EU諸国と日本における再エネ熱の普及に係る政策手段

	再エネ熱導入比率 (2017時点)	補助金	税額控除	税控除 非課税	融資	建築物／産業 における 化石燃料の 使用禁止措置	再エネ熱 利用の義務
スウェーデン	69%			R/C			
ドイツ	13.7%	R/C/P			I/C		●
フランス	21.4%	R/I/C/P	R	R/C	R		●
オーストリア	32%	C		I	R	●	
日本	NA	I					

※ R：住宅向け I：産業向け C：商業向け P：公的セクター向け

出典：REN21（2020：209-224）を基に筆者が加筆修正

という障壁を乗り越える上で非常に重要となるだろう」という指摘には論を俟たない。しかしながら、例えば空調用途での木質バイオマスストーブやボイラー、地中熱ヒートポンプの普及を考えた場合、自明のことながら空気熱源によるエアコンや石油ストーブなどの「既にある技術や製品が普及し、新しい技術に移ることが難しい」ようなロックイン・エフェクトを考慮せねばなるまい（有村，2009：286）。それゆえ、再エネ熱利用の義務化なども同時に検討しなければ、補助金制度が、十分な効力を発揮しえないのではないだろうか。また、再エネ熱利用の義務化などにもなっっては、事業者や消費者の流動性制約にも注意すべきであり、再エネ熱設備の導入に対する融資制度や税制上の優遇措置も考慮すべきであろう。

## 7. おわりに

日本では2010年代前半から再エネ熱の導入拡大が気候変動政策の中に位置づけられはじめた。しかしながら、熱エネルギーの需給構造については依然として化石燃料に依存しており、再エネの導入拡大については電力に焦点が合わされがちである。自治体のボトムアップによるゼロカーボン宣言を、今では政府が後押ししている中で、ゼロカーボンシティの実現を支援し、2050年までにカーボンニュートラルな社会を目指すのであれば、再エネ熱の導入拡大に向けた政策を講じることが重要である。そのような政策が整備された先に、熱需要が高く人口規模の大きな自治体においても再エネ熱の導入拡大や、積極的な利用へ向けた取り組みや施策が主要な課題として位置づけられるものと考えられる。

## 注

- 1 淑徳大学コミュニティ政策学部・兼任講師
- 2 山梨県、2017、『山梨県地球温暖化対策実行計画（（平成29年3月改定））』p.7
- 3 上川原・前田（2020：324-328）によれば「再生可能エネルギー電気固定価格買取制度対象の太陽光発電施設の8割以上が立地する全国の市」を調査した結果、「2019年10月末までに全国で市の立地規制条例が56施行されている」ことが明らかにされている。
- 4 環境省、2012、『第四次環境基本計画』。
- 5 環境省、2016、『地球温暖化対策計画』p.38
- 6 環境省、2018、『第五次環境基本計画』p.31
- 7 民進党、2016、「分散型エネルギー社会推進4法案を衆院に提出」民進党ウェブサイト〈<https://www.minshin.or.jp/article/108998/%E5%88%86%E6%95%A3%E5%9E%8B%E3%82%A8%E3%83%8D%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E6%8E%A8%E9%80%B2%EF%BC%94%E6%B3%95%E6%A1%88%E3%82%92%E8%A1%86%E9%99%A2%E3%81%AB%E6%8F%90%E5%87%BA>〉2021.3.8参照。および、衆議院、2021、「第204回国会 議案の一覧」〈[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/menu.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm)〉2021.3.8参照。
- 8 環境省、2021、「2050年ゼロカーボンシティの表明方法について（例）」環境省公式ウェブサイト〈[https://www.env.go.jp/policy/zero\\_carbon\\_city/03\\_2050ZCC\\_hyoumeirei.pdf](https://www.env.go.jp/policy/zero_carbon_city/03_2050ZCC_hyoumeirei.pdf)〉2021.6.29参照
- 9 なお、本調査結果の一部は鈴木（2014，2015）に記しているほか、調査結果に基づく分析結果等は山形（2017）にて報告しており詳細はそれらを参照されたい。
- 10 わずかながら、「再生可能エネルギー」という表現ではなく「クリーンエネルギー」という表現を用いている自治体も、わずかながら存在している。この分析では、これらも「再生可能エネルギー」に含んでいる。
- 11 愛知県大府市では、バイオマスや地中熱を未利用エネルギーとして捉えている。ただし、バイオマスや地中熱は、エネルギー供給構造高度化法と、これに関する政令にて再生可能エネルギーとして定義されていることから、ここでは再エネ熱とみなしている。

- 12 デンマークでは熱需要の約半分は地域熱供給で賄われており、その熱源は主として木質バイオマスをはじめとした再エネによって構成され、2015年の時点で、その構成比は約48%に達している（松原、2019：258）。
- 13 地中熱利用促進協会が2019年11月11日に開催した『全国地中熱フォーラム2019』におけるNEDOの谷口氏の講演内容より。なお、EU圏内のコスト情報に関してはNEDO（2019）を参照。
- 14 筆者が調査した結果では融資制度もあることを確認しているが、ここでは原典に依拠している。
- 刃持麻衣、2021、「都市自治体による温暖化対策条例の最新動向」『都市とガバナンス』35：134-147。
- 資源エネルギー庁、2021、『令和2年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2021）』。
- 鈴木新之介、2014、「東日本の地方自治体における気候変動政策とオープンガバメント：Webを利用した環境情報の提供に関する実態解明と今後の課題」『法政大学大学院紀要』73：245-259。
- 、2015、「東日本の基礎自治体における気候変動政策の実態と課題：インターネット調査を手掛かりとして」『公共政策志林』3：93-106。
- 増原直樹、2018、「自治体の新たな地球温暖化防止・エネルギー法政策の展開と課題」『環境法研究』43：58-75。
- 松原直直、2017、「日本国内でのバイオマス地域熱供給の課題と今後の展望」『木材情報』316：13-16。
- 、2019、「再生可能エネルギー100%に向けた第4世代地域熱供給の動向と国内への展望」『廃棄物資源循環学会誌』30(4)：253-263。
- 諸富徹、2015、「再生可能エネルギーで地域再生を可能にする」諸富徹編『再生可能エネルギーと地域再生』日本評論社：1-22。
- 山形新之介、2017、「自治体の気候変動政策に関する電子メディアの利活用」2017年度人間環境問題研究会5月研究会報告原稿。
- 、2021、「日本の再生可能エネルギーの熱利用にかかわる政策動向：地中熱分野を中心として」2020年度人間環境問題研究会3月研究会報告原稿。

## 参考文献

- Beck, Ulrich., 1986, *RISIKOGESELLSCHAFT: Auf dem Weg in eine andere Moderne*. Suhrkamp Verlag. (= 東廉・伊藤美登里訳、1999、『危険社会：新しい近代への道』法政大学出版局。)
- NEDO、2019、『欧州における地中熱利用ヒートポンプシステムに係る市場動向調査』。
- IRENA, IEA and REN21, 2020, *Policies in a Time of Transition: Heating and Cooling*.
- REN21, 2020, *Renewables2020: Global Status Report*.
- 有村俊秀、2009、「地球温暖化問題と技術革新：政府と市場の役割」宇沢弘文・細田裕子編『地球温暖化と経済発展：持続可能な成長を考える』東京大学出版会：273-293。
- 池田寛二、1999、「環境危機とモダニティのゆくえ」『情況』10(9)：6-23。(再録：2002、『科学・環境・生命を読む』情況出版、117-134。)
- 、2015、「制度資本としてのコモンズ：政令指定都市の中の森林・林業を事例として」宇沢弘文・関良基編『社会的共通資本としての森』東京大学出版会：239-262。
- 上河原献二・前田悠一郎、2020、「再生可能エネルギー発電施設立地規制条例による太陽光発電施設立地規制について」『環境情報科学 学術研究論文集』34：323-328。
- 環境省、2021、『ゼロカーボンシティ取組一覧（表明自治体）（2021.6.25）』。

Policy challenges for a zero-carbon city

- Focusing on Renewable Heating and Cooling -

YAMAGATA Shinnosuke

## 2020年度大学地域連携センター 事業報告

### I. 大学地域連携センターの取り組み

#### 1. 私立大学等改革総合支援事業への選定

2020年度には、2019年度に引き続き、私立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）に選定された。

私立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）は、ちば産学官連携プラットフォームとして申請し、共通設問の点数で、まずプラットフォーム単位で選定される。次に、各校の個別設問の点数で、個別の大学が選定されるという二段階での選定となる。

申請にあたっては、引き続き、本学が申請取りまとめ校となり、大学地域連携センターが申請取りまとめの担当部署として、申請に係る業務を進めた。また、今年度は、ちば産学官連携プラットフォームに入会した千葉敬愛短期大学を加え、プラットフォーム参画校と連携・協力し、申請作業を進め、選定された。

2020年度の私立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）の選定状況は、以下の表1の通りとなった。

表1 私立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）の選定状況

	申請数			選定数		
	地方型	都市型	合計	地方型	都市型	合計
プラットフォーム数	10	18	28	9	16	25
大学等数	106	87	193	64	67	131

(出所) 文部科学省WEBページ

[https://www.mext.go.jp/content/20210319-mxt\\_sigakujo-100001428\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210319-mxt_sigakujo-100001428_2.pdf)

2020年度の選定率は、68%（昨年度は67%）であった。2019年度と比較すると、昨年度の申請数が195校であるのに対し、2020年度も193校と大きく変わらなかった。2018年度は、247校が申請しているため、私

立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）に申請する大学等が「固定化」されてきていることが推測できる。この背景には、私立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）の支援の意義が「プラットフォームの形成」から「プラットフォームの取り組み」を通じた大学改革の推進及び地域社会への寄与に対する実質的な取り組みに対する支援に変化していることにある。つまり、2019年度以降、プラットフォームの取り組みの実績が共通設問や個別設問の得点に反映されるようになるとともに、その実績を通じた、さらなる活動の拡充が要請されていると申請作業を通じて考えられる。

全体で67%、大学で71%であった。2018年度と比較すると、選定率は増加しているが、申請校数が247校から195校と約21.1%の減少となっている。一方、選定校数は134校から131校とほぼ変わっていない。この点から、選定率の増加は、申請校数が減少したことが要因と考えられる。私立大学等改革総合支援事業タイプ3では、プラットフォームの形成やスタートアップを支援する意味合いからプラットフォームの活動の充実と発展を支援する意味合いに変わってきており、その実績が求められるようになってきている。つまり、活動が継続し、または実績が伴わない場合は、申請自体が難しくなるということが想定される。このことは、今後の私立大学等改革総合支援事業の申請に向けても、プラットフォーム全体として共有すべき課題認識であると考えられる。

この点は、下記の私立大学等改革総合支援事業委員会委員長所見からも読み取れる。

「選定された大学等にあつては、本事業への選定をゴールではなく次なる改革に向けた通過点として取組の深化を追求することを期待するとともに、採択されなかった大学等にあつても、本事業に応募すべく取り組んだ成果を基盤として、更なる改革・改善を目指して取組を進めていただきたい。これらの大学改革の取組の質の向上とともに、本事業を活用して得られた具

体的な成果・効果については、積極的に社会に対して発信していくよう努力していただきたい。」

## 2. リカレント教育・履修証明プログラム事業

「履修証明制度」は、大学等の積極的な社会貢献を促進するため、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の方を対象とした、60時間以上の一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できるという制度である。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、千葉キャンパス授業開放講座対象科目の授業開放を見送ったことから、履修証明プログラムも同様に対応することとなった。一方、オンライン授業の経験を踏まえたコロナ禍における生涯学習講座の可能性について検討するとともに、ちば産学官連携プラットフォームでは、各校が共同で「戦略経営・事業創発マネジメントスクール」、「ちばこども子育て士講座」をオンラインで開講した。両講座は、千葉市のリカレント教育事業とも連携し、市民向けの社会人の学び直し・リカレント教育の機会となった。

千葉市リカレント教育事業

<https://www.city.chiba.jp/recurrent/>

淑徳大学履修証明プログラム 「利他共生社会と教養プログラム」	
◆履修証明認定条件	
①各科目区分から1科目以上、計6科目を受講	
②オリエンテーション（利他共生社会（「共生論」「仏教福祉論」）、千葉学等）	
③現代社会の問題を考えるための教養を学ぶ 科目区分・開講科目（計20科目）	
・人間理解科目（5科目） 「現代人の生活倫理」「人間の心理と行動」「健康科学と身体運動」「心と身体の健康管理」「チームワークとリーダーシップ」	
・文化理解科目（5科目） 「日本社会と歴史文化」「アジアの文化と暮らし」「文学作品と文学表現」「伝統文化と民俗世界」「多文化と異文化理解」	
・社会理解科目（5科目） 「経済構造と経済政策」「法律社会と人権問題」「政治社会と行政問題」「福祉政策と社会保障」「社会貢献と地域活動」	
・国際理解科目（5科目） 「宗教社会と民族文化」「国際関係と外交課題」「世界動向と国際貢献」「環境保護と野外活動」「生命科学と生命倫理」	
④現代社会の問題を探求するための基礎的な知識を深める	

開講科目（計14科目）

- ・心理学を探究する（4科目）  
「心理学概論」「組織心理学」「犯罪心理学」「高齢者心理学」
- ・地域や社会の仕組みや政策課題を探究する（10科目）  
「現代社会論」「マクロ経済学」「ミクロ経済学」「憲法」「民法（総則、物権法）」「債権法」「労働法」「公共政策論」「地域政策論」「地域振興論」
- ⑤上記科目に加え、淑徳大学の正課外活動（フィールドワーク）への参画も学修時間に加えることができるようにする。（例：地域連携・社会連携のプログラム、ボランティア活動、公開講座 等）

また、2019年度に続き、千葉大学履修証明プログラム「多様な農福連携に貢献できる人材育成プログラム」事業に講師を派遣した。

## 3. 共同研究事業及び連携事業（受託事業）

共同研究事業及び連携事業（受託事業）については、2020年度の目標を5件と設定し、下記の通り5件の受託事業を実施した。

### 2020年度の共同研究及び連携事業（受託事業）一覧

	事業名	受託元	受託金額	受託責任者
1	千葉市こども若者市役所実施業務	千葉市	1,210,242円	千葉C 矢尾板俊平
2	千葉市・大学等共同研究事業	千葉市	215,517円	千葉C 矢尾板俊平
3	地域密着型スーパーマーケットの新たな競争戦略に関する共同研究～地域密着型スーパーマーケット（LSM）の競争戦略に関する分析	一般社団法人全国スーパーマーケット協会	1,906,225円	千葉C 矢尾板俊平
4	地域密着型スーパーマーケットの新たな競争戦略に関する共同研究～スーパーマーケット・アワードの創設に関する基礎研究～	一般社団法人全国スーパーマーケット協会	3,898,043円	千葉C 矢尾板俊平
5	酒々井町文化財基本調査「清光寺」調査委託事業	酒々井町	157,300円	東京C 田中洋平
	計		7,387,327円	

また、産官学連携事業については、包括連携協定や産学連携に関する覚書等に基づき、下記5件の取り組みが進められた。

キリンビバレッジ株式会社 ※産学連携に関する覚書を締結	①コミュニティ政策学部 （「コミュニティ研究Ⅱ」） ②人文学部（「表現文化研究Ⅰ （視覚表現）」）
東日本電信電話株式会社 （NTT東日本）	①コミュニティ政策学部 （「コミュニティ研究Ⅱ」） ②ロボコネクトサービスに関する 実証実験の検討
千葉県酒々井町	①広報ニューしすい Young Eyes編集委員事業

#### 4. 大学間連携事業

大学間の連携事業としては、ちば産学官連携プラットフォームの活動に加え、2019年度に京都文教大学、埼玉工業大学と本学の三大学において締結した「地方と東京圏の大学生対流促進事業の共同実施に関する協定」に基づき、内閣府地方創生支援事業費補助金（地方と東京圏の大学生対流促進事業）「産官学民『ともいき学習』による持続可能な地域社会創造人材育成」（代表校：京都文教大学、協働校：埼玉工業大学・淑徳大学）事業を推進した。本事業では、単位互換制度を活用した「国内留学」プログラム（長期プログラム）や短期間の滞在で現地調査や地域活動に参加する短期プログラムを実施し、各大学が有する資源やネットワークを活用しながら、観光や地域づくりの分野で、学生の「学びの場」を広げていくとともに、学生や教職員が地域の課題解決に関わることで、地方創生の取り組みに貢献していくことを目指したが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、学生・教職員の都道府県をまたぐ移動が制限されたこと、地域活動においても、中止や延期となったことなどにより、コロナ禍でも可能な取り組みを中心に事業展開を行った。このことは、一方で、オンラインを通じた大学間連携の可能性を検討する機会ともなった。

また、2020年度は新たに大正大学と連携協定を締結し、千葉市における大正大学との合同フィールドワークを実施した。大正大学では、2020年度に社会共生学部が新設され、公共政策学科の学生と本学コミュニティ政策学部の学生が合同で、インタビュー調査を行うとともに、千葉市役所の協力を得て、2日間の千葉市政に関わる授業を受講した。

一般社団法人学修成果・教育開発協議会との取り組みにおいては、幹事校である関西国際大学からの提案で、「Consider Corona Project 6 大学」が実施された。

この取り組みは、2020年夏から冬にかけて、関西国際大学、共愛学園前橋国際大学、宮崎国際大学、名桜大学、本学の学生がテーマごとの分科会に分かれ、定期的にオンラインを通じて調査・議論を行い、提言を行う取り組みである。本学は「流通・ビジネス・購買活動」プロジェクトの幹事を担当した。

#### 5. 高大連携事業

2021年1月13日に、千葉県立千葉南高等学校と淑徳大学との間で、高大連携に係る「千葉県立千葉南高等学校と淑徳大学との高大連携に関する協定」を締結した。本協定では、高等学校と大学との双方が有する資源を活用し、定期的な協議を進めながら、大学進学後の「学び」につながる高校生の「学び」を創り上げていくとともに、地域の教育力の向上や地元地域の発展に貢献することを目的としている。特に、看護栄養学部との交流を通じた学習等の支援等が具体的な連携事業として想定されている。



##### 千葉県立千葉南高等学校と淑徳大学との高大連携に関する協定

1. 淑徳大学の専門性を生かした千葉南高等学校生徒へのキャリア教育並びに学習支援活動における連携
2. 両者の文化祭における連携
3. 両者の企業・地域等と連携した体験活動における連携
4. 両者のサークル活動、部活動およびボランティア活動など課外活動における連携
5. その他にかかわる連携

2021年1月13日に、千葉県立我孫子高等学校と淑徳大学との間で、高大連携に係る「千葉県立我孫子高等学校と淑徳大学との高大連携に関する協定」を締結した。

我孫子高校は、千葉県教育委員会「県立学校改革推進プラン・第3次実施プログラム」の対象校となり、2017年度より、「教員基礎コース」が設置された。「教員基礎コース」は、「教育に関心を持ち、将来教員を目指す生徒が、教員としての基礎的な素養を身に付けるとともに、夢や意欲、職業意識等を育む」ことを目標に掲げ、教員養成系大学や教育機関等との幅広い連携による出前授業や特別講座、大学の講義体験、学生との交流会などを実施し、専門的な学びを通して教員になるための基礎を学ぶこと等に取り組んでいる。

本学は特別支援学校教員養成に力を入れており、教員養成の分野において、高等学校と大学との双方が有する資源を活用すべくこのたび高大連携協定の締結に至った。

本協定では、定期的な協議を進めつつ、大学進学後の「学び」につながる高校生の「学び」を創り上げていくことで、教員養成・輩出を通じ、千葉県全体の教育力の向上に貢献して行くことを目的としている。



#### 千葉県立我孫子高等学校と教育連携に関する協定

1. 我孫子高校の教員基礎コースにかかわる連携
2. 淑徳大学の専門性を生かした我孫子高校生徒へのキャリア教育並びに出前授業における連携
3. 両者の企業・地域等と連携した体験活動における連携
4. その他にかかわる連携

## II. 各キャンパスでの取り組み

### 1. 千葉キャンパス

千葉キャンパスでは、2020年1月から日本国内で新型コロナウイルス感染症が拡散した影響により、昨年度まで取り組んできた学生が参加するサービ斯拉ーニ

ングの学びや多様なボランティア活動、地域の祭事の企画・運営への参画、授業開放講座の実施といった取り組みが中止となった。

新型コロナウイルス感染症の予防・対策を施したうえで活動を検討したが、学生の安全第一を優先して全ての取り組みを中止とした。

#### (1) 自治体との連携事業について

千葉キャンパスでは、2017年より千葉市と包括的な連携に関する協定を締結している。昨年度から本協定の締結により実施に向け検討する主な事業として挙げられている「パラスポーツ講座・交流会の開催など共生社会の実現に向けた取り組み」は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。

千葉キャンパスの学生が企画・運営に参加している「第10回 長谷川良信記念・千葉市長杯争奪車いすバスケットボール全国選抜大会」も、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。学祖の名を冠するこの大会は、2010年の第1回企画から千葉市、(公財)千葉市スポーツ協会、淑徳大学の3者が、例年、3月上旬に共同で開催していたが、学生の安全第一を優先して全ての取り組みを中止とした。

また、2010年の開始以来運営に携わり、千葉市動物公園と連携して開催していた、「ドリームナイト・アット・ザ・ズー」も中止となった。このイベントは、障がいのある子どもたちとご家族を閉園中(休園中)の動物園に無料で招待し、気兼ねなく楽しいひとときを過ごしてもらうことを目的とするものであり、千葉キャンパスで特別支援教育を学ぶ学生が実行委員として例年参画していた。

#### (2) 締結している自治体以外との自治体との連携事業

千葉県立生浜高等学校との教育連携に関する協定に基づき以下の活動を行っている。生浜高校と淑徳大学は、平成27年度に総合福祉学部及びコミュニティ政策学部の学生・教職員が生浜高校の教職員と連携して「しゅくとも」を立ち上げ、継続的に活動を行ってきた。「しゅくとも」の活動は、月に2回程度、生浜高校へ赴き、学校生活などに不安のある生徒に向けてコミュニケーション練習会や相談会を行い、生徒たちの苦手意識を軽減させて高校への定着率・出席率向上を目指すものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響

響により高校への立ち入りが不可となり、通常の活動を行うことができなかつたが、生浜高校と協議し、令和3年2月12日にZoomを利用したオンラインで交流活動を行うことができた。

同じく千葉市内に所在している「千葉県生涯大学校」とも包括連携協定を締結しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休校となっている。

次に、こちらも令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動自粛となったが「地方と東京圏の大学生対流促進事業の共同実施に関する協定」に基づく、「産官学民「ともいき学習」による持続可能な地域社会創造人材育成」事業がある。京都文教大学を代表校、埼玉工業大学と淑徳大学を協働校とする本事業では、単位互換制度を活用した国内留学プログラム（長期プログラム）や短期間の滞在で現地調査や地域活動に参加する短期プログラムを実施し、各大学が有する資源やネットワークを活用しながら、観光や地域づくりの分野で、学生の「学びの場」を広げていくとともに、学生や教職員が地域の課題解決に関わることで、地方創生の取り組みに貢献していくものである。

令和3年1月13日には、千葉県立千葉南高等学校と相互の包括的な連携に関し、協定を締結した。

主に「淑徳大学の専門性を生かした千葉南高校生徒へのキャリア教育並びに学習支援活動における連携」として、看護栄養学部の図書館開放や看護学科の教員による出張講義を行うこととなった。

令和3年3月26日には、千葉県立我孫子高等学校と相互の包括的な連携に関し、協定を締結した。

主に「我孫子高校の教員基礎コースにかかわる連携」として、教員基礎コースの夏合宿と冬合宿に本学の教職担当教員を派遣することとなった。

### (3) 企業、経済団体、NPO団体等との産学官連携事業について

千葉キャンパスでは、サービスラーニングセンターが企画・運営を行っている独自プログラムにおいて、様々な企業・団体と連携事業を行っている。その独自プログラムとして、千葉ロッテマリーンズ「淑徳大学スペシャルナイター」、「東京ディズニーリゾートの旅」をテーマとした企画づくりプログラム、千葉日報CHIBA University Press、「午後の紅茶×ゴーゴーカ

レー」トッピング提案プログラム、東京ガールズコレクションプログラムを取り上げる。

千葉ロッテマリーンズ「淑徳大学スペシャルナイター」は、プロ野球球団である千葉ロッテマリーンズと連携し、マリーンズの試合観客数アップを目標としたさまざまな取り組みを行うプログラムである。今年度はコロナ禍で安心して観戦して欲しいとの思いからゲートサンプリングを検討し、スペシャルナイター当日に来場者へ配布した。また、30秒の大学CMを作成し、この動画は10月13日（火）から10月18日（日）の6日間に渡ってZOZOマリンスタジアム内で放映された。

「東京ディズニーリゾートの旅」をテーマとした企画づくりプログラムは、東急ホテルマーケティング支配人である三橋徹外部講師との連携によって実施されている。令和2年度は、6月から11月の間、月に1回、ホテルの集客提案を考えるプログラムを行った。新型コロナウイルス感染症に伴う感染対策や新しい生活様式を取り入れた最終発表会は、今年度ならではの内容であった。

千葉日報CHIBA University Pressは、千葉日报社主催の社会貢献活動の一環で実施されており、千葉日报社の山田亮氏（編集局次長・報道センター長兼報道部長）・小泉勇登氏（クロスメディア局）らを講師として迎えオンライン記者研修を実施した。

「午後の紅茶×ゴーゴーカレー」トッピング提案プログラムは、キリンビバレッジ株式会社、株式会社ゴーゴーカレーと協同し、「午後の紅茶」と「ゴーゴーカレー」に合うトッピングを学生が提案する活動を行った。

東京ガールズコレクション（TGC）プログラムは、同イベントの企画・制作会社である㈱W TOKYOと連携して実施されるプログラムである。大学で行われる事前学習を経て、TGCの現場スタッフを体験し、キャリア形成につながる実学を身につけることを目的とするインターンシップを実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年2月28日開催の2021SPRING/SUMMERのみの参加となった。

また、コミュニティ政策学部に通う1年生の必修科目「コミュニティ研究」や3、4年生の必修科目「ケーススタディ」と「ワークショップ」においても、近隣地域の行政機関や企業を訪問して学びを深める取

り組みを行っている。具体的な一例として、「コミュニティ研究II」における「地域活性化～まちの魅力と人と移住」コースを記載する。このコースでは、長南町（千葉県長生郡）における地域住民の活動を通して、地域活性化について考察する授業を行った。8月28日（金）長南町に暮らす森山佳代さんと金坂哲宏さん、11月6日（金）長南町に移住された田島俊介さん、幸子さんご夫妻を講師としてお迎えし、まちの魅力、まちづくり、移住後の生活や地域活動についてご講演いただいた。

令和2年度における「コミュニティ研究」「ケーススタディ」「ワークショップ」での訪問先（提携先）は、「淑徳大学サービスラーニングセンター年報第11号」（pp.84-126記載）を参照されたい。

（文責：大友・松崎）

## 2. 千葉第二キャンパス

千葉第二キャンパスでは、令和2（2020）年度で8年目となったボランティア講座における活動が地域連携・社会連携の中核となっている。これは、看護栄養学部の地域連携委員会と松ケ丘中学校地区の諸団体や住民が連携し、学生が地域でのボランティア活動を通して、共生の理念を具現化し、将来のボランティア活動に自ら参画・企画する能力を培うことを目的とする事業である。

令和2（2020）年度は、COVID-19感染症流行により、二度にわたって緊急事態宣言が発出され、授業だけでなく、ボランティア活動などすべての課外活動が制限を余儀なくされた。

このため、ボランティア講座は、遠隔会議システム（Zoom）を用いた講義（オンデマンド動画対応も含む）を行うと共に、学生との連絡、課題提出、教材提示等を目的として、学習支援システム（Google Classroom）を用いて、ほぼすべてオンライン上で以下の通り実施した。

### 第1回ボランティア講座

日時：2020年10月10日（土）

内容：ボランティアとは何かを知る

- （1）東日本大震災におけるボランティア活動から得たもの
- （2）下志津病院でのボランティア活動での学び
- （3）子ども食堂でのボランティア活動での学び

### 第2回ボランティア講座

日時：2020年11月14日（土）

内容：「ボランティアに活かされる技術について学ぶ」

講師：点字と手話の勉強会 てとてん

代表 永原美弥子様

### 第3回ボランティア講座

日時：2020年11月28日（土）

内容：ゴリラ先生から学ぶコミュニケーション術

講師：半田拓也先生（保育士・紙芝居師）

なお、オンライン以外の活動は、松ケ丘地区の千葉市の緑化推進プロジェクト（千葉市中央区地域活性化支援事業）で、星久喜町の千葉市市有地に「菜の花」の種を植えるボランティアとして、学生3名が参加したのみであった。

教員の地域連携活動は、以下の通りである。

・淑徳オレンジカフェ（認知症カフェ）

1回実施（例年10回程度実施）

・松ケ丘中学校区「子ども食堂」

未実施（例年6回程度実施）

・松ケ丘ふるさと祭り、こども110番協力家庭の訪問  
未実施

・松ケ丘地区との連携の健康教育・栄養講話

7回実施（例年18回程度実施）

また、コロナ禍であったが、地域連携の新たな試みとして、8月11日から18日の期間に、地元の中学・高校生に対する地域貢献活動として、夏休みに図書、視聴覚教育資料などを有する図書室の開放を行った。

例年開催されている、千葉東病院との連携事業「腎臓にやさしい減塩料理教室」は、新型コロナウイルスの影響で開催されなかった。

### （1）自治体との連携事業について

自治体との連携事業については、千葉市保健福祉局と、小学生を対象とした食育や消費者教育のための千葉市の情報誌について、学生とともに作成に協力した。

また、茨城県常総市とは、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業のサポートを行うとともに、2009年度からの継続した追跡調査により事業評価を行い、介護予防に向けた持続可能な当事者共創社会の構築をめざす予定である。（文責：櫻井一雄）

### 3. 埼玉キャンパス

令和2年度は、新型コロナ発生で、軒並み大型イベントが準備しつつも、延期・中止に追い込まれた。

教育学部はできる範囲で学習ボランティアを続け、また、リモート配信によるコミュニティカレッジの試みも細々実験的に進められた。通常であれば、各学部とも実践的学習プログラムを通じて、企業・自治体と多くの教育実践の学修を進めている。

一方、今後の課題として共同研究が行われていないことである。各学部・学科毎の産学・学官（公）共同研究が、大学の一つの社会的使命としてより積極的に展開してもよいであろう。

#### （1）自治体との連携事業について

オリンピックのオランダ女子柔道チームのホストタウンとなった地元三芳町との間で、女子柔道部が大学武道場で事前の共同練習を行うなどしてきたが、オリンピック自体が延期となったため、事前合宿は、行われなかった。ただ、柔道部は、他大学・他実業団の柔道選手との合同練習を引き続き続けてきた。毎年経営学部の「ボランティア研修」でみよし祭り（主管は自治安心課、例年9月初旬に実施）に学生ボランティアを派遣してきたが、みよし祭り自体が中止となった。一方、教育学部は、コロナ禍であっても、三芳町・朝霞市・所沢市・富士見市各所の小学校で通常の学習支援ボランティア事業を進めることができた。富士見市教育委員会生涯学習課との間で長年進められてきた「子ども大学ふじみ」「子どもスポーツ大学ふじみ」（例年5月～9月実施）では、毎年実行委員長と学生ボランティアを派遣してきたが、準備を進めるもコロナ禍のために延期、後に中止となった。

#### （2）締結している自治体以外との自治体との連携事業

令和2年度は、大学と埼玉県横瀬町・道の駅あしがくぼ果樹公園村との間での連携事業は、コロナ禍のために現地で活動ができなかった。現地視察会のみを細々と続けた。所沢市生涯学習推進センターが主催する「観光講座」は、コロナ禍で中止となった。

#### （3）企業、経済団体、NPO団体等との産学官連携事業について

富士見市鶴瀬西商店会が作る鶴瀬よさこい実行委員会に学生が毎年実行委員メンバーとして参加してきたが、コロナ禍で中止（例年10月中旬実施）となった。みずほ台西口商店会が主催するみずほ台祭り（例年8月末実施）に「企業経営研究」等でボランティアとして学生を出していたが、コロナ禍で中止となった。

（文責：岩村沢也）

### 4. 東京キャンパス

2020年度で開設7年目を迎えた人文学部は、前年度までに学科の特徴や専門性を活かした地域連携の活動を広げていたが、2020年春からのコロナ禍によって以降の活動は大きく制限を受けた。対面での実施が前提となる学習ボランティア、体験授業、フィールドワークは中止となり、リモートや少人数での活動に実施が限定された。一方、安全対策を講じたうえで可能な活動方法やガイドラインの検討については、学事部、教学委員会、ボランティアセンター運営委員会等で活発に議論がなされ、次年度につながる動きになった。

#### （1）自治体との連携事業について

##### 1）板橋区と連携した活動

- ・認知症サポーター養成講座（板橋区おとしより保健福祉センター：リモートと対面のハイブリッド形式で実施）

##### 2）板橋区の施設や関係部署と連携した授業の実施

- ・歴史学科「歴史調査実習Ⅰ」板橋区立郷土資料館、板橋区公文書館と連携した調査・実習・講義
- ・歴史学科「日本地域史」板橋区立郷土資料館、板橋区公文書館での調査研究。報告書作成
- ・表現学科「表現文化調査研究Ⅰ」板橋区文化・国際交流団体主催イベントでのアナウンス、運営等
- ・表現学科「表現文化調査研究Ⅰ」志村警察署との連携 特殊詐欺防止キャンペーンチラシ制作等

#### （2）締結している自治体以外との自治体との連携事業

該当する事業・活動はとくになし

### (3) 企業、経済団体、NPO団体等との産学官連携事業について

2018年度より継続している飲料メーカー（キリンビバレッジ）および近隣スーパー（オオゼキときわ台店）とのPBLはコロナ禍で中止となった。

（文責：杉原麻美）

## Ⅲ. 受託事業

### 1. 千葉市子ども若者市役所



「千葉市子ども若者市役所」では、千葉市が取り組みを進めている子ども若者の社会参画事業の一環で、若者が自分たち自身の「社会的な影響力」を知り、自らが当事者となり、主体的に地域や社会の課題解決に取り組むことができる仕組みづくりを進めている。

2017年度から開始された本事業は、4年目を迎え、1年間の活動を通じて、延べ248名（10回のワークショップ、2回みんなのオンラインスクール活動、1回のクリスマスカフェの計13回の活動）が参加した。2020年度は、4月から5月25日までの期間において、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されていたこともあり、5月に予定していたワークショップを中止し、第1回目のワークショップを開催したのは6月6日となった。また、第1回目のワークショップは、完全オンラインでの開催となり、7月4日のワークショップで、オンラインと対面とのハイブリッド型での開催となった。この方式は、10月のワークショップまで継続した。

2020年度は、昨年度に引き続き、「ヨコ」と「タテ」のつながりづくりを意識しながら、活動を行った。「ヨコ」のつながりでは、ちば産学官連携プラットフォームに参画する千葉市内、市原市内にキャンパスを持つ大学・短大の学生同士の「つながり」を生み出すことを進めた。異なる分野を学んでいる同年代の若

者が集まり、交流することにより、新たな発見を得るとともに、異なる専門性を組み合わせることで新たな可能性が広がった。その中で、昨年度から継続して参加してくれる学生や高校生も多く、活動の継続性も生まれた。一方、高校にチラシを配布することにより、新規に参加する参加者も増加した。その結果、高校生の参加者は、全体の約35.9%となった。

2020年度の主要テーマは、当初、「大学等の施設を活用したこどもの居場所づくり」と「産学官連携での千葉市の魅力発信」の2つとした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、「大学等の施設を活用したこどもの居場所づくり」については、例年通り、「クリスマスカフェ」を開催することができたが、「産学官連携での千葉市の魅力発信」については、オリンピック・パラリンピックが延期となったことや外出抑制などの状況の中で実施することができなかった。また、千葉市消費生活センターからの要請により、成人年齢の引き下げに伴う「消費者トラブル啓発動画」の作成を新たなテーマとして行うとともに、小学生の学習支援のための「みんなのオンラインスクール」を開講した。さらに、高校生や大学生・短大生の身の回りの問題について政策提言を検討する活動を行い、計4つの柱で活動することができた。

#### (1) 大学等の施設を活用した「こどもの居場所づくり」

2020年度の主要テーマである「大学等の施設を活用したこどもの居場所づくり」の取り組みでは、12月19日に「クリスマスカフェ」を開催した。本取り組みは、大学生や短大生、高校生が主体的に「こどもの居場所づくり」の活動を行う上で、継続的に進んでいくための方法を検討した。その中で、大学生や短大生、高校生が地域に出るだけではなく、大学や短大、高校の施設を地域に開放することで、授業の空き時間や放課後等を活用して、担当者が交代・輪番をしながら、「こどもの居場所」を提供していくことができれば、継続性が担保されるのではないかと考え、大学等の施設で、どのような活動ができるかを確認するという意味合いがある。

#### クリスマスカフェ

「クリスマスカフェ」は、過去2回の経験を踏まえ告知方法や当日の運営方法を改善しながら、実施・運

営を行った。今年度は、コロナ禍の中で、開催の可否について、慎重に検討し、学生からの声もあり、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、参加人数の制限を行い、二部制にするなどの工夫をして開催した。また、過去2回の活動において、実行委員会の中心的な役割を担ってきた学生たちが、今年度で卒業を迎えるため、コアスタッフについても、新たなメンバーを加え、引継ぎを兼ねての取り組みとなった。この点で、「経験の継承」を行うこともできた。

### 「こどもメリクリカフェ」

日時：2020年12月19日（土）10：00～16：30

会場：千葉経済大学

参加者：午前の部27名、午後の部27名（計54名）

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、午前の部・午後の部ともに30名までとした。

当日の進行：

8時30分：集合、朝礼

8時30分～9時30分：会場準備

9時30分：開場

10時～12時30分：午前の部（12時45分までに来場者完全撤収）

12時45分～13時15分：昼食休憩

13時30分：開場

14時～16時30分：午後の部（16時45分までに来場者完全撤収）

17時：片付け完了、終礼、解散

プログラム内容：

- ①クリスマスオーナメントづくり
- ②千葉明德短期大学ギター演奏
- ③千葉経済大学附属高校バトントワラーズのパフォーマンス
- ④千葉経済大学附属高校吹奏楽部のパフォーマンス
- ⑤ビンゴ大会

今回の取り組みは、コロナ禍の中での地域行事の取り組み方にも大いに参考になる事例となった。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、地域行事の機会も少なくなっている中で、地域コミュニティの「つながり」づくりをどのように進めていくのかという点について、学生とともに学ぶことができた。

### (2) みんなのオンラインスクール

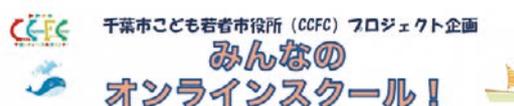
新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2020年3月から5月までの間、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等が休校となる中で、子どもたちの「学習活動」をサポートするために、9月に「みんなのオンラインスクール」を開講した。「みんなのオンラインスクール」は、勉強に加え、遊びや運動などの要素も採り入れ、子どもたちとの交流機会を設けた。活動は、Zoomを活用して行い、子どもたちは自宅から企画に参加することができた。

### 「みんなのオンラインスクール」

日時：2020年9月19日（土）及び27日（日）

13：00～16：10

※千葉市こども交流館より配信



新型コロナウイルス感染症の流行拡大は、私たちの生活に大きな影響を与えました。学校生活も、これまでとは違う状況となり、その中で、高校生、大学・短大生のお兄さんやお姉さんが、みなさんの勉強をサポートしたり、一緒に遊んだり、身体を動かしたり、お話をしたりする企画を考えました。それが、この「みんなのオンラインスクール」です。オンライン（パソコンやタブレット、スマートフォン）で、ご自宅から参加できます。気軽に、参加してくださいね♪

開催日	9月19日（土）・9月27日（日）	
プログラム	両日ともに、13時00分～16時10分	
	9月19日	9月27日
13:00-14:30	わからないとバイバイしよう！ 対象：小学校1年生（10名まで）	読数が楽しくなる！～基礎から応用まで～ 対象：小学校5年生（10名まで）
14:40-16:10	The☆談話 書いてあったこと、書いていることをお話し、お話しを聞いてもらう 対象：小学生（高学年）、中学生	一緒に遊ぼう 対象：小学生 一緒に身体を動かそう 対象：小学生

※どれか1つの企画に参加していただいても大丈夫です。ご興味のあるプログラムを選んで参加してください。

### (3) 消費者トラブル啓発動画の作成

千葉市消費生活センターからの要請により、若者の消費者トラブルを防止するための啓発動画の制作を進めた。これは、成年年齢が18歳に引き下がることにより、学生や高校生が消費者トラブルに巻き込まれる可能性も高くなることから、同世代の視点で、同世代に消費者トラブルを知ってもらうことを目的として、動画を制作することとしたものである。

参加メンバーが5つのグループに分かれ、下記、計5本の動画を製作し、CCFCのホームページ上に公開した。（<http://ccfc2017.net/shohisha/>）

- ①消費者問題啓発動画～チケット転売編～

- ②消費者問題啓発動画～ネットショッピング詐欺編 その1～
- ③消費者問題啓発動画～ネットショッピング詐欺編 その2～
- ④消費者問題啓発動画～ネット de 詐欺編 その1～
- ⑤消費者問題啓発動画～ネット de 詐欺編 その2～

動画制作のプロセスを通じて、若者がどのような消費者トラブルを身近に感じているのか、若者が消費者問題に対し、どのような関心があるか、ということもわかり、今後の消費者行政を考えていく上でも重要な示唆を得ることができた。



#### (4) 若者の政策提言

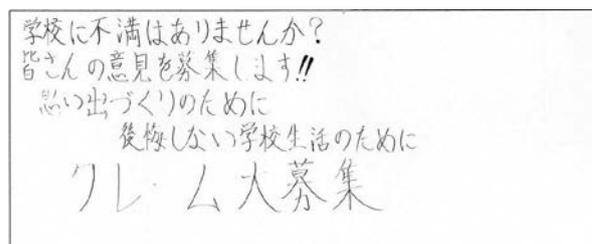
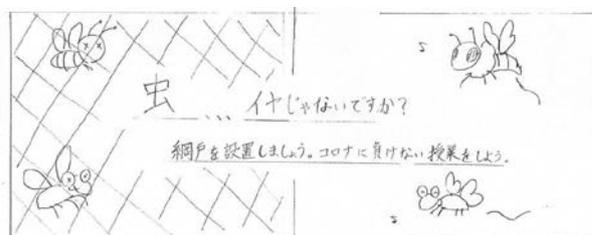
千葉市こども若者市役所の活動では、これまで主要テーマの他は、市役所から要請があったテーマについて取り組みを進めてきた。活動も4年目を迎え、継続的に参加してくれるメンバーも増えてきたため、活動の深化と幅を広げるため、2021年1月から若者自身による政策提言を検討するグループワークを実施した。これは、若者が身近に感じている問題や課題を若者自らが言葉にしていく作業であり、大人たちでは気が付かない視点や課題を提起することにつながる。グループワークの結果、下記の3点の提言が作成された。

##### 第1案：自習する場所の確保

「受験勉強などで集中したい人、勉強に集中したい人が、時間の心配をしなくて勉強ができる、そんなスペースをまちなかに作っていきます！」

##### 第2案：市内の小学校への網戸設置

「新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、学校の教室で窓を開けることも多くなってきていると思います。そのとき、外から虫とかが入ってきたりして驚いたことはありませんか？クーラーの整備の次は、ぜひ網戸の設置を！」



### 第3案：学生生活に関わるアンケート調査の実施

「千葉市内の学校に通う小学生、中学生、高校生、大学生、短大生に「学生生活に関わるアンケート調査」を実施し、みんなが抱える課題や意見を集めます。そして、自分たちが過ごしやすい学校環境づくりに役立てていきます。」

検討結果は、2021年度に市内の高校や大学・短大に協力をいただき、投票を実施することを予定している。

## 2. 千葉市 市・大学等共同研究事業 「高校と連携した「地域まるごと校内居場所カフェ」モデル構築のための実証研究」

千葉市の「市・大学等共同研究事業」において、「高校と連携した「地域まるごと校内居場所カフェ」モデル構築のための実証研究」を実施し、千葉市に報告書及びその概要版を提出した。ここでは、下記に概要版として提出した内容を掲載する。

なお、下記のWEBページでは、概要版、報告書および報告動画を確認することができる。

千葉市・大学等共同研究事業

<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/chosei/kyoudoukenkyuu.html>

### 1. 本共同研究事業の計画の背景

文部科学省初等中等教育局「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、全国の高等学校における長期欠席者数(80,752人)のうち、その理由が不登校である生徒数は52,723人であり、全体の65.3%を占めている。また不登校の要因としては、全日制の生徒では、いじめを除く友人関係をめぐる問題(19.8%)、学業の不振(18.4%)、家庭に係る状況(17.7%)が上位を占めている。また高等学校中途退学等の事由を確認すると、学校生活・学業不適応が36.3%と大きな要因となっており、これらのデータ間での直接的な因果関係は説明できないが、不登校や人間関係の悩みを抱えている高校生を福祉的に支援することにより、不登校の減少や高校中途退学率の抑制につながるのではないかと考えられる。また、千葉県教育庁教育振興部のデータを確認すると、平成30年の千葉県の不登校生徒(高校生)は3,077人で、平成29年に比べ、105人の増加となっている。1,000人あたりの不登校数で見ると、全国で16.3人のところ、千葉県では20.4人と全国を上回っている。中途退学者数は、平成30年は2,160人で、平成29年の2,022人に比べ、138名の増加であった。中途退学事由は、全国と同様で、学校生活・学業不適応が最も多い。千葉県の対策としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実や地域連携アクティブスクール等の取り組みを行っているが、「校内居場所カフェ」の実施例は少ない。

千葉市では、小学校や中学校の義務教育課程及び市立高

校の児童・生徒に対しては、これらの学校を通じて、子ども若者に対する直接的な支援を行うことが可能ではあるものの、県立高校は、県の教育委員会の所管であるため、従来は、市として、県立高校に通学する高校生への支援を行うことは難しかった。しかし、千葉市内の県立高校に通学する高校生は、千葉市民であることが多いため、県立高校との連携を通じて、高校生を支援するモデルを検討することは、千葉市の子ども若者施策の拡充と発展につながるものと考えられる。特に、平成31年3月の千葉市総合教育会議において、市による福祉的支援の必要性も示唆されていることから、重要な行政課題であると言える。

このような背景の中、淑徳大学と令和元年に教育連携協定を締結している千葉県立生浜高校に協力を得て、千葉市と大学等の共同研究事業として「校内居場所カフェ」モデルの構築を目指す共同研究が計画された。共同研究を通じて、本研究では、市内の高校に通学する高校生への福祉的支援の可能性を明らかにすることを目標とした。同時に、他県の事例調査等を行い、その実施方法や資金調達の方法を検討し、自走型・持続可能なモデルの構築を検討することが計画された。

### 2. 本研究の実施体制

本研究の実施体制は、淑徳大学と千葉市子ども未来局子ども未来部子ども企画課との間で組織され、淑徳大学が教育連携協定を締結している千葉県立生浜高等学校からの協力を得た。構成メンバーは、下記の通りである。

研究代表者：

矢尾板俊平 淑徳大学コミュニティ政策学部教授

構成員：

(淑徳大学)

石綿 寛 サービスラーニングセンター助手

(千葉市)

宮葉 信之 こども企画課 課長

安西 雅樹 こども企画課 課長補佐

谷倉 道隆 こども企画課 主査

野村 顕司 こども企画課 主査補

(千葉県立生浜高等学校) ※協力校

青木 孝真 教諭

石橋 正治 教諭

また、本研究の過程において、2021年度以降の取り組みの継続に向け、千葉市内に所在する大学・短期大学で構成されるちば産学官連携プラットフォームの教育活動連携事業部会に、プロジェクトチームを組成した。

### 3. 千葉市の子ども若者施策との関係性

千葉市では、「千葉市子どもプラン(第2期)」を策定しており、それに基づき、令和2年度から令和6年度の5か年で事業が遂行される。その中で、「子ども・若者の居場所づくり」についても施策として位置付けられている。高校での「居場所カフェ」の活動が持続可能で、かつ、地域等との連携により発展していくとすれば、校内での「居場所カフェ」が新たな子どもの居場所になっていくことも考えられる。これは、高校生が大学生・短大生や地域の大人たちと協力し、自分たちの居場所だけでなく、子どもたちの居場所を自分たち自身で創り上げていくことで、子どもたちとの交流により、高校生の「自己肯定感」の醸成につながり、一方的な「被支援者」の立場を変えることができるようになる可能性がある。この点は、「子ども・若者の社会参画」の推進にも大きく寄与することが予測される。

#### 4. 研究活動の概要

コロナ禍の影響（高等学校の休校、緊急事態宣言の発出等）により、令和2年4月の採択後、研究計画の遂行の見通しが立たない状況が続いたが、5月の緊急事態宣言解除後に、研究活動を開始することができた。しかしながら、校内居場所カフェに関する実証実験については、食事を提供することから、クラスター感染の予防も考え、令和2年度の取り組みを見送ることとなった。その代わりに、Zoomを活用したリモート相談会を開催することとした。

##### (1) 「校内居場所カフェ」モデルに関する事例研究調査

横浜市立横浜総合高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立大和東高等学校への3校を訪問し、各校の「校内居場所カフェ」の事例調査を実施した。

- ①横浜市立横浜総合高等学校（令和2年8月26日（水）14:00～17:00）
- ②神奈川県立大和東高等学校（令和2年10月2日（金）13:30～17:00）
- ③神奈川県立田奈高等学校（令和2年10月15日（木）13:00～16:00）

##### (2) アンケート調査の実施

ちば産学官連携プラットフォームで実施した「学生意識調査」に、当該の質問項目を含め、調査を行った。（令和2年10月）

##### (3) 「校内居場所カフェ」の試行（実証実験）

計画では、千葉県生浜高等学校と連携し、「校内居場所カフェ」を試行する予定であったが、コロナ禍の中で、飲食を伴う活動の自粛が優先されたこと、特に、令和2年秋以降、第3波の影響も大きく、令和3年1月からは二度目の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、実証実験を実施することができなかった。その代替措置として、令和3年2月12日に、Zoomを活用したリモート相談会を開催した。

##### (4) 効果検証・成果報告

令和3年3月20日に、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立大和東高等学校で校内居場所カフェの取り組みを行っているNPO法人パノラマの石井正宏理事長を基調講演者として招き、シンポジウム「校内居場所カフェの取り組み、その工夫と課題」を開催した。

##### 【内容】

趣旨説明：矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部教授）

第一部 基調講演：14時05分～14時45分  
「校内居場所カフェの取り組み、その工夫と課題」  
石井 正宏（NPO法人パノラマ理事長）

第二部 パネルディスカッション：14時45分～15時45分  
「千葉県内高等学校における校内居場所カフェの模索」  
石井 正宏（NPO法人パノラマ理事長）  
石橋 正治（千葉県立生浜高等学校教諭）  
宮内 渉（NPO法人ハイティーンズサポートちば、千葉県立千葉工業高等学校教諭）  
矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部教授）  
石綿 寛（淑徳大学サービスマネジメントセンター）

#### 5. 結論

本共同研究事業を通じて得た結論は、高等学校の現場で対応する必要が高まっている高校生が抱える福祉的課題については、従来の教育的なアプローチではなく、福祉的なアプローチを通じて対応していくべきであるということである<sup>1</sup>。

千葉市では、全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置するなどを進めてきているが、「切れ目のない」支援を行っていくためには、高等学校においても福祉的支援を可能にする環境が必要とされる。

市が高校生への福祉的支援に取り組む上での論点は、①学校内において、在学する高校生が抱える福祉的課題にどのように対応するのか、②在学する高校生が抱える福祉的課題について、学校外の福祉的支援にどのようにつなげるのか、の2点であると考えられる。これを整理すると、図1となる。

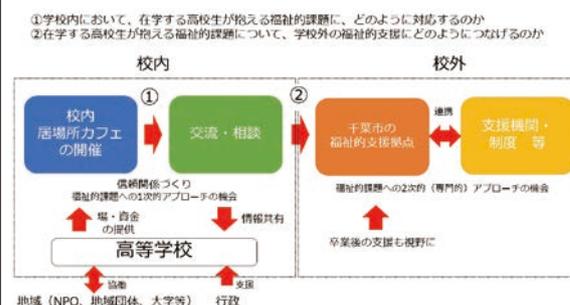


図1 福祉的支援のアプローチ

ここで市の役割について考えてみたい。

第1に、校内居場所カフェへの協力団体・連携団体とのマッチング機能が必要である。例えば、食事の提供の面では、調理を担当する団体、材料を提供してくれる団体などとのマッチングが挙げられる。また、運営スタッフを募集する際に、大学や地域団体への周知・広報等も市の役割として挙げられる。さらに、地域の民生委員や青少年育成委員会とのマッチングも挙げられる。この点は、図1の①への支援に該当する。

第2に、校内に配置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携である。専門家と連携することで、シームレスに市の福祉的支援とつなげていくことができる。また、千葉市児童相談所等との連携も必要なケースも想定される。この点は、図1の②の機能に該当する。

第3に、校外の福祉的支援拠点の強化である。この点は、千葉市の「子ども交流館<sup>2</sup>」の機能を強化するとともに、高校生以上の若年世代の「居場所（フリースペース）」とカウンセラーやソーシャルワーカーと連携することができる「福祉的支援機能」を持つ拠点を整備することで、高校卒業後の支援を可能にすることが必要である。このことにより、校内から校外への切れ目のない支援を行うことを可能にするとともに、小中高、そして高校卒業後も視野に入れた切れ目のない支援を行える環境を整備することができる。

例えば、千葉市の「子ども交流館<sup>2</sup>」にソーシャルワーカーを配置するなどして、校外の福祉的支援の拠点機能を強化することで、校内居場所カフェから子ども交流館につながる、また、子ども交流館から専門の支援機関や制度につなげていくという「コンシェルジュ」の役割を果たすことができる。一方、千葉市子ども交流館の課題は、利用者年齢が18歳未満であることと、市内に1カ所しかないことである。そこで、利用者年齢が18歳未満であるために、高校卒業後の切れ目のない支援が難しいため、若年世代向けの支援拠点を新たに設けることが必要である。また、利用者の利便性を考えると、千葉市の各区に設けることが望ましい。しかしながら、千葉市の各区で新たに施設を設置することは現実的ではない。そこで、各区に所在する区役所、コミュニティセンターを活用するほか、市内の大学・短大と

連携して、福祉拠点を「シェア」しながら、拠点を整備していくことが考えられる。また、こうした福祉的拠点の運営にあたっては、公益増進法人やNPO団体等に委託することが想定される。その委託方法については、成果連動型民間委託契約（ソーシャルインパクトボンド）方式とすることが望ましい。

次に活動を継続するための資金調達の方法としては、「地域連携型（ハイブリッド型）」を提案したい。

地域連携型は、運営主体を高等学校、校内居場所カフェ実行委員会、運営を委託するNPO団体等の三者で構成し、確保する資金についても、それぞれの役割と責任を分担する形式である。

まず、NPO団体等への運営委託費、マネージャー人件費、スタッフ人件費・交通費等については、高等学校と運営を委託するNPO団体等が担当する。例えば、高等学校は、高等学校の予算に加え、同窓会やPTA等、または地域の商店街や企業等から寄附を集める。高等学校への寄附は、税制上の優遇が認められる。地域の産業界からの寄附については、運営を委託するNPO団体への委託内容に含めることも考えられる。また運営を委託するNPO団体が国や民間助成団体に助成金を申請し、独自に資金を獲得することも想定する。産業界や個人からの寄附については、「成果連動型寄附」の仕組みを導入することも考えられる。「成果連動型寄附」の仕組みは、企業や個人は、事前に寄附の申し込みをしておき、校内居場所カフェの取り組みの成果が一定の目標以上となった場合に、申し込んだ寄付金額を支払うという仕組みである。これにより、寄附金が効果的に使われることになり、企業や個人も寄附の意味を見出しやすくなる。また、成果目標と評価基準が設定されることで、寄附の目的も説明しやすくなる。

次に、食糧費や消耗品費、ボランティアスタッフの謝礼等のいわゆる変動費については、高等学校と地域の多様な主体で構成される「校内居場所カフェ運営委員会」が担当する。

市と社会福祉協議会は、地域子ども福祉基金（仮称）を創設し、毎年度、ふるさと納税の収入等を原資<sup>3</sup>として一定額を市の予算から繰入し、積み立てるとともに、社会福祉協議会は赤い羽根共同募金等の資金の一部を配分する。また、地域子ども福祉基金（仮称）は、産業界からの寄附も受け入れる。地域子ども福祉基金（仮称）は、市内の複数の高等学校で「校内居場所カフェ」を横展開していく際に、資金の配分という観点でも必要な基金となる。

一方、資金だけではなく、食材等については、地域と連携することで調達することが可能である。例えば、フードバンクと連携したり、農家の余った野菜等を寄附してもらったり、商店街やスーパーと連携することで調達する。

また校内居場所カフェ運営委員会には、高等学校と運営を委託するNPO団体等の他、市役所の担当者、民生委員や青少年育成委員会等の地域団体、大学等、地域のボランティア団体・サークル、フードバンク団体、商店街など地域の関係者で構成し、多様な知恵と地域資源を集め、「地

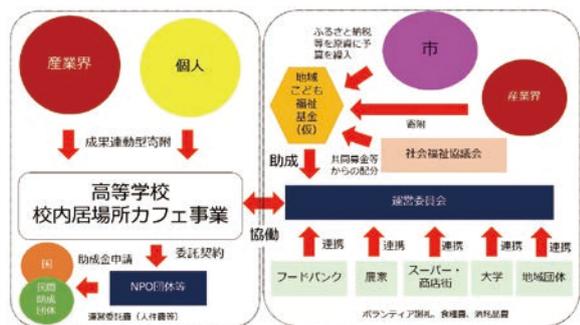


図2 地域連携型（ハイブリッド型）

域まるごと」の体制で実施するとともに、情報を共有する体制にしていけることが望ましい。

地域連携型（ハイブリッド型）で、資金確保の方法を、大きくは委託費や人件費と活動経費とを分けたことは、校内居場所カフェの実施にあたり、必ずしもNPO団体等に運営を委託しなくても、地域の協力者とともに実施することを可能にするためである。つまり、活動資金について、地域子ども福祉基金（仮称）から配分することが可能であれば、国や民間助成団体からの助成金、産業界や個人からの寄附が無くとも実施することができる。高等学校が置かれた状況等を踏まえながら、実施方法を選択することができることが重要であるとする。

## 6. 提言

最後に、高校生への福祉的支援を推進するために、本共同研究事業の成果を踏まえて、千葉市に、下記の5つの提言を行いたい。

### 【提言1】校内居場所カフェ・サポーターリストを整備し、協力団体や連携団体とのマッチングの仕組みを整備

校内居場所カフェを実施するためには、運営を委託するNPO団体等をはじめ、多様な地域の団体・機関の協力が欠かせない。そこで、これらの団体・機関のリスト（校内居場所カフェ・サポーターリスト）を整備し、校内居場所カフェを実施したいと考えている高等学校に、適宜、紹介・斡旋を行える体制を構築する。

### 【提言2】校外の福祉的支援拠点機能を強化

千葉市子ども交流館にソーシャルワーカーを配置するとともに、高校生が「居場所」として利用することを促進する。また、高校生以上の若年世代の「居場所（フリースペース）」とカウンセラーやソーシャルワーカーと連携することができる「福祉的支援機能」を持つ拠点を、各区1カ所ずつ、区役所やコミュニティセンター内、もしくは市内の大学・短大と連携して整備する。

### 【提言3】地域子ども福祉基金（仮称）の創設

ふるさと納税の収入等を原資とした市の予算からの繰入、社会福祉協議会から赤い羽根共同募金等の資金の一部を配分、産業界からの寄附を受け入れる「地域子ども福祉基金（仮称）」を創設し、校内居場所カフェの活動経費を支援。また、校内居場所カフェのスタートアップ時の助成を行う。

### 【提言4】子ども・若者政策に関するワンストップ窓口を整備

子育て支援、幼児教育・初等中等教育、子ども・若者の福祉、子ども・若者の社会参画等によって構成される子ども・若者政策に関するワンストップ窓口機能を、子ども未来局内に設置。子どもや保護者からの問い合わせの窓口（AIチャットボット、LINE等を活用）を一元化するとともに、校内居場所カフェに関しては、校内と校外との切れ目のない支援を実現するための支援機関や制度との連携を推進。

### 【提言5】県市連携による「切れ目のない支援」を実現するための情報共有・連携体制を構築

県立高校に配置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと千葉市の子ども・若者の福祉的支援担当部署との情報共有と連携を推進。また、市内の中学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと県立高校に配置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報共有と連携を推進。さらに、高校卒業後の福祉的支援に関する情報共有と連携を推進。

校内居場所カフェの活動を始め、高校生の福祉的支援のため、予算以外の点でできるハードとソフトの両面での工夫は多いと考えられる。

- 1 もちろん、福祉的課題は、学力的課題にも影響を及ぼすことは想定されるので、福祉的なアプローチの他に、教育的なアプローチも必要であるため、教育的なアプローチを否定するものではない。
- 2 <http://kodomo-koryukan.jp/>
- 3 ふるさと納税の使用用途として、「若年世代の福祉的課題への支援」を盛り込む。

### 3. 一般社団法人全国スーパーマーケット協会「地域密着型スーパーマーケットの新たな競争戦略に関する共同研究」

2019年度から、地域密着型スーパーマーケットの新たな競争戦略について、一般社団法人全国スーパーマーケット協会と共同で、第1期期間を2023年度までの5か年とし、共同研究を実施している。

「地域密着型スーパーマーケット（LSM）の競争戦略に関する分析」では、地域密着型スーパーマーケットについての経営・財務指標の分析や非財務要素に関する事例研究を通じ、地域密着型スーパーマーケットの強みを整理するとともに、地域貢献や社会貢献の取り組みが、地域密着型スーパーマーケットの競争力の大きな源泉となり、強みとなることを明らかにし、差別化戦略を通じた競争戦略の方向性について検討している。

2020年度の検討結果については、下記のテーマで報告書を作成した。

- ①「スーパーマーケットの新たな競争戦略の可能性～スーパーマーケット Good Action Initiativesに向けて～」  
（執筆：矢尾板俊平センター長）
- ②「小売業の収益性に関する地域傾向」（執筆：松村俊英特別客員研究員）

「スーパーマーケット・アワードの創設に関する基礎研究」では、地域貢献や社会貢献等の非財務的要素について、優れた事業活動を展開している地域密着型スーパーマーケットを顕彰するため、「スーパーマーケット Good Action Initiatives」を創設し、2021年2月に開催されたスーパーマーケットトレードショーで、事例発表及びパネルディスカッションを開催した。

事例については、公募及び推薦とし、2020年度で

は、4本の事例を顕彰の対象とした。

滋賀県彦根市の株式会社パリヤでは、SDGs活動の一環として、フードロス問題に取り組み、フードバンクや子ども食堂への寄附等を行っている。

鹿児島県奄美市の株式会社グリーンストアでは、島ではなかなか手に入らない商品を地域に提供するとともに、「とくし丸」という移動スーパーに取り組んでいる。

大阪市の株式会社スーパーサンコーでは、買い物バスを運行していることが紹介されている。移動スーパーや「買い物バス」の運行は、いわゆる買い物難民問題への対策としても有効であり、地域の生活インフラを提供していると言える。2021年度のスーパーマーケット Good Action Initiativesでも地域の生活インフラを提供している。

京都市のフレンドフーズ有限会社は、地元の老舗惣菜店「井上佃煮店」の総菜製造・販売事業を継承し、地域の伝統の「味」を受け継いでいく「次世代型事業継承」の事例であった。



スローガン：

『最も多くの地域の「幸せ」を創り出し続けることができるスーパーマーケットを目指そう』

スーパーマーケット Good Action Initiatives 7つの目標

目標1	お客様が安心して購入でき、おいしい商品を
目標2	お客様が笑顔で買い物ができるお店づくりやサービスを
目標3	働いている人がみんな笑顔で、働きがいを感じられる環境を
目標4	取引先と良いパートナーシップを構築し、連携を
目標5	地域とのつながりを深め、地域の困りごとに関わり合いながら、地域の発展に貢献
目標6	事業を通じて社会の課題を解決
目標7	事業を安定的に継続できるような経営を

スーパーマーケット Good Action Initiatives

主催：一般社団法人全国スーパーマーケット協会／淑徳大学地域連携センター

スーパーマーケット Good Action Initiatives 実行委員会  
委員長：矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部）

教授)  
副委員長・総合プロデューサー：中川直洋（弥蔵舎株式会社代表取締役）  
委員・デザイナー：浅井由剛（株式会社カラーコード代表取締役、京都芸術大学准教授）  
委員：山本直史（株式会社エコリング代表取締役）  
委員：長瀬直人（一般社団法人全国スーパーマーケット協会）  
事務局：大城百花

相当数の人員と期間が必要となる。重要史料の保管計画とともに今後の史料調査について体制の整備が必要である。

④次回の調査については、現下の状況を勘案しながら年度内に実施する予定である。

以上

#### 4. 令和2年度千葉県酒々井町清光寺古文書調査 第1回報告書（令和2年8月26日）

淑徳大学人文学部歴史学科  
准教授 田中 洋平

##### （1）古文書調査の前提

- ①千葉県酒々井町と淑徳大学の地域間連携協定に基づき、同町に所在する浄土宗孤峰山清光寺にかかる古文書調査を実施した。
- ②調査の実施概要は下記2のとおり。

##### （2）調査の概要

- ①前回の予備調査で確認した貞享年間の「朱印状」について、表題を記し中性紙封筒に整理した。
- ②上記「朱印状」以外に新たに2点の「朱印状」の存在を確認し、同様に表題を記して中性紙封筒に整理した。
- ③これに加え、襖裏張り文書について調査したところ、戦国時代中期から末期の「永正」「永禄」「永禄」の年号が記された古文書を複数点発見した。

##### （3）今後の計画

- ①襖裏張り文書の調査を進めるなかで、当初想定していたよりも多くの古文書史料が存在することを確認した。今後は複数年にわたる調査・整理活動を行うことが必要となるものと考えられる。
- ②中世文書の年号が記された史料については、紙質や形状、花押や押印の状況から近世に入ってからの写しであると判断されるが、相対的に史料点数の少ない中世文書を補完する意味においても重要史料であると判断される。
- ③襖裏張り文書の整理にあたっては、襖の解体過程で

## IV. 2020年度 淑徳大学と千葉市との連携事業の整理

2020年7月1日現在

	新規 継続	取組内容	担当課
1	継続	【中央区のまちづくりに関する協働・参画】 中央区におけるまちづくりや地域の課題解決、地域活性化の取り組みにおいて、協働・協創を進める。特に、中央区内の地域運営委員会の活動を支援するため、淑徳大学が有する資源（人的資源、学術研究の成果）を活用しながら、地域・行政・大学の連携を通じた地域マネジメントモデルの構築を進める。	中央区地域振興課 市民自治推進課
2	継続	【バラスポーツ講座・交流会の開催など共生社会の実現に向けた取組み】 今後、共生社会の実現を目指し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、これまでスポーツに親しむ機会の少ない障害者のスポーツへの参加機会の拡大や、互いの理解を深めるために障害のある人もない人もともにスポーツに親しむ機会の創出、競技普及の担い手育成などについて、さらなる連携を図る。	オリンピック・パラリンピック推進課
3	継続	【介護人材の確保・定着の促進】 今後想定される介護人材の不足を補うため、介護ロボットの普及や外国人人材の活用など様々な施策を推進することとしている。そこで、これらの施策についての普及啓発として、淑徳大学の有する介護分野に関する豊かな知見を活用し、大学講師による先進的な取組みに関する講演をはじめ、介護人材の確保・定着に向けた連携を進める。	介護保険管理課
4	継続	【子ども若者市役所受託事業】 当該事業は、平成28年6月に行われた「こども・若者選挙」により、市内の高校生に選ばれた施策であり、こども・若者の意見が市政に反映され、こども・若者が主体的に活動するための組織として、小学生から大学生くらいまでのこども・若者が参加する「こども・若者市役所（CCFC）」の運営を行うことを目的として実施する。	こども企画課
5	新規	【千葉市 大学連携共同研究事業】 本研究では、千葉県立生浜高校と連携し、「校内居場所カフェ」モデルの構築を目指し、アンケート調査の実施や実証実験を行うことにより、そのプログラムづくりを通じて、市内の高校に通学する高校生への福祉的支援の可能性を明らかにすることを目的とする。	政策調整課
6	継続	【小学校等における主権者教育・投票啓発活動】 千葉市選挙管理委員会が取り組む小学校等における主権者教育で行われている「模擬投票」に協力するとともに、投票率の向上を目指した投票啓発活動を協働する。	選挙管理委員会
7	継続	【市内フィールドワークの実施】 大正大学と連携して企画される千葉市役所の施策に関する講義の実施や市内でのフィールドワークの実施にご協力をいただく。	政策調整課
8	継続	【リカレント教育事業】 千葉市のリカレント教育事業を推進のため、教育コンテンツや公開講座のプログラム作りにおいて連携する。 ※2020年度は、ちば産学官連携プラットフォームとも連携し、3コースを調整・制作。	政策調整課
9	継続	【千葉市 文化振興課】 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に際して、千葉市内の拠点（会場となる海浜幕張エリア、千葉市美術館がある千葉駅エリア、淑徳大学がある蘇我エリア）を有機的に結びつけ、回遊性を高め、国内外からの訪問客に、千葉での滞在を楽しんでもらうとともに、淑徳大学や大巖寺が持つ学術資源、文化資源等を公開・開放し、世界に「利他共生の精神」を発信する。	千葉市 文化振興課
10	継続	【千葉市 都市総務課・UR】 千葉市では、市人口のうち約3人に1人が住宅団地に居住しているというデータがあり、しかもそのうち大部分は40～50年前に整備された大規模団地で、施設の老朽化や住民の高齢化が顕著となっている。そこで、現在、そのような住宅団地に若年世代が居住することで、多世代交流を生み出し、活性化に資する取り組みができないかと検討している。そのひとつのアイデアとして、近隣の大学生が団地に居住し、地域活動に参画する中で、若年世代が住みよい環境を創り出すことができないかを検討する。	住宅総務課
11	継続	【看護・介護・福祉分野等における新製品開発の促進】 今後、高齢化の進展に伴い需要が増大することが想定される看護・介護・福祉分野で活用される機器は、ハンドメイドで製品化されるものから、最新のロボット技術を活用し上市されるものまで多様に渡る。地域経済活性化のため、ユーザー目線に立ち、この分野に参入しようとする開発メーカーに対し、看護・介護・福祉に総合的な知見を持つ淑徳大学が助言等を行うことで、開発期間の短縮化や、製品の利便性向上を狙い、淑徳大学と市及び財団で連携を進める。	産業支援課

	新規 継続	取組内容	担当課
12	継続	【食品関連事業者と連携した新商品の開発】 千葉市内及び近隣地域では、様々な農林水産物が生産されており、地域経済活性化と地産地消の推進のため、これらの地場産品を活用して食品開発を進める事業者と、栄養学の権威である淑徳大学の連携による新しい食品、新しいメニューの創造を狙い、淑徳大学と市で連携を進める。	産業支援課
13	継続 (今年度 中止)	【千葉の親子三代夏祭りにおける学生ボランティア】 平成27年度から、学生ボランティアに千葉の親子三代夏祭りの各種イベントの運営を補助してもらっている。 平成30年度からは、夏祭り当日のボランティアだけではなく、企画段階から継続的に夏祭りの運営に参画してもらうことを検討している。	市民自治推進課
14	継続	【生活困窮世帯等に属する中学2年生及び3年生に対する学習支援】 平成23年度から千葉市教諭OBや学生ボランティアの協力のもとに生活困窮世帯等を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、高校進学に必要な基礎学力をつけること等を目的として無料の学習支援事業を行っている。 同事業の申込者数は、事業開始から大幅に増加しており、また、きめ細かい学習支援を行うためには学生ボランティアによる更なる協力が必要であるため、ボランティアの派遣協力を求める。	保健福祉局保護課
15	継続	【妊孕性についての周知】 若い世代がライフデザインと健康を考える際の一貫として、妊孕性について正しい知識の周知への協力をお願いする。 1) 在学生に対する講演会を実施する場の提供 2) 成人式に配付している妊孕性周知のためのリーフレットを見直すための意見聴取 ※妊孕性（にんようせい）とは：妊娠のしやすさのこと。加齢とともに低下するとされている。	健康支援課
16	継続	【事業所内保育事業又は企業主導型保育の設置、運営】 組織の人材確保やダイバーシティ、ワークライフバランスの推進モデルとして、保育士養成校としての資源を活かし、事業所内保育事業又は企業主導型保育を学内又は隣地に設置していただくとともに、地域枠の設定により待機児童解消を促進していただく。本市からは、事業所内保育事業の設置、運営に助成するとともに、各区において、市民に対して地域枠のあっせん、紹介を行い、事業運営を支援する。	幼保支援課
17	継続	【企業向け研修の開発及び企業への周知方法検討】 平成28年度から市内の中小企業の人材育成を図り、もって市の産業の振興に寄与することを目的として、中小企業者の経営者又はその従業員が業務に必要な技術、技能又は知識の習得を図るために必要な各種研修制度を利用した市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助する「千葉市中小企業研修費補助金事業」を開始した。補助対象となる研修の一つとして、「市内大学が実施する企業を対象とした在職者向け研修」を挙げていることから、企業向けの研修を開発していただき、市内中小企業の利用を促進したい。また、企業への周知方法にも学生のアイデアを活用したい。（チラシのデザイン作成など）	経済企画課 雇用推進室
18	継続	【「緑と水辺の基金」事業における連携】 寄附付自販機の設置・基金パンフレット等広報物の配布など、基金の募金・広報活動において出来る範囲での連携をお願いする。（「ちょいサボ宣言」「募金箱デコリ隊」）	緑政課
19	継続	【美浜ステイ・プロジェクト事業】 平成28年度に設立した区職員有志と敬愛大学ボランティアサークルIrisによるMMMMPT（みんなで・みはまを・もりあげようプロジェクトチーム）実行委員会を主軸として、地域活性化に関心を持つ地域の団体（学生・企業等）を巻き込みながら、各種イベントを企画立案・実施し、美浜区のブランド力向上を目指しており、本事業への参加をお願いする。 （平成28年度実績） 自主研修グループでの活動として、12月にイルミネーション点灯・アカペラコンサートを開催し、学生にはポスター作成・近隣店舗への協賛金依頼・当日の運営業務等に携わってもらった。 （平成29年度予定） 今年度より予算を確保し正式に事業として立ち上げ。引き続き、地域活性化に関心を持つ地域の団体に様々な形での協力を仰ぎながら、企画を立案・実施していく。 《4月時点実施予定（案）》①浜辺PRイベント（稲毛海浜公園・展示企画と飲食ブース出店・10月下旬～11月上旬）②若者まちづくりワークショップ（区内高校、大学生を対象・地域活性化施策の検討をテーマ・12月頃）③イルミ浜・アカペラコンサート（高洲コミュニティセンター・イルミネーション点灯・11月下旬～12月末）④美浜PR動画（大学生との協働により外国人観光客を対象としたPR動画制作・時期未定）他	美浜区地域振興課

	新規 継続	取組内容	担当課
20	継続	【スクールソーシャルワーカーの受け入れ】 SSWの職務について学ぶ場を提供するとともに、本市学校教育を担う育成に当たるため、福祉関係について学ぶ学生のスクールソーシャルワーク実習を、教育支援課及び教育センターや養護教育センターにおいて受け入れている。	教育支援課
21	継続	【養護教育センターが実施するサポート活動への学生ボランティア参加】 大学を通じて、養護教育センターのグループ活動や学校生活サポート事業の学生ボランティアを募集している。 長柄ハッピーキャンプの宿泊体験行事にも学生ボランティアが同行している。	養護教育センター
22	継続	少子高齢化の社会背景から、乳幼児に触れ合う機会が少ないまま母親になり、育児に関する不安を抱く方が多いといわれています。そこで、看護栄養学部看護学科では、地域貢献の一環として、妊婦さんとそのご家族を対象に、平成29年1月から月1回、沐浴教室の開催を始めました。沐浴教室では、赤ちゃんの抱っこや沐浴の方法について教員が説明をした後、実際に抱っこや沐浴の体験をしていただいています。学生もボランティアとして参加し、自分が学んだ知識と技術を提供しながら、参加者と楽しくコミュニケーションを図っています。平成28年度以降は月1～2回のペースで継続して開催する予定です。	千葉市保健福祉局健康部健康支援課 千葉市中央保健福祉センター健康課

## 2020年度 淑徳大学（各キャンパス）と酒々井町との連携事業の整理

2020年6月1日現在

	新規 継続	取組内容	担当課
1	継続	まちづくり活動の取り組みや町の魅力について、町民や若い目線で新たに情報発信していくことを目的として発行している「広報ニューしすいYong Eyesの」の編集委員として、学生が参画している。(H29年度～)	企画財政課 広報公聴班
2	継続	酒々井町文化財基本調査「清光寺」史料調査 酒々井町浄土宗亀澤山清光寺は徳川幕府所縁の浄土宗寺院であり、本尊は県指定文化財となっている。しかしながら文献調査をはじめ資料調査を実施していないままであった。令和元年度台風15号により建物に大きな損壊を蒙ったため破却する予定となったため、史資料が散逸する恐れがあり、同寺の史資料について調査を行うこととする。	企画財政課 企画・地方創生推進室
3	継続	酒々井・千葉氏まつり 学生のイベント参加。誘客に向けた改善等報告。	企画財政課
4	新規	酒々井町観光実態調査 調査方法については、酒々井町と協議中。	経済環境課 商工観光班

## 2020年度 淑徳大学（千葉第二キャンパス）と自治体との連携事業の整理

2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）

	新規 継続	取組内容	担当課
1	継続	【千葉市食育&消費者教育情報誌「おいしくタベル たのしくマナブ」の作成協力】 小学生を対象とした食育や消費者教育のための千葉市の情報誌について、R2年度も前年度と同様に学生とともに作成に協力した。情報誌は地内の小学校全校に配布され、子どもだけでなく、子どもを通して保護者への食育、消費者教育を行うことを目的としている。小学校では配布のみにしたのは27%ほどで、7割以上は授業や読み物として活用されていた。	千葉市保健福祉局健康福祉部 健康推進課
2	継続	【茨城県常総市 介護予防・日常生活支援総合事業評価】 茨城県常総市は、2009（平成21）年度より、地域での主体的な介護予防活動を担う「介護予防リーダー」養成への取り組みを開始した。 介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業のサポートを行うとともに、2009年度からの継続した追跡調査により事業評価を行い、介護予防に向けた持続可能な当事者共創社会の構築をめざす。	茨城県常総市 高齢福祉課

## 2020年度 淑徳大学（埼玉キャンパス）と自治体との連携事業の整理

2020年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

	新規 継続	取組内容	担当課
1	継続	【富士見市子ども大学ふじみ・子どもスポーツ大学ふじみ】 子ども大学は、もともと埼玉県の実業。いくつかの市町村と大学・企業・市民団体が実行委員会を作り、企画運営する形式をとったが、調整が難しく、次第に一つの基礎自治体の教育委員会生涯学習課と一つの大学、それに市民有志が加わり実行委員会を作り、企画・運営するようになった。富士見市では、2つの「子ども大学」があり、各年間7回の講義（講演・体験事業）を行い、教育学部の学生が、企画・運営に積極的に参加している。コロナ禍で2020年度は中止。	富士見市教育委員会・生涯学習課
2	継続	【三芳町子ども大学みよし】 子ども大学は、もともと埼玉県の実業。いくつかの市町村と大学・企業・市民団体が実行委員会を作り、企画運営する形式をとったが、調整が難しく、次第に一つの基礎自治体の教育委員会生涯学習課と一つの大学、それに市民有志が加わり実行委員会を作り、企画・運営するようになった。三芳町では年間5回の講義（講演・体験事業）を行い、教育学部の学生が、企画・運営に積極的に参加している。コロナ禍で2020年度は中止。	三芳町教育委員会生涯学習課・中央公民館
3	継続	【みよし祭り】 毎年9月最初の土曜日に開催される4万人規模の市内総出の夏祭り、芸能・パフォーマンス発表大会プラス花火大会。淑徳大学経営学部が「ボランティア研修」の授業の一つのプログラムとして、毎年20名以上が参加。祭り当日だけではなく、事務的な準備段階から祭りの作り込みに参加。当日は、受付、駐輪場誘導、イベント広場司会、ゴミステーション指導等に分散して活動。祭り終了後もゴミ拾い、後片付け、反省会・町への提言まで行っている。コロナ禍で2020年度は中止。	三芳町自治安心課
4	継続	【鶴瀬よさこい祭り】 毎年10月の週末に1日だけ行われている2万人規模の秋のよさこい系の祭りイベント。毎年岩村2年ゼミが、実行委員会に参加し、会議、会場の仕込み・準備、当日の約80チームの各踊り会場での誘導、後片付け、反省会を行う。富士見市から助成金のある事業。コロナ禍で2020年度は中止。	鶴瀬西口商店街連合会・鶴瀬よさこい祭り実行委員会事務局
5	継続	【みずほ台祭り】 毎年8月末の土曜日に行われる4万人規模の祭りイベント、屋台の他、各種パフォーマンスあり。埼玉キャンパスからは、チアリーダーチームや音楽クラブが参加。また「企業経営研究」の授業の一環としてボランティアスタッフとして、あるいは模擬店を出店する学生がいる。コロナ禍で2020年度は中止。	西みずほ台商店会・みずほ台祭り実行委員会
6	継続	【所沢市生涯学習推進センター講座】 国際コミュニケーション学部時代から淑徳大学に講座開校依頼があり、継続している事業。現在年2回、「境の旅行」講座を観光経営学科の教員が行っている。コロナ禍で2020年度は中止。	所沢生涯学習推進センター
7	継続	【横瀬町・果樹公園芦ヶ久保道の駅連携事業】 経営学部岩村2年・3年ゼミ生が、現地で農家聞き取り調査、登山道踏破調査・登山道落ち葉掃きを行いながら、歩行散策路の改善を横瀬町に提案する。コロナ禍で一部実施。	横瀬町・道の駅果樹公園芦ヶ久保
8	継続	【小学校への学習支援ボランティア】 小学校へ学生を学習支援のために派遣。	朝霞市、川越市、所沢市、富士見市、三芳町各教育委員会

## 2020年度 淑徳大学（東京キャンパス）と自治体との連携事業の整理

2021年7月7日現在

	新規 継続	取組内容	担当課
1	継続	【歴史学科：成果科目「歴史調査実習Ⅰ」における地域連携】 ※授業での連携 板橋区立郷土資料館・板橋区公文書館の協力を得て、調査や実習を実施。また郷土資料館の学芸員で卒業生による講義を実施。	板橋区立郷土資料館 板橋区公文書館
2	継続	【歴史学科：正課科目「日本地域史」における地域連携】 ※授業での連携 板橋区板橋宿跡を対象として地域の歴史を研究する。板橋区公文書館・板橋区立郷土資料館で調査研究を行う。その成果は学生がまとめた報告書、および教員が板橋区公文書館・板橋区立郷土資料館の協力のもとまとめた実践報告書（『淑徳大学人文学部研究論集』へ投稿予定）は、板橋区公文書館へ寄贈する予定である。	板橋区立郷土資料館 板橋区公文書館
3	継続	【認知症サポーター養成講座】 ※教職課程と連携 板橋区内の認知症の高齢者をサポートする活動を支援する講座を開催。2020年度は12月4日にオンラインと対面のハイブリットで開催した。講師には、社会福祉法人ハッピーネット 若葉ゆめの園デイサービスセンターのセンター長をお迎えした。 人文学部は教職課程履修する学生の「介護等体験」の事前学習を目的として参加。短期大学部介護福祉コース1年生が授業の一環で参加。受講者36名（人文学部歴史学科学生20名、短期大学部学生15名、教職員1名）	板橋区 おとしより保健福祉センター 認知症施策推進係
4	継続	【歴史学科：教職課程を履修する学生による学習ボランティア】 ※教職課程と連携 教職課程を履修する学生が、板橋区教育委員会と連携して、学習支援ボランティアに登録し、派遣を要請する小中学校で学習支援を行う。 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で中止。	板橋区教育委員会 板橋区教育センター教育支援係
5	継続	【歴史学科：八潮子ども夢大学での体験授業の実施】 ※教職課程と連携 八潮市教育委員会主催で2014年度から開催されている「八潮子ども夢大学」に2015年度より参加。八潮市の有志児童が大学を訪れ、学生や教員による体験学習や講義を受ける。 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で中止。	埼玉県 八潮市 学校教育一部 指導課 指導係
6	継続	【表現学科：板橋区文化・国際交流団体が主催するイベントでの学生スタッフの参加】 ※ゼミでの連携 白寄ゼミで2017年度より下記のイベントにおいて、学生がスタッフとして参加。2020年度は感染対策をした上で、以下に参加した。 ・ふれあいステージ 影アナウンス ・フレッシュコンサート 影アナウンス ・外国人スピーチ大会 司会・講評・運営→リモートにて配信。	公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団
7	継続	【表現学科：志村警察署と連携しての特殊詐欺防止の企画立案】 ※ゼミでの連携 白寄ゼミで2017年度より参加。2020年度は以下を実施。 ・特殊詐欺防止キャンペーンに向けてのキャラクター ・チラシ制作及びキャッチコピー制作。	警視庁 志村警察署 防犯係
8	継続	【表現学科：「絵本のまち 板橋」プロジェクト 板橋区立美術館および板橋区立図書館とのPBL】 ※ゼミでの連携 杉原ゼミで2019年度より板橋区立美術館と連携。「イタリア・ボローニャ国際絵本原画展」と関連シンポジウムの視察、東京キャンパス内で絵本ミニセミナー開催、大学祭で研究活動の報告展示を実施。 ※2020年度はコロナ禍で活動はできず。板橋区立美術館との間の情報交換にとどまった。 ※2021年度は7/17～8/15のイタリア・ボローニャ国際絵本原画展と、これに関連して区内の各店舗で開催されるイベント「ボローニャ絵本さんば」、板橋区立中央図書館・いたばしボローニャ絵本館での特別展示を取材し、WebとSNSで学生記者が発信。	板橋区立美術館 館長 板橋区立中央図書館
9	継続 隔年	【板橋区公開講座】 板橋区と共催により隔年で開催される公開講座で、東京キャンパスでは人文学部開設の2014年度に初めて開催。参加者は区内在住・在勤・在学で全6回すべてに受講できる方が対象で事前応募制。2017年度は歴史学科、2019年度は表現学科の専任教員が担当。 ※隔年のため2020年度はもともと予定なし。	板橋区教育委員会 事務局 生涯学習課生涯学習推進係

---

# 淑徳大学地域連携センター年報

第5号

---

発行 令和3年12月  
編集責任者 矢尾板俊平  
発行者 淑徳大学地域連携センター  
〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町200  
電話043-265-7911  
印刷 (株)正文社  
〒260-0001 千葉市中央区都町1-10-6  
電話043-233-2235

---

ISSN 2434-0278